

平成20年度

包括外部監査結果報告書

「枚方市の下水道事業に係る財務事務の執行と事業管理について」

枚方市包括外部監査人

林 紀美代

## 包括外部監査報告書 目次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
I. 監査の種類.....	1
II. 選定した特定の事件 .....	1
III. 事件を選定した理由 .....	1
IV. 包括外部監査の方法 .....	1
1. 監査の要点 .....	1
2. 主な監査手続.....	2
V. 監査対象期間 .....	2
VI. 監査対象部署 .....	2
VII. 監査の実施期間.....	2
VIII. 包括外部監査人および補助者の氏名および資格 .....	2
IX. 利害関係の有無.....	2
第2章 枚方市下水道事業の概要.....	3
I. 下水道事業の概要 .....	3
1. 下水道の役割.....	3
2. 市の下水道事業の概要 .....	3
(1) 下水道事業の概要 .....	3
(2) 親水事業の概要.....	6
(3) 高度処理水などの有効利用 .....	8
(4) 関連法令.....	8
(5) 沿革.....	9
(6) 組織図 .....	10
(7) 人員数の推移 .....	11
II. 下水道整備計画.....	13
1. 市の下水道整備状況 .....	13
(1) 汚水管の整備状況 .....	13
(2) 雨水管の整備状況 .....	16
2. 下水道整備計画 .....	16
(1) 市の下水道整備方針 .....	16
(2) 汚水管の整備計画 .....	16
(3) 雨水管の整備計画 .....	20
III. 下水道事業の財政状況 .....	21

1. 過去5年間の決算数値の推移.....	21
2. 決算数値の推移分析.....	22
IV. 下水道特別会計に影響を与える事項に関する試算.....	23
1. 水洗化率.....	23
2. 下水道整備費用.....	26
V. 経営健全化計画の概要.....	28
1. 下水道事業経営の基本的考え方.....	28
2. 下水道事業経営健全化計画策定の背景.....	28
3. 経営健全化計画の内容.....	29
(1) 計画期間.....	29
(2) 数値目標.....	29
(3) 年度別収支目標.....	29
(4) 目標達成への手法.....	30
(5) 目標達成への具体策.....	30
VI. 類似団体との比較.....	33
1. 類似団体との指標の比較.....	33
(1) 水洗化率.....	33
(2) 使用料単価.....	33
(3) 汚水処理原価.....	34
(4) 資本費.....	35
(5) 維持管理費.....	36
(6) まとめ.....	37
第3章 包括外部監査の結果および意見.....	38
I. 下水道事業の経営管理.....	38
1. 収支計画の達成状況.....	38
(1) 経営健全化計画の収支目標.....	38
(2) 経営健全化計画における収支目標と実績の比較.....	38
(3) 目標達成に向けた取組内容と経済効果.....	40
(4) 経営健全化計画の進捗管理.....	43
(5) 中長期経営計画の継続的な策定.....	45
2. 一般会計からの繰出金の状況.....	46
(1) 下水道事業における一般会計繰出金.....	46
(2) 一般会計繰出金の推移と積算方法.....	47
(3) 基準外繰出金の適正化.....	49
3. 雨水整備計画の策定.....	49

II. 下水道事業にかかる市債の状況	51
1. 市債の発行方針	51
(1) 発行の目的	51
(2) 発行の方法	51
2. 市債の発行状況	52
(1) 発行利回り別 10 年間の発行額の推移	52
3. 市債の償還状況および償還計画	53
(1) 過去 10 年間における公債費等の推移	53
(2) 今後 10 年間の起債残高および公債費の推移予測	54
(3) 市債の発行および償還計画の策定	54
III. 下水道事業受益者負担金	56
1. 受益者負担金の意義	56
2. 受益者負担金額の算定	57
(1) 単位負担金の算定方法	57
(2) 賦課決定	59
3. 徴収方法	60
(1) 徴収方法	60
(2) 平成 19 年度の受益者負担金額	61
4. 賦課保留	61
(1) 賦課保留手続	61
(2) 賦課保留の取消	61
5. 減額および減免	62
(1) 減額	62
(2) 減免	62
6. 賦課対象先の網羅性	63
7. 滞納管理の状況	64
(1) 平成 19 年度末滞納状況	64
(2) 督促業務	64
(3) 滞納者の状況把握	65
8. 不納欠損の状況	67
IV. 水洗化の促進	68
1. 未水洗化の状況	68
2. 水洗化促進のための助成	69
3. 水洗化促進のための調査	69
V. 下水道使用料	72
1. 下水道使用料の算定方法	72

(1) 算定方法.....	72
(2) 下水道使用料の改定.....	72
(3) 実際の使用料の計算.....	74
2. 水道局との関係.....	75
3. 徴収方法.....	76
(1) 徴収事務の概要.....	76
(2) 徴収事務.....	77
4. 減免の状況.....	78
(1) 減免対象世帯数.....	78
(2) 減免手続.....	79
5. 滞納管理の状況.....	80
(1) 平成 19 年度末滞納状況.....	80
(2) 管理状況.....	81
6. 不納欠損の状況.....	84
(1) 過去 5 年間の不納欠損処理状況.....	84
(2) 水道局徴収対象にかかる不納欠損処理.....	84
(3) 下水道部徴収対象にかかる不納欠損処理.....	85
VI. 下水道部の工事請負・委託契約等.....	86
1. 市の契約制度.....	86
(1) 契約方式の概要.....	86
(2) 市における契約制度の改革.....	87
2. 競争入札の状況.....	91
(1) 契約事務の流れ.....	91
(2) 平成 19 年度の契約状況.....	92
3. 随意契約の状況.....	97
(1) 随意契約とは.....	97
(2) 下水道事業における随意契約.....	98
VII. 財産管理の状況.....	102
1. 下水道事業の財産.....	102
(1) 公共下水道の管理状況.....	102
(2) 公有財産、物品の管理状況.....	104
(3) 薬品等の管理状況.....	106
(4) 固定資産の評価額の調査状況.....	107
(5) 旧下水処理場の管理状況.....	108
第 4 章 包括外部監査結果および意見の総括.....	112

I. 下水道事業の今後について.....	112
1. 公営企業会計の適用.....	112
2. 水道局との統合.....	113
(1) 統合のメリット・デメリット.....	113
(2) 水道局との統合に向けての課題整理.....	114

本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。なお、金額の記載にあたっては、特に断りがな  
い限り、単位未満は切り捨てて表示しています。

# 第1章 包括外部監査の概要

## I. 監査の種類

地方自治法（以下「法」という。）第252条の37第1項、第2項および「枚方市包括外部監査契約に基づく監査に関する条例」第2条に基づく包括外部監査

## II. 選定した特定の事件

枚方市の下水道事業に係る財務事務の執行と事業管理について

## III. 事件を選定した理由

枚方市（以下、市という）は、行政区域の6,508haの約8割にあたる5,217haを下水道計画区域として位置付け、「枚方市下水道整備計画」（10ヶ年計画）を策定し、それに基づき整備が進められているところであり、平成19年度末の下水道人口普及率は91%を達成している。

一方、下水道事業は「雨水は公費、汚水は私費（受益者負担）」という考え方が前提となっており、市の下水道特別会計の一般会計からの繰入金は平成16年度61億円、平成17年度62億円、平成18年度60億円と推移している状況にある。さらに、平成19年度末における下水道整備のための起債残高は1,028億円（※）であり、市の地方債残高2,288億円（※）の45%（※）程度に達していることから、今後の償還財源の確保については市の財政に与える影響を考える上で重要である。

これらの点を踏まえ、市の下水道事業に係る財務事務が関係法令に照らし、適正に執行され、事業管理が適切に行われているかどうかを検討することは意義があると判断し、特定の事件として選定した。

（※）特定の事件選定過程において検討した決算見込数値を基礎に記載している。

## IV. 包括外部監査の方法

### 1. 監査の要点

- （1）下水道特別会計の歳入額および歳出額は、関係法令、規則および諸規程に準拠して処理されているかどうか
- （2）受益者負担は適切になされているか
- （3）下水道使用料の決定およびその徴収事務は適切になされているか
- （4）下水道事業に係る契約は関係法令、規則および諸規程に基づき、適切に行われているか
- （5）市債の発行・償還が計画的に行われており、かつその計画は実行可能かどうか
- （6）効率的な管理運営が行われているかどうか

## 2. 主な監査手続

- (1) 関係書類の閲覧
- (2) 関係者からの状況聴取
- (3) 関係各所の状況の観察

## V. 監査対象期間

平成 19 年度（自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日）

但し、必要に応じて過年度および平成 20 年度分の一部についても監査対象とした。

## VI. 監査対象部署

- (1) 下水道部
- (2) 水道局（下水道使用料の徴収事務に限る）
- (3) 財務部（下水道工事等に関する契約および検査事務に限る）
- (4) その他下水道事業に係る事務に関連する部署

## VII. 監査の実施期間

自平成 20 年 4 月 1 日 至平成 20 年 12 月 26 日

## VIII. 包括外部監査人および補助者の氏名および資格

包 括 外 部 監 査 人 公 認 会 計 士 林 紀 美 代

外 部 監 査 人 補 助 者 公 認 会 計 士 横 井 康

公 認 会 計 士 谷 口 悦 子

公 認 会 計 士 藤 川 千 代

公 認 会 計 士 福 田 敏 信

会 計 士 補 田 重 田 勝 弘

## IX. 利害関係の有無

包括外部監査の対象とした事件につき、市と包括外部監査人および補助者との間には地方自治法第 252 条の 29 に規定する利害関係はない。



## 第2章 枚方市下水道事業の概要

### I. 下水道事業の概要

#### 1. 下水道の役割

##### 1) 汚水の排除による生活環境の改善

下水道事業の役割のひとつとして、人間の生活あるいは生産活動に伴って生じる汚水を速やかに排除することにより、住宅地周辺の悪臭や害虫発生防止および感染症の発生可能性を低減することに資すると共に、便所の水洗化を通じて、住民の生活環境の向上に資する点があげられる。

##### 2) 雨水の排除による浸水の防除

宅地開発された都市においては、森林や農地などが有していた雨水の貯留能力が失われており、かつ、近年は都市型の集中豪雨が頻発する状況にあり、浸水を防ぐ上では、下水道が有する雨水排除機能は重要な役割といえる。

##### 3) 公共用水域の水質保全

公共用水域の水質汚濁の要因としては、主に工場排水と生活排水があるが、排水規制のなじまない生活排水について、適切に収集し、終末処理場にて処理する下水道の機能は河川等の水質保全の観点から重要な役割を果たしている。

#### 2. 市の下水道事業の概要

##### (1) 下水道事業の概要

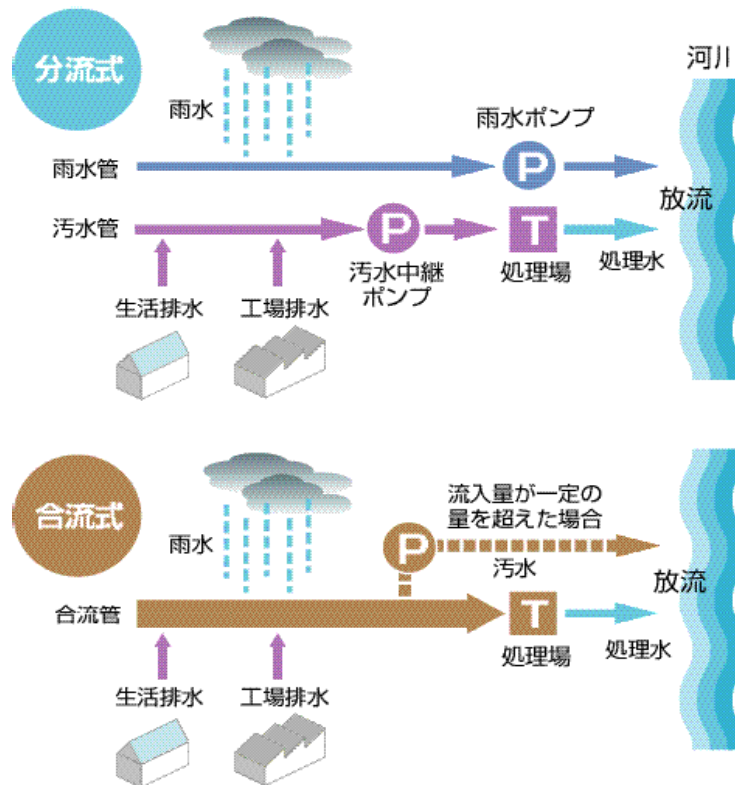
市の下水道事業は、いわゆる公共下水道であり、主に市街地における下水を排除し、または処理するための下水道である。

下水道は前述のとおり汚水処理のみでなく、道路などに降った雨水を適切かつ迅速に河川に排除するという役割も備えている。下水処理の方式として、汚水と雨水をそれぞれ別の下水管で流す「分流式下水道」と一本の下水管で流す「合流式下水道」がある。

両方式のメリット・デメリットは以下のとおりである。

下水処理の方式	メリット	デメリット
合流式下水道	整備期間の短縮・整備コストの節約が可能となる。	流入量が一定量を超えると汚水の一部が未処理のまま河川に流れ込むので衛生面等の問題が生じる。
分流式下水道	汚水と雨水を分けるので衛生面・水質保全面での向上を図ることができる。	整備に多くの資金・時間を要する。

「合流式下水道」と「分流式下水道」のイメージは以下のとおりである。



早くから下水道整備に着手した大都市圏では、その整備期間の短縮やコスト抑制の観点から「合流式下水道」が採用されてきたが、昭和40年代の後半以降は河川等の水質保全の観点から「分流式下水道」への転換が進められている。

市は、淀川の中流域に位置しており、市の下流に他市町村の上水道の取水源があることから、水質保全が強く要求されるため「分流式下水道」を採用しており、この点が市の下水道事業の第1の特徴としてあげることができる。

第2の特徴としては、市の公共下水道は終末処理場を有しておらず、大阪府の運営する流

域下水道に接続し、地域の雨水・汚水を処理している。市は大阪府の区分でいう淀川左岸流域下水道と寝屋川北部流域下水道の鴻池処理区に属しており、淀川左岸流域下水道の終末処理場として渚水みらいセンター（旧称：渚処理場）が設置されており、寝屋川北部流域下水道の鴻池処理区の終末処理場として鴻池水みらいセンター（旧称：鴻池処理場）が設置されている。

各施設の概要および市の関わりは以下のとおりである。

渚水みらいセンターは、昭和 46 年に都市計画決定および着工され、平成 18 年度末時点での処理能力は 142,600 m<sup>3</sup>/日である。市以外の関係自治体は、交野市と八幡市（京都府）の一部となっている。ここに八幡市の一部が含まれるのは、市は八幡市と隣接しており地形的に市は八幡市より低地にあり、八幡市から水が流入する関係となっているためである。

渚水みらいセンターについては平成 19 年度までは、各流域に関係する市町村が設立した一部事務組合が施設の維持管理を実施していたが、平成 20 年 3 月 31 日をもって、一部事務組合は解散し、大阪府がその事業を引き継ぐこととなった。

各種費用については、一部事務組合（平成 20 年度以降は大阪府）が按分計算した結果を市に通知し、市はその通知に基づいて費用負担している。

平成 19 年度における各種費用の負担基準および市の負担額は以下のとおりである。

（単位：百万円）

費目	負担基準	平成 19 年度の市負担額
維持管理費	計画処理水量・有収水量	1,543
建設費	計画面積割合	467

上表には八幡市に係る経費相当額が含まれており、市が一部事務組合に対して一括して支払った後、八幡市の負担相当額を後日負担金として回収している。

平成 19 年度における八幡市の負担金の内容は以下のとおりである。

（単位：百万円）

費目	平成 19 年度の市負担額
維持管理費	83
建設費	23
高度処理水再利用負担金	1
合計	107

鴻池水みらいセンターは、昭和 40 年に都市計画決定および着工され、平成 18 年度末時点での処理能力は 331,000 m<sup>3</sup>/日である。市以外の関連都市は、大阪市、守口市、門真市、寝屋川市、交野市、東大阪市、大東市、四條畷市の 8 都市である。

渚水みらいセンターと同様に、平成 19 年度までは、一部事務組合が施設の維持管理を実施していたが、平成 20 年 3 月 31 日をもって、一部事務組合は解散し、大阪府がその事業を引き継ぐこととなった。

各種費用については、一部事務組合（平成 20 年度以降は大阪府）が按分計算した結果を市に通知し、市はその通知に基づいて費用負担している。

平成 19 年度における各種費用の負担基準および市の負担額は以下のとおりである。

(単位：百万円)

費目	負担基準	平成 19 年度の市負担額
維持管理費	計画処理水量・有収水量	213
建設費	計画面積割合	123

大阪府の流域下水道事業の運営体制は、幹線管渠、ポンプ場、終末処理場の建設は大阪府が行い、各施設の維持管理は各流域・広域下水道一部事務組合が実施していたが、流域下水道事業の維持管理の一体的、効率的な運営およびコストの縮減と緊急時の迅速な対応を実現するために、平成 19 年度で一部事務組合は清算し、平成 20 年度より大阪府の直営事業として実施することとなった。

なお、大阪府には渚水みらいセンターの管理業務についての実務経験者がいないため、市の職員を大阪府へ派遣している。また、これらの職員に係る給与等については大阪府が負担している。(平成 20 年度は技術系職員 5 名)。

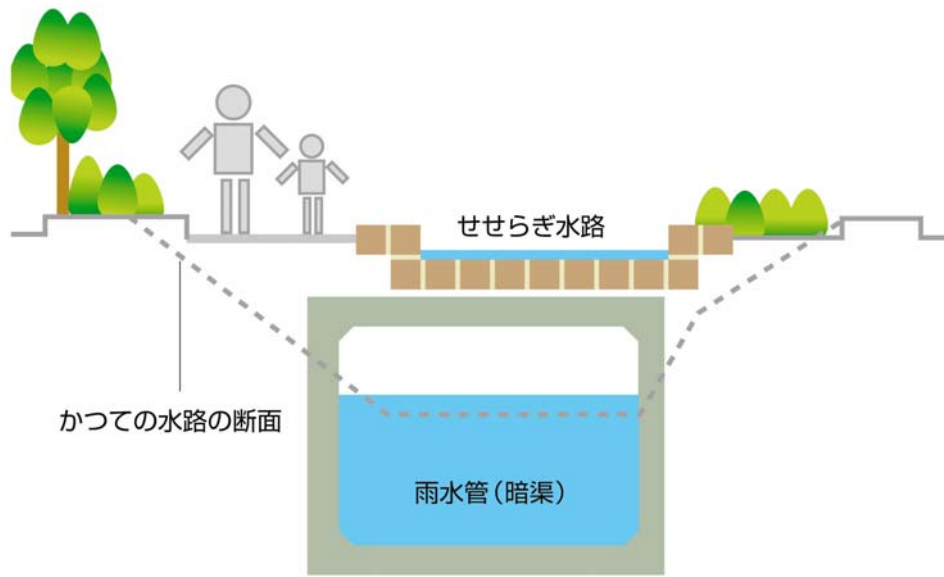
## (2) 親水事業の概要

市では、雨水幹線整備にあたり、幹線の暗渠化に伴って、幹線沿いや暗渠化した幹線の上部分の水辺や遊歩道などの親水性のある施設を整備することにより、水と緑に恵まれた環境を創造して、地域住民の憩いの場として利用を図ることを目的に、親水事業を実施している。

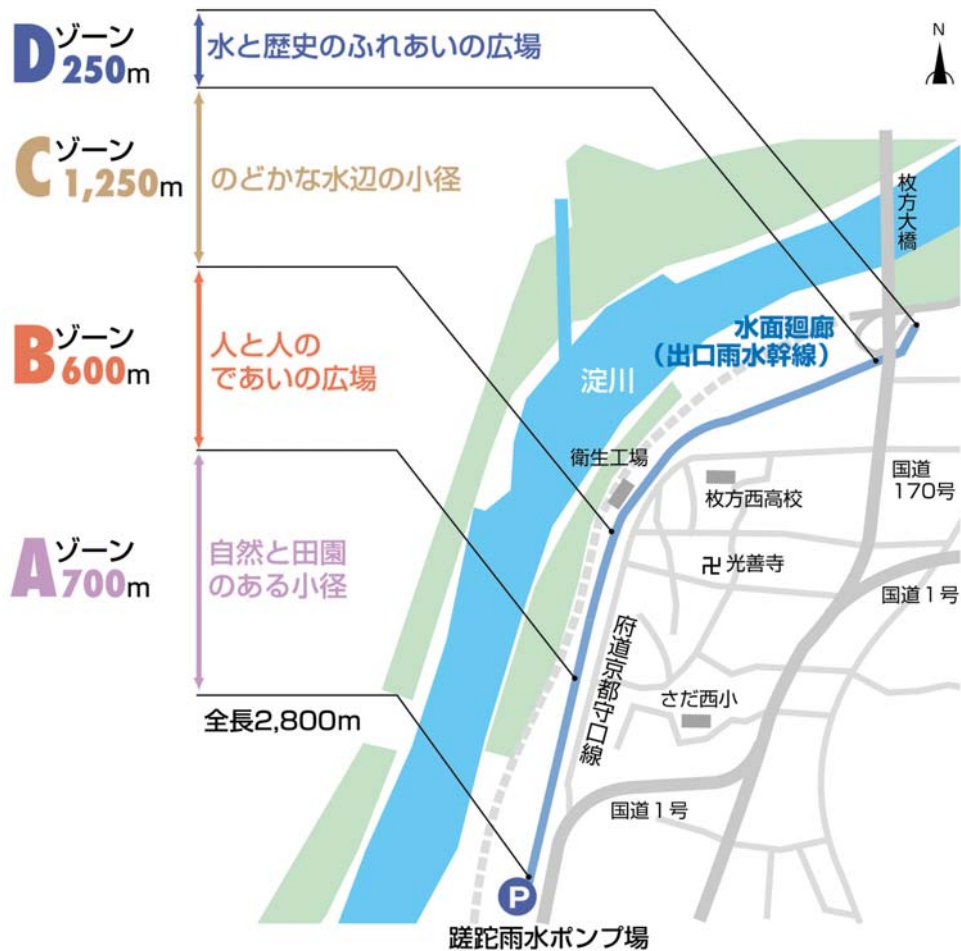
親水事業は、香里中央雨水幹線上に整備された「香里こもれび水路」と出口雨水幹線上に整備を進めている「水面廻廊」として実施されている。

「香里こもれび水路」は、親水事業のモデルケースとして、香里中央雨水幹線を覆蓋し、上部空間に「せせらぎ水路」、遊歩道等を設置することで、水と緑に恵まれた環境を市民に提供し、地域の憩いの場として、多目的機能を活かした利用を図るために、市における公共下水道発祥の地に整備された。

「香里こもれび水路」のにぎわいゾーンの構造断面図は以下のとおりである。



「水面廻廊」は現在、整備中であり、下図のような整備計画で出口雨水幹線に整備が進められている。



自然と歴史の特性を目に見える形で整備することにより、雨水幹線事業などの下水道事業に対する市民の理解を促進するとともに、市をアピールするモデル的な親水事業として進められている。

### (3) 高度処理水などの有効利用

渚水みらいセンターでは、平成7年度より高度処理化を実施しており、高度処理水を供給している。現在では、高度処理水の供給に留まらず、高度処理の過程で出てくる汚泥をブロックやレンガとしてリサイクルすることや処理の過程で発生する熱エネルギーを市立総合福祉会館「ラポールひらかた」の冷暖房や温水プールの熱源として利用するなどの有効利用を実施している。

なお、有効利用の事例は以下のとおりである。

利用箇所	利用形態	利用水量 (m <sup>3</sup> /日)
京阪南2号線せせらぎ水路	修景用水・散水用水	1,500
京阪枚方市駅駅舎内トイレ	水洗用水	300
市役所北緑道内せせらぎ水路	修景用水	2,300
市立総合福祉会館「ラポールひらかた」	熱源利用・水洗用水	4,000
枚方市駅前災害消火栓	消火栓用水	-

### (4) 関連法令

市が下水道事業を運営するにあたって準拠すべき法令等は以下のとおりである。なお、これら以外に準拠すべき法令等については都度掲記するものとする。

- 地方自治法
- 地方財政法
- 下水道法
- 都市計画法

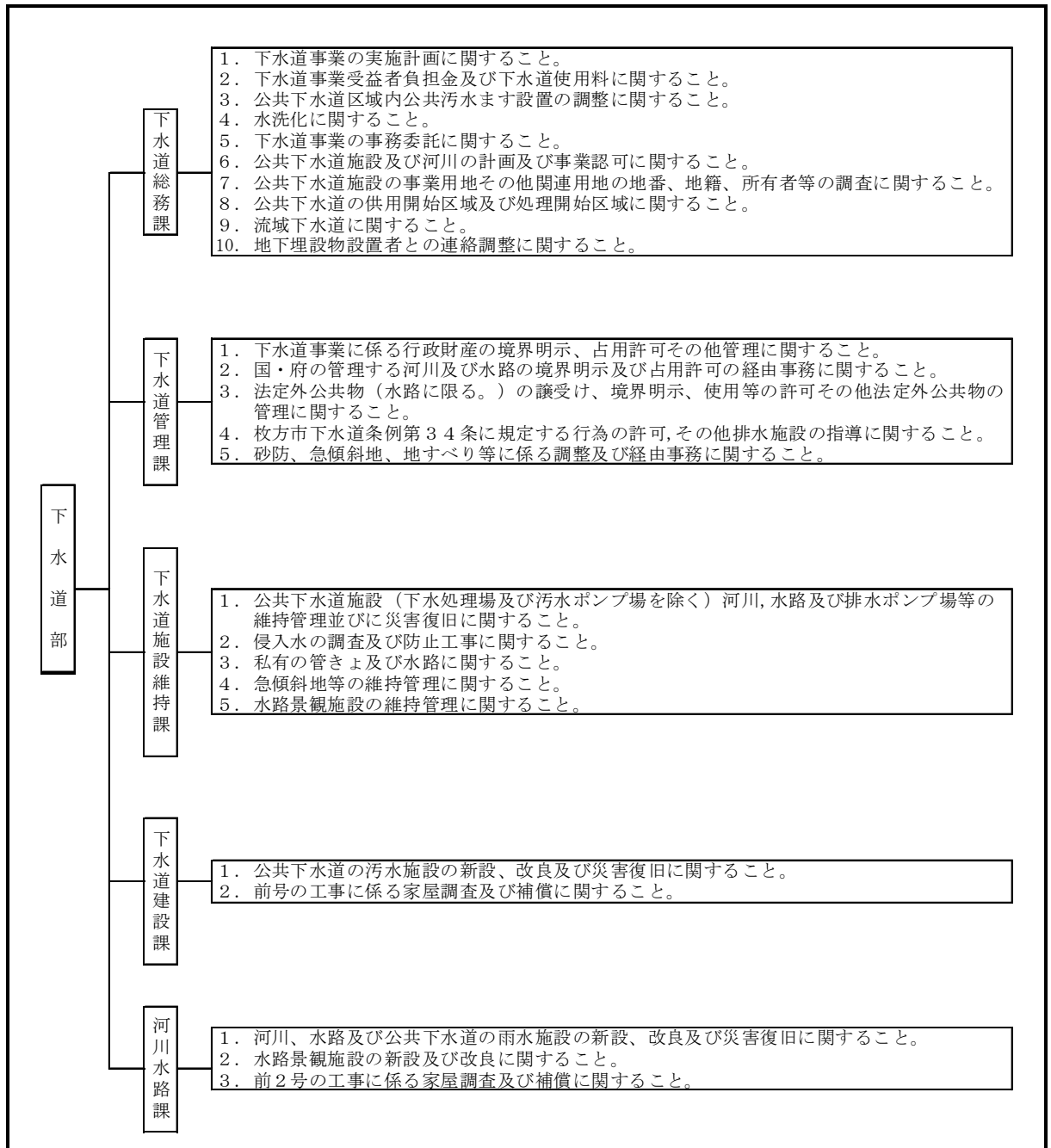
(5) 沿革

市の下水道事業の沿革は以下のとおりである。

年月		内容
昭和22年	4月	市政施行
昭和33年	4月	下水道法改正
	10月	香里下水処理場運転開始
昭和38年	4月	安居川、新安居川ポンプ場供用開始、「第1次下水道整備5箇年計画」開始
昭和40年	7月	全国初の流域下水道事業として、寝屋川北部流域下水道が計画決定（大阪府）
昭和41年	4月	北部特別都市下水路（北部下水処理場：平成11年廃止）を現在地に移転
昭和42年	4月	「第2次下水道整備5箇年計画」開始
	8月	公害対策基本法制定
昭和44年	6月	北部下水処理場運転開始
昭和45年		人口20万人突破
	12月	下水道法改正
昭和46年	4月	北部、溝谷川ポンプ場供用開始、「第3次下水道整備5箇年計画」開始
昭和47年	4月	寝屋川北部流域下水道「鴻池処理場」及び深谷ポンプ場供用開始
昭和49年	6月	蹠跏ポンプ場供用開始
昭和51年		人口30万人突破
	4月	「第4次下水道整備5箇年計画」開始
	9月	「枚方市下水道条例」制定
昭和53年	6月	黒田川ポンプ場供用開始
昭和56年	4月	「第5次下水道整備5箇年計画」開始
昭和58年	3月	寝屋川北部流域下水道の枚方中継ポンプ場供用開始
	11月	環境基本法施行（公害対策基本法廃止）
昭和59年	3月	藤本川ポンプ場供用開始
昭和60年	2月	犬田川ポンプ場供用開始
昭和61年	4月	「第6次下水道整備5箇年計画」開始
平成元年	4月	淀川左岸流域下水道「渚処理場」供用開始
	5月	出口汚水中継ポンプ場供用開始
	10月	大阪北東下水汚泥広域処理場の焼却処理開始（エースプラン）
平成3年	4月	「第7次下水道整備5箇年計画」開始
		淀川左岸流域下水道「渚処理場」増設部分供用開始
平成5年	4月	香里こもれび水路完成
平成6年	4月	淀川左岸流域下水道「渚処理場」増設部分供用開始
平成7年		人口40万人突破
	4月	京阪南2号線内にせせらぎ水路完成
平成8年	4月	「第8次下水道整備5箇年計画」開始
	6月	下水道法改正
平成9年		市役所前線内にせせらぎ水路完成
	3月	降雨強度のレベルアップ（5年確率から10年確率）
平成10年	1月	「第8次下水道整備5箇年計画」を2年延長し、「第8次下水道整備7箇年計画」とする閣議決定
	12月	香里処理区公共下水道を淀川左岸流域関連下水道に編入
平成11年	3月	香里下水処理場廃止
	4月	石津中継ポンプ場供用開始
	8月	高度処理水の熱源利用を採用した「ラポールひらかた」開館
平成13年	4月	淀川左岸流域下水道「渚処理場」増設部分供用開始
平成15年	4月	南部市民センター開館（香里下水処理場跡地の一部を利用）
平成18年	3月	北部下水処理場廃止/北部処理区分は渚水みらいセンターへ編入

(6) 組織図

下水道事業に係る組織体制は以下のとおりである。





(7) 人員数の推移

職務別の人員の推移は以下のとおりである。

(各年4月1日時点)

	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
下水道部長	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
下水道部次長	2 人	2 人	2 人	2 人	2 人
下水道総務課	32 人	33 人	32 人	34 人	39 人
一般職	29 人	31 人	28 人	30 人	33 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤等	3 人	2 人	4 人	4 人	6 人
下水道管理課	14 人	14 人	12 人	14 人	15 人
一般職	14 人	13 人	11 人	13 人	14 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤等	0 人	1 人	1 人	1 人	1 人
下水道施設維持課	71 人	68 人	58 人	57 人	58 人
一般職	24 人	23 人	15 人	15 人	16 人
技能労務職	46 人	45 人	42 人	39 人	37 人
非常勤等	1 人	0 人	1 人	3 人	5 人
下水道建設課	39 人	35 人	38 人	37 人	30 人
一般職	36 人	30 人	31 人	30 人	25 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤等	3 人	5 人	7 人	7 人	5 人
河川水路課	11 人	11 人	10 人	10 人	9 人
一般職	11 人	11 人	10 人	10 人	9 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
非常勤等	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
合 計	170 人	164 人	153 人	155 人	154 人
一般職	117 人	111 人	98 人	101 人	100 人
技能労務職	46 人	45 人	42 人	39 人	37 人
非常勤等	7 人	8 人	13 人	15 人	17 人

平成 18 年度において、職員数が減少しているのは、北部下水処理場の廃止に伴い、職員の退職や他部署への異動が行われたためである。北部下水処理場の跡地については、渚水みらいセンターの処理能力を補うために、調整槽として利用しており、一部の技術職員はその管理にあたるため、下水道特別会計に引き続き所属している。

また、職員は一般会計および下水道特別会計のそれぞれに区分されている。その理由は、下水道使用料を徴収して運営されるべき業務については特別会計において処理され、都市下水路（公共下水道事業を実施していない市町村において、市街地の雨水を排除し、すみやかに河川などに排水する施設のこと）や市が管理している河川にかかる整備などは、一般会計において処理するという区分に対応しているためである。

会計別の人員の状況は以下のとおりである。

（各年4月1日時点）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
下水道部長	1人	1人	1人	1人	1人
一般会計	1人	1人	1人	1人	1人
特別会計	0人	0人	0人	0人	0人
下水道部次長	2人	2人	2人	2人	2人
一般会計	0人	0人	0人	1人	1人
特別会計	2人	2人	2人	1人	1人
下水道総務課	32人	33人	32人	34人	39人
一般会計	6人	3人	5人	9人	14人
特別会計	26人	30人	27人	25人	25人
下水道管理課	14人	14人	12人	14人	15人
一般会計	14人	14人	12人	14人	15人
特別会計	0人	0人	0人	0人	0人
下水道施設維持課	71人	68人	58人	57人	58人
一般会計	27人	28人	26人	27人	26人
特別会計	44人	40人	32人	30人	32人
下水道建設課	39人	35人	38人	37人	30人
一般会計	0人	0人	0人	0人	0人
特別会計	39人	35人	38人	37人	30人
河川水路課	11人	11人	10人	10人	9人
一般会計	11人	11人	10人	10人	9人
特別会計	0人	0人	0人	0人	0人
合　　計	170人	164人	153人	155人	154人
一般会計	59人	57人	54人	62人	66人
特別会計	111人	107人	99人	93人	88人

## Ⅱ. 下水道整備計画

### 1. 市の下水道整備状況

#### (1) 汚水管の整備状況

市の下水道事業は、昭和 33 年に供用が開始されたが、昭和 40 年代以降の人口の急増により、必要となった学校建設等の事業を優先してきたことにより、下水道の整備は停滞していた状況にあった。

しかし、前述のとおり、下水道は市民生活の改善や周辺水域の水質保全などのために欠くことのできない都市の基盤施設であり、その早期の整備が求められていた。

昭和 50 年代半ばには、学校建設等が一段落し、寝屋川流域幹線の整備の進捗や渚処理場の建設が実現する中で本格的に下水道整備が実施されることとなった。

昭和 61 年時点で 36.2%に留まっていた人口普及率も、平成 2 年には 50.0%、平成 12 年度末には 76.2%とそれぞれの期間ごとに策定された 5 ヶ年計画で設定された整備目標を達成してきた。

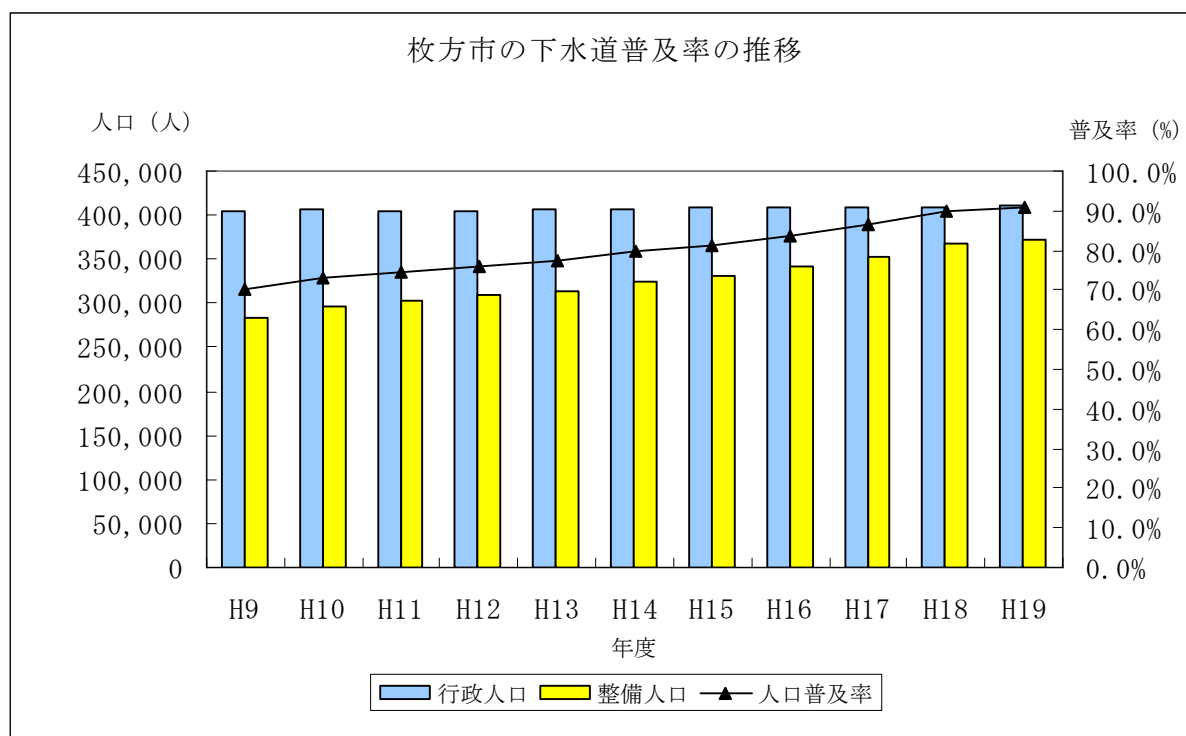
平成 9 年度からの 10 年間の人口普及率は次のように推移しており、平成 19 年度末には、人口普及率は 91.0%に達している。

	行政人口 (人) A	整備人口 (人) B	人口普及率 (%) B/A
平成 9 年度	404,220	284,109	70.3%
平成 10 年度	406,009	296,279	73.0%
平成 11 年度	405,592	303,128	74.7%
平成 12 年度	405,232	308,659	76.2%
平成 13 年度	405,804	314,045	77.4%
平成 14 年度	407,298	324,186	79.6%
平成 15 年度	408,204	332,020	81.3%
平成 16 年度	408,025	341,659	83.7%
平成 17 年度	408,290	353,666	86.6%
平成 18 年度	409,118	367,331	89.8%
平成 19 年度	410,112	373,057	91.0%

※ 行政人口：住民基本台帳と外国人登録原票の合計した人口

※ 整備人口：町ごとの世帯当たりの人口に整備世帯数を乗じた人口

上記推移をグラフにすると以下のとおりである。



市の行政人口はここ 10 年間約 40 万人で推移しており、当初策定した下水道整備 10 ヶ年計画に沿って、継続して整備を進めてきた結果、整備人口および人口普及率は右肩上がりの推移を見せている。

污水管の整備状況は、以下のとおりである。



## (2) 雨水管の整備状況

市では、道路舗装等の都市化による保水機能の低下に起因する都市型水害に対応するべく雨水幹線を整備している。

平成7年度以前は、従来5年確率の降雨量(5年に一度の大雨による降雨量:45.1mm/h)に対応する排水能力を持った雨水幹線を整備する計画となっていたが、気候変動の影響から、集中豪雨による浸水被害が日本各地で起こっている状況を考慮し、平成8年度に10年確率の降雨量(10年に一度の大雨による降雨量:54.4mm/h)に対応する排水能力を持った雨水幹線を整備する計画に変更して整備を実施しているところである。主なものとしては、市内中央部の黒田川排水区における抜本的な浸水対策として整備されている山田雨水幹線築造工事(概算総事業費:3,700百万円)や南部地域の浸水対策として整備されている出口雨水幹線工事(概算総事業費:3,613百万円)が挙げられる。

## 2. 下水道整備計画

### (1) 市の下水道整備方針

市では、生活環境や社会循環の変化、住民ニーズの多様化などを考慮しつつ、地域住民の理解を得ながら、水循環の再生やまちづくりに貢献できるよう、次の3点を市の下水道の将来ビジョンとし、下水道設備を計画的にすすめる方針である。

- 1) 全ての人が快適で安心して暮らすことのできるまちづくりを支える下水道
- 2) 良好な水環境や健全な水環境を保全・再生し、次世代に誇りうる環境を作る下水道
- 3) 汚泥のリサイクルやエネルギーの回収など、地球環境に貢献する下水道

具体的には平成15年を初年度とする「枚方市下水道整備10ヶ年計画」で定められており、汚水については整備計画区域内の人口普及率100%を目指す計画となっており、雨水については「災害に強いまちづくり」を推進するために山田雨水幹線や各雨水ポンプ場の整備などの浸水対策事業を実施している。

### (2) 汚水管の整備計画

市では行政区域内の6,508haの約8割に当たる5,217haを下水道計画区域として位置づけており、今後はその計画区域内の整備の完了、および、整備計画区域内の人口普及率100%を目指すこととしている。

平成15年度の当初計画策定時には、住宅地域について平成22年度完了を目指していたが、下水道特別会計の財政状況が厳しいなかで、整備費についてもその削減が求められており、計画を2年間延長し住宅地域については平成24年度をめどに整備を行い、その後は市街化調

整区域や工場区域の下水道整備を順次進めていく計画となっている。

### 汚水管の整備計画

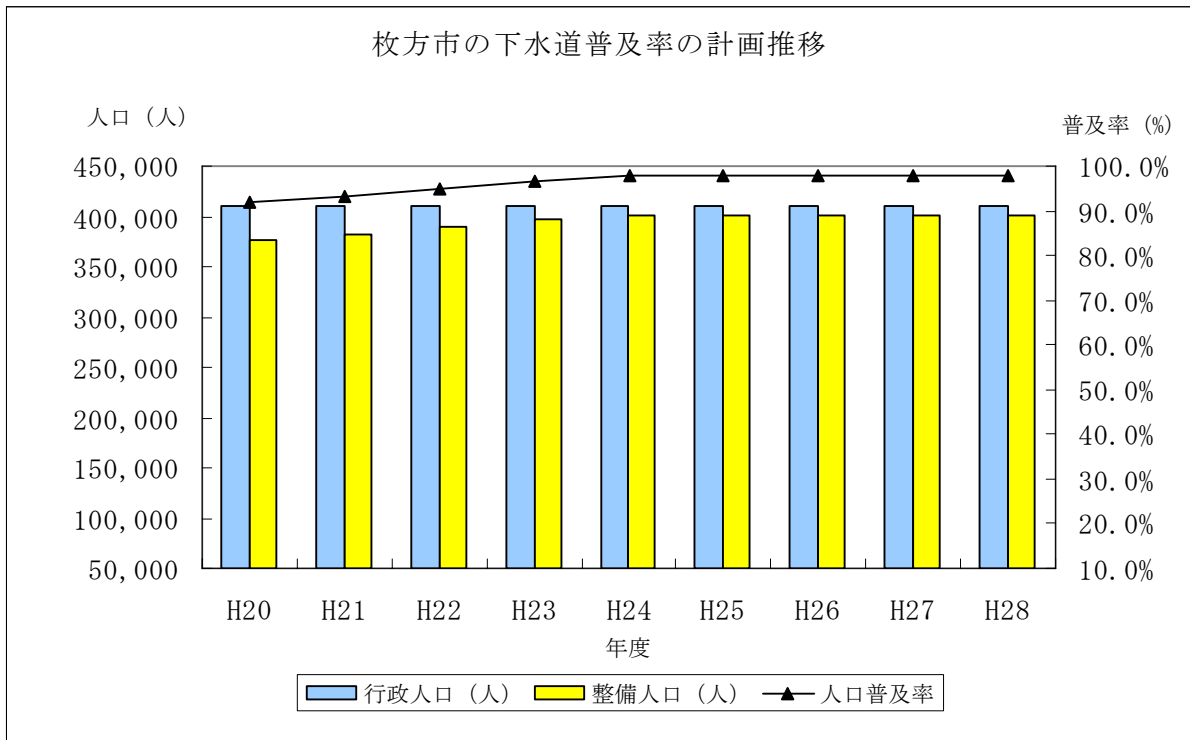
年度	実績/計画	行政人口 (人)	整備人口 (人)	整備人口 累計(人)	普及率 (%)	整備面積 (ha)	備考
平成 15 年度	実績	408,204	5,869	332,020	81.3%	71	
平成 16 年度	実績	408,025	10,319	341,659	83.7%	69	
平成 17 年度	実績	408,290	9,876	353,666	86.6%	89	
平成 18 年度	実績	409,118	12,239	367,331	89.8%	109	
平成 19 年度	実績	410,112	5,637	373,057	91.0%	62	
平成 20 年度	計画						
平成 21 年度	計画	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	
平成 22 年度	計画	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	
平成 23 年度	計画						
平成 24 年度	計画	410,112		400,557	97.7%		住宅地域概成予定
平成 25 年度	計画						工場地域
平成 26 年度	計画	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	ㄥ	工場地域
平成 27 年度	計画						工場地域
平成 28 年度	計画	410,112		401,057	97.8%		工場地域
積残し	計画		1,400			15	
合計			74,855			855	

※ 平成 15 年度から平成 19 年度までは実績値、平成 20 年度以降は目標値が記入されている。

※ 行政人口は、住民基本台帳と外国人登録原票を合計した人口である。

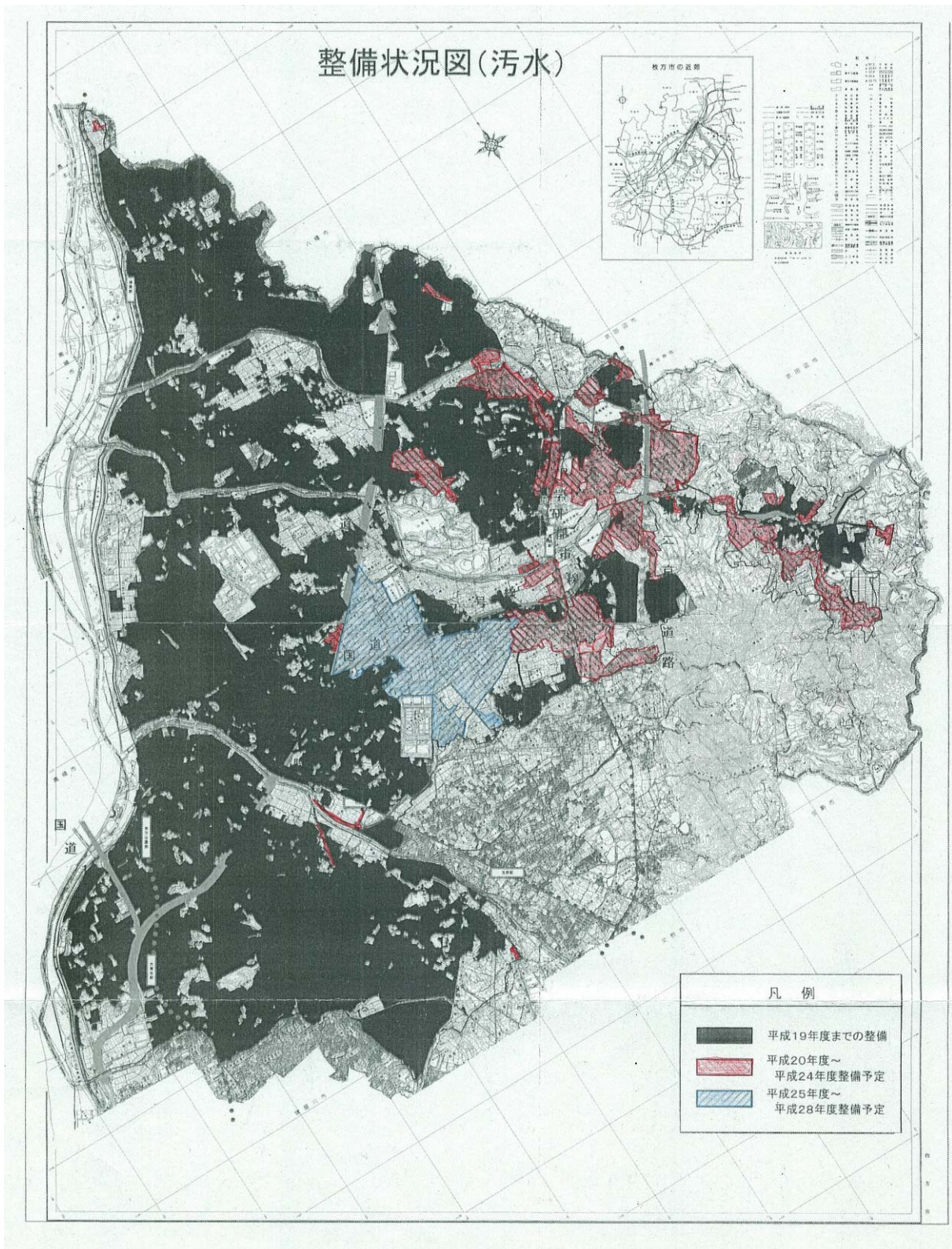
※ 整備人口は、当該年度の町ごとの世帯当たりの人口に整備世帯数を乗じた人口であることから、各年度において世帯当たりの人口に相違があるため、整備人口累計額の増加が、整備人口と一致しない。

上表の計画部分の推移をグラフにしたものは次のとおりである。





污水管の整備計画は、以下のとおりである。



### (3) 雨水管の整備計画

公共下水道雨水整備計画（排水区面積 5,217ha）に基づき、浸水被害の軽減を図るために、未整備の地域および5年確率を前提とした雨水幹線整備を実施した地域については、今後の10年確率の降雨量に対応するための整備が必要となるとともに、幹線に接続する支線の整備を実施していくことになる。

#### 雨水整備計画

地域	地区	事業概要
全体 (5,217ha)	全体 (21 排水区)	
北部地域 (621ha)	楠葉排水区 車谷川排水区	浸水被害の大きい地域の船橋本町雨水支線・利根川雨水支線・北部ポンプ場などの雨水整備を行い、浸水被害の軽減を図る。
中部地域 (3,928ha)	黒田川排水区 藤本川排水区 溝谷川排水区 新安居川排水区 他 12 排水区	浸水被害の大きい地域の山田雨水幹線・黒田川雨水支線・内野雨水支線・藤本川雨水支線・養父丘排水路・溝谷川ポンプ場・新安居川ポンプ場などの雨水整備を行い、浸水被害の軽減を図る。
南部地域 (668ha)	蹉跎排水区 深谷排水区 北谷川排水区	浸水被害の大きい地域の久保川雨水支線・伊加賀地区排水路・菊丘雨水支線・枚方元町地区排水路・蹉跎ポンプ場などの雨水整備を行い、浸水被害の軽減を図る。

市としては、雨水整備は、計画に基づいて実施しているが、想定外の大雨により浸水被害が生じた地域については緊急の対応が必要になる。そのことから市民の安全を確保するため、優先順位をつけ、整備を実施していく方針である。

### Ⅲ. 下水道事業の財政状況

#### 1. 過去5年間の決算数値の推移

(単位：百万円)

区 分	15年度決算	増減率	16年度決算	増減率	17年度決算	増減率	18年度決算	増減率	19年度決算	増減率
(1) 使用料及び手数料	4,338	100.3	4,695	108.2	5,184	110.4	5,340	103.0	5,467	① 102.4
下水道使用料	4,331	100.3	4,690	108.3	5,177	110.4	5,332	103.0	5,460	102.4
(2) 分担金及び負担金	186	84.7	135	72.6	192	142.2	233	121.4	182	78.1
受益者負担金	107	121.0	68	63.6	105	154.4	94	89.5	75	79.8
(3) 国庫支出金	989	144.3	1,131	114.4	1,260	111.4	1,106	87.8	694	② 62.7
(4) 府支出金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(5) 財産収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(6) 寄附金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 繰入金	7,767	⑨ 110.6	6,135	⑨ 79.0	6,244	101.8	6,084	97.4	5,800	95.3
一般会計繰入金	7,412	⑨ 106.3	6,124	⑨ 82.6	6,244	102.0	6,084	97.4	5,800	95.3
(8) 諸収入	197	80.8	187	94.9	255	136.4	144	56.5	96	66.7
(9) 市債	3,440	65.1	5,787	168.2	4,563	78.8	4,160	91.2	7,831	⑤ 188.2
(10) 繰越金	436	301.3	160	36.7	462	288.8	145	31.4	126	86.9
合 計 A	17,352	96.6	18,230	105.1	18,160	99.6	17,213	94.8	20,196	117.3

区 分	15年度決算	増減率	16年度決算	増減率	17年度決算	増減率	18年度決算	増減率	19年度決算	増減率
(1) 下水道費	353	118.5	370	104.8	372	100.5	421	113.2	454	107.8
(2) 管理費	2,791	99.7	2,354	84.3	2,483	105.5	2,323	93.6	2,376	102.3
香里処理場費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
北部処理場費	546	90.4	542	99.3	579	106.8	-	-	-	③ -
水質試験費	28	80.7	20	71.4	18	90.0	-	0.0	-	③ -
管渠管理費	266	94.8	260	97.7	244	93.8	283	116.0	306	108.1
淀川左岸流域下水道費	1,544	108.5	1,119	④ 72.5	1,200	④ 107.2	1,597	④ 133.1	1,634	102.3
寝屋川北流域下水道費	202	84.7	234	115.8	236	100.9	218	92.4	221	101.4
ポンプ場管理費	205	93.0	179	87.3	207	115.6	225	108.7	216	96.0
(3) 事業費	5,797	103.8	6,165	106.3	6,549	106.2	5,909	90.2	4,252	72.0
事務費	520	99.4	482	92.7	430	89.2	390	90.7	371	95.1
公共下水道整備事業費	4,308	105.2	4,640	107.7	5,104	110.0	4,654	91.2	3,212	69.0
改良費	148	135.7	212	143.2	296	139.6	241	81.4	56	23.2
淀川左岸流域下水道費	715	93.7	701	98.0	566	80.7	514	90.8	468	91.1
寝屋川北流域下水道費	106	111.8	129	121.7	153	118.6	108	70.6	124	114.8
公設浄化槽設置事業費	-	0.0	-	-	-	-	2	-	22	1100.0
(4) 公債費	7,728	88.7	7,875	101.9	8,228	104.5	8,397	102.1	13,016	155.0
長期債元金	3,821	82.3	4,063	106.3	4,518	111.2	4,795	106.1	9,504	⑤ 198.2
長期債利子	3,907	96.0	3,811	97.5	3,710	97.3	3,602	97.1	3,511	97.5
一時借入金利子	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
(6) 予備費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(7) 前年度繰上充用金	2,684	95.2	2,161	80.5	1,157	53.5	774	66.9	736	95.1
合 計 B	19,353	95.8	18,926	97.8	18,789	99.3	17,824	94.9	20,835	116.9

形式収支 A-B C	▲ 2,001		▲ 696		▲ 629		▲ 610		▲ 639	
翌年度繰越財源 D	160		461		145		126		102	
実質収支 C-D E	▲ 2,161		▲ 1,157		▲ 774		▲ 736		▲ 741	
前年度実質収支 F	▲ 2,684		▲ 2,161		▲ 1,157		▲ 774		▲ 736	
単年度収支 E-F	523		1,004	⑥	383	⑦	38	⑦	▲ 5	⑧

※ 金額の単位未満は、四捨五入して表示している。

## 2. 決算数値の推移分析

決算数値の推移分析は以下のとおりである。なお、以下の①～⑨は上表中の①～⑨に対応している。

### ① 使用料および手数料

下水道使用料が平成 15 年度から平成 19 年度にかけて増加傾向にあるのは、水洗化人口が増加傾向にあったためであり、平成 16 年度に 16%の使用料の改定を実施したので平成 16 年度・平成 17 年度の増加率が高くなっている。

### ② 国庫支出金

下水道特別会計の財務状況が厳しくなり、平成 19 年度において整備事業費の削減をしたことに伴って減少した。

### ③ 北部下水処理場費および水質試験費（管理費）

平成 18 年度に北部下水処理場を閉鎖し、処理業務を渚水みらいセンターに移行したことによる。

### ④ 淀川左岸流域下水道費（管理費）

平成 15 年度に比して、減少している理由は、これまで国で実施していた汚泥処理業務が、大阪府に移管されたことに伴い、大阪府に対して地方交付税が措置されたことにより、市に対する請求額が減少している。平成 18 年度に増加に転じているのは、③により渚水みらいセンター分の負担金分が増加している。

### ⑤ 市債（歳入項目）および長期債元金（公債費）

財政融資資金等政府資金(4,769 百万円)を繰上償還するために、借換を実施している。歳入歳出決算書では、借換は収入と支出の両方に計上される。

### ⑥～⑧単年度収支

#### ⑥：平成 16 年度

単年度収支が改善しているのは資本費平準化債（1,308 百万円）の発行による収入があったためである。

#### ⑦：平成 17 年度および平成 18 年度

市債の元金返済額が増加傾向にあり、その影響で単年度収支が悪化した。

#### ⑧：平成 19 年度

平成 19 年度は、下水道使用料改定を計画していたが、単年度黒字の状況や高齢者等の生活負担の増などを考慮した結果実施には至らなかったことに加え、それ以上に経費の節減による改善ができなかったことによるものである。

### ⑨ 繰入金

平成 15 年度、平成 16 年度において、繰入金と一般会計繰入金の間に差異があるのは、当該年度の繰入金には、基金からの取崩額が含まれているためである。なお、当該基金は平成 16 年度に全額が取り崩されている。

#### IV. 下水道特別会計に影響を与える事項に関する試算

##### 1. 水洗化率

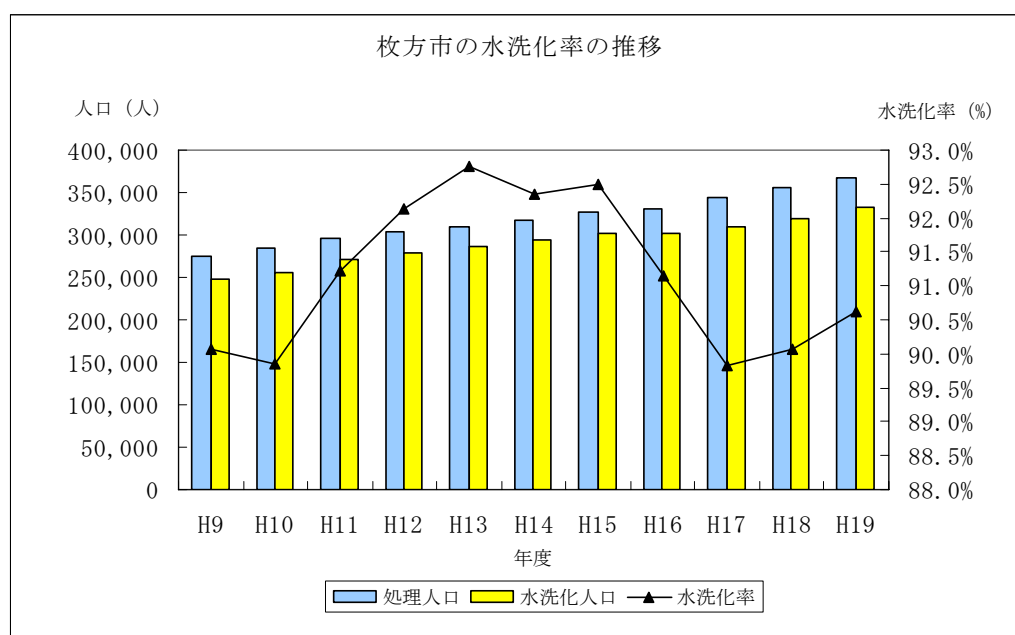
「Ⅲ. 2. 決算数値の推移分析」において、下水道使用料収入の増加要因として挙げた水洗化率の過年度における推移は以下のとおりである。

##### 市の水洗化率

	処理人口（人）A	水洗化人口（人）B	水洗化率（%）B/A
平成 9 年度	275,961	248,523	90.1%
平成 10 年度	284,705	255,803	89.8%
平成 11 年度	296,575	270,547	91.2%
平成 12 年度	302,983	279,132	92.1%
平成 13 年度	309,131	286,750	92.8%
平成 14 年度	317,534	293,270	92.4%
平成 15 年度	326,149	301,699	92.5%
平成 16 年度	331,340	301,988	91.1%
平成 17 年度	343,790	308,799	89.8%
平成 18 年度	355,092	319,817	90.1%
平成 19 年度	367,420	332,918	90.6%

※ 処理人口は、下水道の処理区域内に居住している人口をいう。

※ 水洗化人口は、現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人をいう。



水洗化工事のための補助金が下水道の利用が可能になった時点から3年間の支給猶予期間があることや、すでに浄化槽を設置している世帯については水洗化工事の負担を避けるために、公共下水道に接続しないという対応をとるケースも見受けられることにより、処理人口の増加と水洗化人口の増加との間に乖離が生じることがある。

処理人口の増加と水洗化人口の増加との間の乖離については、以下の供用開始区域別の水洗化率の推移に顕著に現れている。

供用開始区域別の水洗化率推移表

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
平成14年度供用開始地域の水洗化率	65.6%	73.9%	82.0%	85.3%	86.4%
平成15年度供用開始地域の水洗化率	50.5%	63.6%	71.1%	83.0%	84.3%
平成16年度供用開始地域の水洗化率		55.2%	63.6%	74.9%	87.4%
平成17年度供用開始地域の水洗化率			28.5%	43.5%	56.4%
平成18年度供用開始地域の水洗化率				43.2%	60.2%
平成19年度供用開始地域の水洗化率					40.8%

※ 供用開始地域別水洗化率 = (水洗化改造戸数 ÷ 水洗化対象戸数) × 100

※ 水洗化率の算定に使用した水洗化対象戸数については、平成14～16年までは改造義務戸数、それ以降は供用開始対象戸数としている。

この表から、平成17年度供用開始地域の供用開始年度の水洗化率が著しく低く、市全体の水洗化率を引き下げる要因となっていること、および、後年ほど供用開始初年度の水洗化率が低くなっていることがわかる。

このように、下水道の整備が完了し、供用が開始された地域における水洗化率が低い場合には、市全体の水洗化率が下がるという現象が起こる。

市全体の水洗化率が下がるということは、下水道整備が完了した部分について、その処理能力の全てが発揮されておらず、使用料収入に結びついていないことを示しており、水洗化率を引き上げることが下水道事業の経営上、重要な課題であることがわかる。

平成19年度のデータを用いて、水洗化率の上昇による収支差額を試算し、下水道特別会計に与える影響を概観する。

(前提条件)

A	下水道使用料収益 (百万円)		5,467
B	非水洗化世帯の汚水処理負担額 (百万円)	汚水の収集経費・処理経費および事務処理経費の決算額から、非水洗化世帯より徴収した手数料を差し引いた金額	634
C	処理人口 (人)		367,420
D	水洗化人口 (人)		332,918
E	整備地域の非水洗化人口 (人)	C-D	34,502
F	非水洗化人口 (人)	E+未工事地域および未整備地域の浄化槽・汲み取り人口	77,194

- 平成19年度の水洗化率  $(D \div C) \times 100 = 90.6\%$
- 汚水処理負担額は、非水洗化人口の減少に比例して減少すると仮定する。
- 水洗化人口の増加に伴う管理費の増加については考慮しない。

(分析)

水洗化率向上により下水道使用料は増加し、汚水処理負担額は減少する、つまりその分だけ収支差額が改善すると考えられる。上記前提に基づき水洗化率向上の効果を試算する。

- 一人当たり下水道使用料  $(A \div D) = 16,421$  円 (G)
- 一人当たり非水洗化世帯の汚水処理負担額  $(B \div F) = 8,224$  円 (H)
- 水洗化率が0.1%向上したときに増加する水洗化人口  $(C \times 90.7\% - D) = 332$  人 (I)
- 水洗化率が0.1%向上したときの収支差額への影響  
 $(G+H) \times 332 = 8$  百万円
- 既整備地域の水洗化率が100%となった場合の収支差額への影響  
 $(G+H) \times E = 850$  百万円

(分析結果)

既整備地域について、水洗化率が0.1%向上するたびに8百万円の収支差額改善効果が期待でき、既整備地域水洗化率が100%になった場合は850百万円の効果が期待できる。ただし、利用者の増加にともなう管理費の増加については別途考慮が必要である。

## 2. 下水道整備費用

市では下水道整備率 100%を目指して、下水道整備を実施する計画となっているが、「IV. 1. 水洗化率」において示した水洗化率の推移を前提に、平成 19 年度のデータを用いて、下水道整備に係る費用（初期投資に係る費用）を下水道使用料で回収できるかについて分析する。

（前提条件）

A	污水管整備事業費（百万円）		2,315
B	国庫支出金（百万円）		693
C	一人当たり下水道使用料（円）	下水道使用料収益÷水洗化人口 =5,467 百万円÷332,918 人	16,421
D	平成 19 年度に増加した処理人口（人）	平成 19 年度処理人口-平成 18 年度処理人口 =367,420 人-355,092 人	12,328

- 污水管整備事業費の財源について、国庫支出費 693 百万円以外はすべて市債の発行によりまかなったと仮定する（A-B=1,622 百万円）。
- 市債の発行条件は、償還期間 30 年、年利 3.2%の元利均等返済と仮定し、その仮定に基づき計算された支払利息の総額は 1,164 百万円（E）である。なお、利率については平成 19 年度残高の加重平均利率を用いている。
- 水洗化率・水洗化人口・下水道使用料収益については、上記「1. 水洗化率」における過去の水洗化の実績及び平成 19 年度に増加した処理人口を前提に、以下のように推移したと仮定する。

年数	水洗化率 (F)	水洗化人口 (人) (G=D×F)	使用料収益 (百万円) (H=C×G)
1 年目	40%	4,931	80
2 年目	60%	7,396	121
3 年目	70%	8,629	141
4 年目	80%	9,862	161
5 年目以降	85%	10,478	172

- 分析上は各年度において発生する管理費を考慮しない。
- 分析を簡素化するため、貨幣の時間的価値、物価の変動は加味しない。



(分析)

- 総事業費（初期投資額） $(A-B+E) = 2,786$  百万円 (I)
- 下水道使用料は、前提条件に基づき、概ね国土交通省が推奨している老朽排水管の調査時期である布設後 30 年で初期投資額を回収すると仮定し、30 年間の下水道使用料総額を算定する。

30 年間の下水道使用料総額  $= 80 + 121 + 141 + 161 + 172 \times 26 \text{ 年} = 4,975$  (J)

- 試算

30 年間の使用料総額 (J)	4,975
総事業費 (I)	2,786
差引 (J-I)	2,189

(分析結果)

初期投資にかかる費用は金利を含め 30 年間で回収でき、加えて 21 億円の収支差額をもたらす結果となった。しかし、当該収支差額は 30 年間で発生が想定される維持管理費や修繕費等に充当されるため、当該金額が試算された収支差額内で収まるかどうかについては現時点では不明である。

さらに、年数が経過するほど管理費や修繕費は増加する傾向にあるので、その点についても考慮が必要となる。

下水道の機能維持のためには、管渠の維持修繕は不可避であり、場合によっては取替更新等が想定されるが、これらの費用を確保しつつ、初期投資を回収することを考えると、今後、下水道整備を進めていく上で、市民のニーズや市の財政状況等を勘案し、計画的な下水道施設管理がより重要となってくる。

## V. 経営健全化計画の概要

### 1. 下水道事業経営の基本的考え方

下水道事業の経営は、地方財政法第6条の規定により、特別会計を設け、原則として独立採算制の下で行われる必要がある。下水道事業における経費の負担区分については、「雨水公費、汚水私費の原則」（受益者の特定されない雨水対策経費については一般財源である市税で賄い、受益者が特定される汚水対策経費についてはその受益者が負担する使用料で賄うという考え方）から、汚水処理に関しては、下水道特別会計にて使用料により賄うこととされている。

### 2. 下水道事業経営健全化計画策定の背景

市の下水道使用料は、昭和58年以後改定を行わず、市税（一般会計繰出金）で財源補てんを行い、市民負担の増加を抑制しつつ収支の均衡を図ってきた。しかし、景気の後退に伴い市税収入も落ち込み、市税による財源補てんもままならない状況となった結果、下水道特別会計は、平成6年度から実質収支が赤字に転じ、平成9年度末には赤字額は約17億円に達した。そこで、平成10年10月に15年ぶりに約30%の改定を実施したが、その後の公債費の増加等を考えると、この改定のみで収支を改善していくことは困難な状況にあった。

財政悪化を招いた要因は、次の2点とされている。

- ▶ 使用料負担の増加を抑制したことにより、一般会計繰出金に依存する財政構造となり、市税収入の悪化に伴い、公債費の伸びに合わせて繰出金を増加させることができなくなった。
- ▶ 整備事業費の急激な増加が将来の公債費の急激な増加を招いた。

平成10年度以降、職員数の削減や経費削減に取り組んだものの、平成12年度の計画検討時には、同年度の実質収支赤字額は、約30億円に達することが予想された。この赤字累計額を解消することを目標に、本来の「雨水公費・汚水私費の原則」に立った「下水道特別会計経営健全化計画」（以下、「経営健全化計画」という。）を平成13年6月に策定し（第2期使用料改定時の平成16年5月に改定）、市の下水道の将来像を見据えつつ、安定した経営を目指して取り組んでいくこととしたものである。

### 3. 経営健全化計画の内容

#### (1) 計画期間

平成13年度から平成20年度までの8ヶ年

#### (2) 数値目標

平成20年度決算での実質収支黒字への転換を図る。

#### (3) 年度別収支目標

各年度における収支の目標数値は以下のとおりである。なお、表の数値は、平成13～15年度は平成13年6月策定当初の、平成16～20年度は平成16年5月改定後のものであり、平成16年度の前年度実質収支は平成15年度の実質収支と一致しない。

(単位：百万円)

区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
下水道使用料	3,745	4,354	4,459	4,675	5,114	5,295	5,775	6,226
国庫支出金	655	700	985	1,196	1,100	1,100	1,100	1,100
受託事業収入	205	201	189	175	176	9	9	10
市債	4,765	4,999	4,807	6,537	4,917	4,852	4,837	4,837
一般会計繰入金 ※	7,121	7,103	7,283	6,132	6,797	6,789	6,642	6,638
基準内	2,666	2,744	2,819					
基準外	4,455	4,359	4,464	6,132	6,797	6,789	6,642	6,638
その他(受益者負担金等)	372	201	206	391	171	353	394	404
合 計 A	16,863	17,558	17,929	19,106	18,275	18,398	18,757	19,215
維持管理費	3,390	3,469	3,538	3,178	3,208	2,802	3,300	3,299
人件費	621	612	514	464	468	425	399	383
受託事業費	205	201	189	174	176	9	9	10
人件費	102	97	56	56	56	3	3	3
流域下水道負担金	1,793	1,878	1,979	1,519	1,544	1,639	2,167	2,184
その他	771	778	856	1,021	1,020	729	725	722
事業費	6,325	6,494	6,553	7,368	6,948	6,899	6,892	6,899
人件費	488	493	498	458	462	467	472	476
公債費 (一時借入金利息除く。)	7,021	7,541	7,799	7,870	8,059	8,177	8,222	8,375
元金	2,839	3,435	3,766	4,058	4,319	4,528	4,676	4,939
利息	4,182	4,106	4,033	3,812	3,740	3,649	3,546	3,436
前年度繰上充用金	3,048	2,951	2,928	2,216	1,531	1,476	961	623
その他(一時借入金利息等)	30	31	31	5	5	5	5	5
合 計 B	19,814	20,486	20,849	20,637	19,751	19,359	19,380	19,201
形式収支 A-B C	▲ 2,951	▲ 2,928	▲ 2,920	▲ 1,531	▲ 1,476	▲ 961	▲ 623	14
翌年度繰越財源 D	-	-	-	-	-	-	-	-
実質収支 C-D E	▲ 2,951	▲ 2,928	▲ 2,920	▲ 1,531	▲ 1,476	▲ 961	▲ 623	14
前年度実質収支 F	▲ 3,048	▲ 2,951	▲ 2,928	▲ 2,216	▲ 1,531	▲ 1,476	▲ 961	▲ 623
単年度収支 E-F	97	23	8	685	55	515	338	637
使用料改定率(%)	32	-	-	16	-	-	13	-
20 t / 月の料金(円)	1,967	1,967	1,967	2,261	2,261	2,261	2,554	2,554
有収水量(千m <sup>3</sup> )	33,283	33,929	34,747	34,912	35,601	36,516	36,991	37,502

※ 一般会計繰入金の収支目標は、平成16年度以降基準内・基準外の区分を行っていない。

#### (4) 目標達成への手法

- 事業コスト、維持管理コストの縮減や事業執行方法を見直し、職員数の削減、民間委託の活用等に取り組み、徹底した経営の効率化を図る。
- 下水道人口普及率を着実に引き上げるために、現在の事業規模を保ちながら計画的に整備を進める。
- 一般会計繰出金は、計画期間中、年平均70億円、総額で約560億円を確保する。
- 本来の原則である「雨水公費・汚水私費」の考え方に立ち、使用料で賄う経費を明確にして、適正な利用者負担を求める。

#### (5) 目標達成への具体策

以下は平成13年度策定当初の項目に、平成16年5月の改定内容を反映し要約したものであり、「効果額」とは、平成13年度～平成20年度の経費削減見込額または収入増加見込額の累計である。

##### 1) 職員数の削減、民間委託の活用等による人件費の見直し

従前、市は、単独処理場を保有してきたことや地形上の問題から多数のポンプ場を設置しなければならなかったこと等により、同規模市に比べて職員数はやや多い状況にあった。

淀川左岸流域下水道渚処理場の増設計画に伴い、北部下水処理場が所管する汚水処理を渚処理場へ切り替える計画を進める。また、脱水業務委託、夜間・休日業務委託、水質検査体制の見直し等、事務執行の効率化を図り、職員数および人件費を見直す。

(単位：百万円)

	平成20年度目標数値
職員数	98人
人件費	862

##### 2) 維持管理費の見直し

淀川左岸流域下水道渚処理場の増設計画に伴い、北部下水処理場の汚水処理を渚処理場へ切り替えることにより経費を削減するとともに、維持補修工事内容等を見直し、歳出を抑制する。

(単位：百万円)

	効果額
北部下水処理場関係経費（減額分）	▲1,954
渚処理場経費（増額分）	+207
工事内容等見直し（減額分）	▲26
差引効果額	▲1,773

### 3) 事業コストの縮減

下水道工事にあたって行われる家屋調査は、工事に先立ち建物等の配置・現況および周辺地盤等の調査を行う事前調査（以下、事前調査という。）と、工事竣工後に事前調査を行った家屋・物件およびその周辺地盤等に対し、比較調査することを目的に行う事後調査（以下、事後調査という。）に区分して行われるが、そのうち事後調査を希望制にする等、執行方法を見直す（効果額▲321百万円）。

その他、次の項目についても継続して取り組む。

- ▶ 長距離推進等の新工法採用
- ▶ マンホールにおける工場製品の採用
- ▶ 埋め戻しにおける改良土の採用

### 4) 受益者負担金一括納付報奨率の見直し

受益者負担金とは、下水道の整備により利益を受ける人が建設費の一部を負担する額のことである。詳細は、「第3章 III. 下水道事業受益者負担金」にて後述する。

受益者負担金を一括納付した場合に負担が軽減される報奨率は、従来 20%としていたが、平成13年度から段階的に14%、10%と引き下げる（効果額▲38百万円）。

### 5) 水洗化の促進

下水道法第11条の3により、公共下水道が整備されて処理区域として告示されると、この区域内に建築物を所有する者は供用開始の日から3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならない。この3年間の水洗便所改造義務期限を経過した対象戸数に対する改造済戸数の割合（水洗化改造率）を更に向上させていくことが使用料の増収につながっていくため、改造資金助成制度や融資あっせん制度をPRしながら、期限内の水洗化促進に取り組む。

### 6) 高利の市債の借換え・繰上償還

市債の借換えについては、現在の制度では資格要件に該当しないため認められないが、要件の緩和等について引き続き関係機関に要望していく。任意の繰上償還は、現在、大阪府貸付金について認められており、下水道特別会計における利率5%を超える同貸付金残高を繰上償還すれば、約2億5千万円の利子負担を軽減することが可能である。

繰上償還は、財源を必要とするため、財源確保の見込がない下水道特別会計においてこれを実施すると、一時的に収支は悪化するが、中長期的な視野で考えるとメリットのあることであり、実施を検討していく。

### 7) し尿処理経費の削減（参考）

下水道特別会計の費目ではないが、下水道整備が促進することにより、一般会計における

し尿処理経費の削減に取り組む。

#### 8) 下水道整備について

経営健全化計画策定前の平成 12 年度末の人口普及率は 76.2%であったが、平成 24 年度末で概成することを目指す。整備事業費としては、平成 16 年度以降は污水管整備事業費と雨水対策事業費を合わせて年間約 50 億円を確保していく。

#### 9) 一般会計繰出金について

経営健全化計画策定前は、使用料で賄う経費は污水に係る維持管理経費のみで、污水に係る資本費に関しては利子の 30%のみという状況であったが、「污水私費」の原則を基本に、策定後は経費回収率（使用料で経費を賄う割合）を高め、一般会計繰出金の比率を下げ、平成 20 年度には経費回収率のうち資本費算入率（使用料で公債費を賄う割合）を 50%に高めることを目標とする。

しかしながら、収支の改善を図る中で、急激な削減を行うことは現実には困難であるため、計画期間中は平均で平成 12 年度決算並みの年間 70 億円を確保し、繰出金総額は約 560 億円を見込む。

#### 10) 使用料改定について

経営の効率化に向けて徹底した取組を行い、これを達成することを最優先課題とし、それでもなお不足する財源について、使用料を改定する。

そのために、計画期間中の使用料の算定期間を 3 期（第 1 期 平成 13～15 年度、第 2 期 平成 16～18 年度、第 3 期 平成 19～20 年度）に分割して捉え、各期の単年度収支が黒字となることを基本に使用料額を設定する。

## VI. 類似団体との比較

ここでは、平成 18 年度全国下水道事業類団市町村各指標順位表より、大阪府下の市町村を上位 10 団体程度抽出し、水洗化率・使用料単価・汚水処理原価・資本費・維持管理費の 5 項目について、市のおかれている状況を分析する。なお、処理方式が合流式か分流式かで費用の発生形態が異なることが想定されるので、その区分も記載している。

### 1. 類似団体との指標の比較

#### (1) 水洗化率

水洗化率については、以下のような序列になっている。

(単位：%)

	団体名	処理方式	水洗化率
1	守口市	合流式	99.9%
2	箕面市	分流式	99.8%
3	豊中市	合流/分流併設	99.1%
4	吹田市	合流/分流併設	98.9%
5	茨木市	合流/分流併設	98.2%
6	門真市	合流式	97.8%
7	高槻市	合流/分流併設	96.0%
8	大東市	合流式	94.3%
9	寝屋川市	合流/分流併設	94.1%
10	東大阪市	合流/分流併設	91.4%
11	枚方市	分流式	90.1%

水洗化率について、市は大阪府下の類似団体の中では 11 位となっている。水洗化率は前述のとおり、既整備施設の稼働や使用料収入に直結する重要な指標であるので、向上のための施策を講じる必要がある(市としての取組については「第 3 章 IV. 水洗化の促進」を参照)。

#### (2) 使用料単価

使用料単価については、以下のような序列となっている。

(単位：円/m<sup>3</sup>)

	団体名	処理方式	使用料単価
1	守口市	合流式	153.20
2	枚方市	分流式	146.97
3	東大阪市	合流/分流併設	138.54

4	高槻市	合流/分流併設	135.44
5	八尾市	合流/分流併設	125.56
6	寝屋川市	合流/分流併設	123.48
7	吹田市	合流/分流併設	117.51
8	大東市	合流式	114.56
9	門真市	合流式	110.29
10	箕面市	分流式	109.61

使用料単価については、市は類似団体の中で2位という高い水準となっている。

市の下水道は建設コストが比較的高い分流式下水道であり、その建設コストの回収のため、他の合流式を採用している市町村に比べて使用料が高くなっているものの、合流式を採用している市町村については、環境面からの配慮から改善が求められている状況にあるため、市の使用料水準が相対的に高いと断定できない。

しかし、同じく分流式を採用している箕面市に比べて高い水準にあるため、使用料が高くなっている要因、例えば、有収水量（使用料徴収の対象となった汚水量）の水準が他の市町村に比べて低い状況にないかについても分析することも有用である。

### (3) 汚水処理原価

汚水処理原価については、以下のような序列となっている。

(単位：円/m<sup>3</sup>)

	団体名	処理方式	汚水処理原価
1	枚方市	分流式	227.39
2	寝屋川市	合流/分流併設	155.45
3	茨木市	合流/分流併設	150.40
4	高槻市	合流/分流併設	143.55
5	八尾市	合流/分流併設	130.69
6	守口市	合流式	117.01
7	東大阪市	合流/分流併設	105.70
8	吹田市	合流/分流併設	105.62
9	門真市	合流式	102.59
10	箕面市	分流式	99.01

※汚水処理原価とは、汚水処理のために必要な1 m<sup>3</sup>あたりの費用（汚水処理費÷有収水量）を指す。

汚水処理原価については、大阪府下の類似団体の中で最も高い水準にある。汚水処理原価については、費用削減等の経営努力により改善が可能な側面もあるので、類似団体に比べて



どの部分に費用がかかっているかを分析する等、削減努力を実施すべきである。

#### (4) 資本費

資本費については、次のような序列となっている。

(単位：百万円)

	団体名	処理方式	資本費
1	東大阪市	合流/分流併設	13,870
2	枚方市	分流式	8,396
3	高槻市	合流/分流併設	7,064
4	八尾市	合流/分流併設	7,039
5	寝屋川市	合流/分流併設	5,590
6	吹田市	合流/分流併設	5,558
7	茨木市	合流/分流併設	5,553
8	豊中市	合流/分流併設	4,634
9	大東市	合流式	2,963
10	守口市	合流式	2,933
11	門真市	合流式	2,739
12	箕面市	分流式	894

資本費については、市は類似団体の中で2位という高い水準となっている。市の下水道は分流式下水道であり、合流式に比べると整備に多額の費用が生じるため、資本費の負担が大きくなっている。

一方、同じ分流式を採用している箕面市と比較すると、市の資本費は箕面市のほぼ10倍となっている。これは下記の表に示すように、規模の違いにもよるが、下水道整備の開始時期、開発状況（大規模開発等）、補助金の内容の違いがあると考えられる。

両市の比較は下記のとおりである。

	枚方市	箕面市
行政面積 (ha)	6,508	4,784
全体計画面積 (ha)	5,217	2,281
整備面積 (ha)	3,095	1,521
行政人口 (人)	410,112	127,049
整備人口 (人)	373,057	126,999
人口普及率 (%)	91.0	99.9

上表に見られるように箕面市の整備計画面積は市の約半分、行政面積に占める計画面積の

比率は箕面市の約 50%に対し、市は約 80%と広域になっている。

また、市の場合、市の財政事情から学校建設などを優先させた結果、下水道については、平成元年に渚水みらいセンターの供用が開始される中で、平成に入ってから本格的に整備されてきたという経緯があり、これに対して、箕面市は平成元年時点で人口普及率 98.0%であり、ほぼ整備が終了していた。

加えて、箕面市を含む北摂圏は、過去において国主導で社会資本整備が行われていることもあり、地下埋設施設（ガス管・水道管・下水道管など）の整備が同時に進められたことや、この整備に相当程度、国の補助が行われていたため資本費が抑えられたと考えられる。

さらに、市が終末処理場を設置したことや、ガス・水道などの整備を先行したことにより、下水道整備時にガス管・水道管の移設・修復工事が伴うことも多く、建設コストが増大傾向にあり、これらが同じ分流式を採用していても資本費の額が大きく変わる要素になると考えられる。

なお、合流式を採用している市町村については、下水道法で改善が求められている状況にあるため、将来にかけて資本費が増加する可能性がある。

#### （5）維持管理費

維持管理費については、次のような序列となっている。

（単位：百万円）

	団体名	処理方式	維持管理費
1	東大阪市	合流/分流併設	4,506
2	吹田市	合流/分流併設	3,280
3	枚方市	分流式	2,726
4	豊中市	合流/分流併設	2,697
5	高槻市	合流/分流併設	2,138
6	茨木市	合流/分流併設	1,833
7	守口市	合流式	1,735
8	八尾市	合流/分流併設	1,411
9	箕面市	分流式	810
10	大東市	合流式	701

維持管理費についても、市は類似団体の中で3位という高い水準となっている。基本的には、一部でも分流式を採用している団体の維持管理費が高くなる傾向が見てとれる。しかしながら、この部分については、単に節減すればよいのではなく、必要な修繕を計画的に実施し、修繕を実施せずに使用を続けた場合はより多額の修繕費がかかる可能性が高いことを念頭において、削減可能な部分を削減していくという対応が必要となる。

#### (6) まとめ

平成 18 年度全国下水道事業類団市町村各指標順位表より、大阪府下の市町村を上位 10 団体程度抽出し、市のおかれている状況を分析してきたが、指標が示す状況は市の下水道経営が厳しいことを示している。その中には資本費のように分流式下水道を採用したことに起因し改善が難しい部分もあるが、水洗化率や汚水処理原価など、方策を講じれば状況が改善する指標があることが浮き彫りとなっている。

## 第3章 包括外部監査の結果および意見

### I. 下水道事業の経営管理

#### 1. 収支計画の達成状況

##### (1) 経営健全化計画の収支目標

先に述べた経営健全化計画について、主な収支目標数値の積算方法は以下のとおりである。

項目	積算方法
下水道使用料	使用料の予定改定率は、実質収支赤字の解消を目標とし、達成が可能となるよう必要額を計算している。見込有収水量は、過去の有収水量と下水道普及率の推移を参考にし、計画普及率をもとに決定している。
維持管理費	策定時の前年度決算数値を基礎とし、経年変化を加味している。経年変化には、機器類の劣化による保守点検費・修繕費の増加などを見込んでいる。
事業費	下水道普及率の目標達成に必要な整備区域における計画布設管をもとにして、口径・工法別の概算事業費単価を管延長に乗じて算定している。

上記について、各数値の根拠資料の閲覧と内容聴取を行った結果、特に問題となる事項は発見されなかった。

##### (2) 経営健全化計画における収支目標と実績の比較

経営健全化計画での収支目標と、平成19年度までの実績数値との比較を行った結果は以下のとおりである。



平成 18 年度を除く全期間において下回っているのは、整備事業費を縮減したことで下水道普及率の伸びが計画を下回り、負担金の算出根拠となる汚水処理量が少なかったためである。

④ 維持管理費のうち、その他

全期間において下回っているのは、整備事業費の縮減により維持管理対象となる管渠が計画時ほど増加しなかったためである。

⑤ 事業費

全期間において下回っているのは、計画時には早いペースで下水道普及率の向上を目指していたが、公債費の将来負担の軽減等、経営健全化に向けた取組の強化を図ったことから、整備事業費自体の削減をしたためである。

(3) 目標達成に向けた取組内容と経済効果

1) 具体策の実施状況

経営健全化計画で明示された具体策についての取組実績は、以下のとおりである。

① 人件費の見直し

旧北部下水処理場での各種業務について、脱水業務の委託（平成 13 年度より）、夜間・休日運転業務の委託・水質検査体制の見直し（平成 14 年度より）を行い事務執行の効率化を図った。また、平成 17 年度末で同下水処理場を廃止し、淀川左岸流域下水道渚水みらいセンターへ切り替えた。その結果、経営健全化計画の平成 20 年度での目標職員数を平成 19 年度に達成している。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度目標数値)	実績 (平成 19 年度)
目標値	862 (98 人)	744 (92 人)

※ 表中、括弧書は職員数であり、年度末現在の人数である。

平成 20 年度には、下水道整備事業の縮減に伴い、人員配置を見直して更なる人員減を図っている。

② 維持管理費の見直し

旧北部下水処理場で行っていた汚水処理を渚水みらいセンターへ切り替えることにより維持管理に伴う経費を削減した他、維持補修工事内容等を見直し、歳出を抑制した。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度 まで)	計画補正額 ※		実績 (平成 13～19 年 度)
		(平成 20 年度 まで)	(平成 19 年度 まで)	
効果額				
北部下水処理場関係経費	▲1,954	▲2,431	▲1,722	▲1,771
渚水みらいセンター経費	+207	+1,150	+601	+547
工事内容等見直し	▲26	▲26	▲23	▲24
差引	▲1,773	▲1,307	▲1,144	▲1,428

※ 経営健全化計画の「効果額」のなかに、見直しの効果とは直接関係のない経費（汚泥処理事業の国から大阪府への移管に伴う地方交付税の措置による市の負担額の減少）がそれぞれ+477 百万円、▲943 百万円含まれていたため、実績数値との比較にあたっては、その影響を除いた計画補正額を算出している。詳細は「(4) 経営健全化計画の進捗管理」にて後述する。

※ 平成 18 年 8 月 11 日付け大阪府告示により、淀川左岸流域下水道渚処理場は「渚水みらいセンター」に名称変更されている。

### ③ 事業コストの削減

平成 19 年度までに以下の取組を行った。

#### ➤ 家屋調査の見直し

事後調査を希望制とし、対象者の要望によっては調査の省略を可能としたことに加え、工事の影響度に応じて、事前調査の精度を精査（精密調査。対象項目について全て調査を行う。）と概査（概略調査。工事による影響が比較的少ない場合に対象項目を減らして行う。）に区分して行ったことにより、コスト削減を図った。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度まで)	実績 (平成 15～19 年度)
効果額	▲321	▲328

#### ➤ 長距離推進等の新工法の採用

工法の選定時において、通常の工法と長距離推進工法、曲線推進工法等の新工法の工事費を比較検討し、新工法が割安となる場合には新工法を採用することでコスト削減を図った。ただし、比較検討の結果、平成 19 年度までに新工法の採用実績はない。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度まで)	実績 (平成 13～19 年度)
効果額	－※	－

※ 経営健全化計画上、効果額は設定されていない。

➤ マンホールにおける工場製品の採用

マンホール施工時に現場で直接施工するよりも既製の工場製品を使用することでコスト削減を図った。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度まで)	実績 (平成 17～19 年度)
効果額	－※	▲95

※ 経営健全化計画上、効果額は設定されていない。

➤ 埋め戻しにおける改良土の採用

現場で発生する土砂については、道路等の埋め戻しに利用するが、それらについて適正な品質が得られない場合には、山から採取する真砂土ではなく改良土を使用することにより、コスト削減を図った。

(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度まで)	実績 (平成 17～19 年度)
効果額	－※	▲13

※ 経営健全化計画上、効果額は設定されていない。

平成 20 年度以降も、今までの取組を継続するとともに、総事業費の圧縮を行いながら着実に人口普及率の向上に努める。

④ 受益者負担金一括納付報奨率の見直し

従来 20%であった報奨率を、平成 13 年度から 14%、平成 16 年度から 10%に引き下げている。



(単位：百万円)

	計画 (平成 20 年度まで)	実績 (平成 13～19 年度)
効果額	▲38	▲40

#### ⑤ 水洗化の促進

有収水量を増加させるため改造資金助成制度や融資あっせん制度の PR 等を行い、平成 12 年度 94.0%であった水洗化改造率は、平成 19 年度 94.5%となっている。

#### ⑥ 高利の市債の借換え・繰上償還

市債の借換えや繰上償還については、大阪府貸付金は任意の繰上償還が認められていたため、平成 13 年度に旧香里下水処理場跡地売却収入の一部を活用し、利率 6.7%の貸付金 172 百万円を繰上償還した(利子負担軽減効果額約 1 億 28 百万円)。また、平成 14 年度には、普通会計の健全化を目的とした借換えが認められ、下水道事業債についても借換えを行った(利子負担軽減効果額約 1 億円)。大阪府貸付金以外では、平成 17 年度より、公営企業金融公庫資金において、過去の高金利による発行債の利子負担軽減措置として借換えが認められたため、平成 17、18 年度に借換えを行った(利子負担軽減効果額約 56 百万円)。

平成 19 年度には、「公的資金の補償金免除繰上償還」にかかる借換えを行った(利子負担軽減効果額平成 20 年度分約 11 億円)。平成 20 年度も繰上償還にかかる借換えを行う予定である。さらに、大阪府市町村施設整備貸付金の繰上償還にかかる借換えも予定している。

#### ⑦ し尿処理経費の削減(参考)

下水道整備が進むことにより、一般会計におけるし尿処理経費が削減されており、平成 12 年度 12 億 56 百万円であったし尿処理費は、平成 19 年度は 6 億 62 百万円と概ね半減している。

### (4) 経営健全化計画の進捗管理

(意見)

経営健全化計画は、下水道財政の悪化を着実に改善していくことを目的として策定したものであり、年度別の目標値を設定した以上は、その達成状況を把握し今後の事業執行に反映させるという、いわゆる PDCA (Plan-Do-Check-Action) の考え方に基づく計画的な執行を行うことが必要である。

経営健全化計画の達成に向け、下水道部にて行われている進捗管理の方法について、ヒアリングを行ったところ、下水道部では、予算編成時に各担当課に対して文書およびヒアリングを実施することによって健全化への周知を徹底しており、年度中は年 3 回財政課が

行う決算見込の調査時に進捗状況を確認し、意識付けを行っているとのことである。達成度のチェックは定期的に行われているが、あくまで決算見込額の把握を主目的としたものであるため、以下の点において課題があると考ええる。

- ▶ 経営健全化計画のうち、「(2) 経営健全化計画における収支目標と実績の比較」に記載した収支目標と実績との年度別比較資料は、作成されているものの、下水道部での結果のタイムリーな分析や次年度以降へのフィードバックは行われていない。
- ▶ 経営健全化計画の内容は公表されているにも係わらず、収支目標と実績の比較資料の内容は外部公表されていない。
- ▶ 経営健全化計画のうち、「(3) 目標達成に向けた取組内容と経済効果」に記載した各取組に関する計画上の「効果額」と実績値の比較は、適時に行われていない。

特に、「(3) 目標達成に向けた取組内容と経済効果」で述べた各取組みの実績値は、監査にあたり数値の提示と計画達成度の説明を市に依頼して初めてその分析を行ったものである。中でも「② 維持管理費の見直し」については、経営健全化計画で明示している「効果額」の算定上、平成15年度に下水道事業団から大阪府へ移管された汚泥処理業務に対し地方交付税が措置されることにより市の負担額が減少する要素を、旧北部下水処理場での経費・同処理場廃止後に市が負担する渚水みらいセンターの経費の両方の金額に含めていることが、実績値の算出過程で初めて判明した。地方交付税が措置されることは、北部下水処理場を廃止して渚水みらいセンターでの処理に切り替えたことが下水道財政にどの程度貢献するか、という考え方には直接関係しないため、計画上どちらの効果額にも本来織り込まない方がよいと考えられる。この状況は、もし計画と実績の比較が適時に行われていれば、判明した時点で「効果額」の公表数値の修正を行えたはずであるが、実施されていない。

また、収支目標と実績の比較検討のうち、平成19年度の数値について適時に行われていない理由の1つとして、計画策定時に予定していた平成19年度の使用料改定が行われず、目標値の前提が大幅に変更されてしまったため、比較検討の意味がないという意識があったことも挙げられる。

年度別の目標数値は、計画に定める具体的施策の遂行を前提として、計画策定当初における下水道事業の運営環境を踏まえ、経営努力により達成可能な予算として作成されているはずのものである。市の下水道事業においては、平成16年5月に改定した経営健全化計画に基づく目標数値の公表後、その見直しを実施していないが、その後の下水道事業の内外的環境変化により、計画の前提が変化し、計画の数値へ一定の影響を与える事象が認識されるに至った場合には、これらの変化が各年度の収支目標に与える影響や、経営健全化計画の最終目標の達成可能性の再検討を実施し、状況に応じて目標を現実的な数値に見直

すことが必要と考えられる。

計画は策定するだけでは意味がなく、定期的の実績と対比して結果を分析し、各担当部署と部内全体で段階的に報告・検討が行われなければならない。経営健全化計画策定時の見込に比べて達成状況はどの程度かを把握するという、経営管理では当然行われるべきことが行われておらず、計画終了年度である平成 20 年度になって初めて監査のために実績数値を分析している状態では、独立採算を前提とする下水道事業を「経営」しているとは言い難い。目標値に対する現状の達成度合をタイムリーに測定し、問題の把握とその解消に向けて適時に必要な対策をとるべきである。

また、経営健全化計画の内容は、市民に相応の負担を求めることへの理解と協力を得るために公表されており、説明責任の観点から、計画の年度別の進捗状況は適時に外部へ公表する必要があると考える。計画の達成度合について、内部での自己評価を経て市民へ情報開示する体制の整備を検討すべきである。

#### (5) 中長期経営計画の継続的な策定

(意見)

下水道事業は、特別会計を設け、その経費は経営に伴う収入をもって充てなければならないものとされており、地方公営企業法の適用の有無に係わらず、独立採算の原則が適用される。「雨水公費・汚水私費の原則」からすると、本来は汚水処理経費の全てを使用料で回収すべきであるが、主として資本費が高いことから、過度な市民負担を避けるための一般会計からの繰り出しが必要な状態となっている（繰出金については「2. 一般会計からの繰出金の状況」にて後述する）。資本費の全てを使用料で回収することは現実的には困難であるが、汚水処理経費が高水準であるにも係わらず使用料を低く設定し、一般会計繰出金に過度に依存し続けることは、独立採算の観点からは、問題といえる。

また、下水道事業の継続的かつ安定的な運営を行うためには、あるべき使用料を試算し、長期的な展望の下に計画的に改定を行っていくことも検討する必要がある。そのためには、使用料算定の根拠となる数値を明確にして市民の理解を得る必要があり、その手段として、中長期経営計画と、それに連動する使用料の改定計画は不可欠なものである。市の経営健全化計画では、「平成 20 年度に経費回収率のうち資本費算入率 50%」を目標とし、計画期間中に 3 回の使用料改定をうたっている。そのうち平成 19 年度の改定は市民負担増を配慮し実施されなかったが、実質収支黒字化の目標を達成するよう取り組んでいる。

しかし、この使用料の改定計画は、平成 20 年度までの当面の目標に沿ったものにすぎず、長期的視野に立ったものではない。下水道事業の経営の安定化のためには、将来の適正な使用料水準について改めて検討し、その数値と整合する計画を策定し遂行していくべきではないかと考える。

下水道事業は市の財政に与える影響が大きく、経営基盤の強化は急務である。計画期間終

了後の新しい経営計画は、今後作成予定とのことであるが、計画の内容には、下水道事業の管理運営の効率化を継続することに加え、使用料の適正化に向けた計画的な使用料の改定について、市の見解を十分検討した上で明確に織り込むべきである。また、経営計画、使用料の改定計画の策定は、将来においても継続して行っていく必要がある。

## 2. 一般会計からの繰出金の状況

### (1) 下水道事業における一般会計繰出金

下水道事業の経営は、特別会計を設け、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、および当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、独立採算の下で行われる必要がある。下水道事業における経費の負担区分については、「雨水公費、汚水私費」の考え方から、汚水処理に関しては受益者負担の原則に基づき、下水道特別会計にて使用料により賄うこととされている。一方、雨水処理に関しては、その資本費、維持管理費は公費で賄うことになり、一般会計から下水道特別会計へ繰り出しが行われる。

総務省が毎年通知する「地方公営企業繰出金について」（総務省自治財政局長）によると、下水道事業において、一般会計による負担によってその経営を賄うことが認められる経費は、以下のとおりであり、「基準内繰出金」と呼ばれる。

1 雨水処理に要する経費	11 普及特別対策に要する経費
2 分流式下水道等に要する経費	12 緊急下水道整備特定事業に要する経費
3 流域下水道の建設に要する経費	13 農業集落排水緊急整備事業に要する経費
4 下水道に排除される下水の規制に関する事務に要する経費	14 小規模集合排水処理施設整備事業に要する経費
5 水洗便所に係る改造命令等に関する事務に要する経費	15 個別排水処理施設整備事業に要する経費
6 不明水の処理に要する経費	16 下水道事業債（特例措置分）の償還に要する経費（平成5年度国庫補助負担率の恒久化に伴う措置）
7 高度処理に要する経費	17 下水道事業債（特別措置分）の償還に要する経費（平成18年度の下水道事業に係る地方財政措置の変更に伴う措置）
8 高資本費対策に要する経費	
9 広域化・共同化の推進に要する経費	
10 地方公営企業法の適用に要する経費	

また、下水道施設や維持管理費の規模に対し十分な下水道使用料が見込めない場合には、収支差額を補填する必要がある、基準外の繰入が行われる。この原因としては、一般的に、供用開始直後は有収水量が少なく汚水処理原価が相対的に高くなり使用料収入が不足するこ

と、各年度における受益者負担金等の額と建設投資額は期間的に対応しないこと等が考えられるが、あるべき使用料の水準より低いことも一因と考えられる。

## (2) 一般会計繰出金の推移と積算方法

一般会計から下水道特別会計への繰出金について、経営健全化計画の適用が始まった平成13年度以降7年間の金額推移は以下のとおりである。なお、表では、基準内繰出金・基準外繰出金の他、その性質上一般会計にて負担すべき経費の額に対するものを「準基準内繰出金」として整理している。

(単位：百万円)

		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
基準内繰出金	1 雨水処理費							
	ア 維持管理費分	333	365	322	259	332	375	395
	イ 雨水分地方債元利償還金	1,218	1,249	1,256	1,229	1,387	1,419	1,303
	2 水質規制費	20	-	-	-	-	-	-
	3 水洗便所等普及費 改造促進事務経費×1/2	55	55	52	55	48	52	48
	4 高度処理費(要した経費×1/2) ア 流域下水道組合負担金分	20	21	20	23	28	24	31
	イ 高度処理分地方債元利償還金	30	31	32	33	35	37	39
	5 臨時財政特例債等元利償還金	672	791	849	802	758	711	780
	6 流域下水道建設負担金 (地方債等の特定財源を除いた全額)	6	6	7	21	24	19	1
小 計	2,354	2,518	2,537	2,421	2,612	2,637	2,597	
繰出基準内	1 水洗便所改造資金補助金	13	10	11	7	15	18	13
	2 香里こもれび水路及び出口水面回廊管理経費	23	23	28	29	29	31	27
	3 使用料減免分	-	-	45	55	63	66	76
	小 計	36	34	84	90	106	115	116
繰出基準外	1 汚水分地方債元利償還金	3,812	3,478	3,690	2,524	2,729	2,603	2,689
	2 一時借入金利息×1/2	0	0	0	0	0	0	0
	3 公共下水道事業費 (補助金、地方債等の特定財源を除いた全額)	723	909	927	160	375	569	397
	4 赤字補填分	189	31	174	929	421	161	-
	小 計	4,724	4,419	4,791	3,613	3,526	3,333	3,087
合 計	7,114	6,970	7,412	6,124	6,244	6,084	5,800	

※ 金額の単位未満は、四捨五入して表示している。

下水道事業にかかる一般会計繰出金のうち半分以上は基準外によるものである。金額の増減を見ると、平成16年度において資本費平準化債を1,308百万円充当し、元利償還金の負担が減ったことにより、対前年比1,287百万円減少し、それ以後は総額約60億円前後で推移している。これは、市税収入の悪化に伴い、公債費の伸びに合わせて繰出金を増加させること

ができなくなったため、平成 16 年度より繰出金総額を平均約 60 億円に抑えているものである。

平成 19 年度の各繰出金の計算方法は、以下のとおりである。

(単位：千円)

項目		積算方法
基準内繰出金	公債費分	
	うち雨水分	1,303,037
	うち高度処理分	38,928
	うち臨時財政特例債等	779,680
	雨水処理経費分	395,350
	水洗便所改造促進事務経費	48,321
準基準内繰出金	流域下水道組合負担金分	30,804
	流域下水道事業費分	537
	水洗便所改造資金補助金	13,268
	香里こもれび水路及び出口回廊管理経費分	27,443
基準外繰出金	使用料減免分	75,569
	公債費分	
	うち汚水分	2,689,107
	一時借入金利息	476
	公共下水道事業費分	397,480
合計	5,800,000	

上表について、根拠資料の閲覧と内容聴取により各計算方法を確認した結果、「公債費分」の算定において、上表の式に基づく必要額の算出結果から、さらに 8,545 千円が控除されていた。これは、繰出金の額は、実際には、当初予算策定時に総額が決まっており、補正予算にて決算見込額に合わせて修正することは行われておらず、平成 19 年度の決算数値に基づく要繰出額が結果的に当初予算の繰出金総額を上回ったため、「公債費分」の算出結果から繰出不足額を控除する調整を行ったものである。

なお、平成 18 年度までは、繰出金総額が、基準内繰出金・準基準内繰出金・基準外繰出金の積算結果を上回っており、この額については、実質収支赤字に対する「赤字補填分」との名目で、基準外繰出金の一部として繰出しを受けている。その額は平成 12 年度から平成 18 年度の 7 年間で計 20 億円に達している。

### (3) 基準外繰出金の適正化

(意見)

市の下水道事業は、過去から、一般会計より国の基準を上回る額の「基準外繰出金」を受けている。これは、市税収入が好調であった時代に、下水道を利用する市民負担の増加を少しでも抑制するため基準外繰出金で財源補填を行ってきたという経緯がある。近年は市の財政悪化に伴い抑制に努めているとはいえ、依然年間 30 億円を超える税金が基準外繰出金として下水道事業に投入されている。

また、繰出の根拠についても、「(2) 一般会計繰出金の推移と積算方法」に記載のとおり、必要額の積算結果はあるものの、予算の関係から繰出金総額は既に決まっているため、あるべき額との乖離が生じている。特に平成 18 年度までは、基準外繰出金の中に「赤字補填分」として必要額を上回る額が含まれる結果となっている。一方、平成 19 年度には、繰出金の抑制に伴い、繰出金総額が要繰出額を下回る方向に転じている。

さらには、国の基準内繰出金の一項目である「分流式下水道等に要する経費」が市の繰出金の内訳には含まれていない。これについては、今後、繰出基準に織り込む必要性について検討する必要があるため、現状では基準外として整理し繰り出している金額についても、改めて整理すれば基準内に含まれる可能性も考えられる。

基準外繰出金は、「雨水公費・汚水私費の原則」によれば無制限に認められるものではなく、市民の理解を得られる合理的な根拠と計算方法に基づかなければならない。下水道事業が一般会計繰出金に依存する財政構造となっている中、事業の安定的な運営、市民負担の公平性という観点から、一般会計において費用負担が行われるべきものの範囲についての考え方を改めて整理し、使用料単価設定のあり方を含め、基準外繰出金の算定の考え方を検討すべきである。

### 3. 雨水整備計画の策定

(意見)

市の雨水管の整備計画については、「第 2 章 II. 2. (3) 雨水管の整備計画」に記載のとおりであるが、現在、より詳細な雨水管の整備計画については作成されておらず、策定作業を実施している状況にある。

このような状況になっている要因としては、雨水整備事業は、雨水管の埋設やポンプ場の整備のみならず、排水能力の向上ための河川の護岸整備、集中豪雨による浸水箇所の解消を中心に事業を実施しているため、計画が流動的になること、また、平成 8 年度に整備すべき排水能力を 5 年確率の降雨量への対応から、10 年確率の降雨量への対応に変更したが、すでに 5 年確率で整備した地域について、10 年確率の降雨量に対応できるかどうかについて、明確に把握できていない状況であることがあげられる。

しかしながら、雨水整備が一般会計に与える影響や、近年の集中豪雨などの発生状況からすると、過去の浸水被害の状況などから、雨水整備が必要となる地域を特定し、どのような

整備が必要になるかを明確にした上で、整備案件ごとに緊急性などにに基づき、優先順位をつけて、雨水整備計画を策定する必要がある。

このような計画があれば、雨水整備に係る一般会計の負担予定額を把握することができ、また、明確な計画を示すことにより市民への説明責任を果たすことができる。さらに、集中豪雨等の突発的な事情が発生した場合であっても、計画を適時に見直し、一貫性のある雨水整備が可能となると考えられる。

雨水整備を計画的かつ効率的に実施し、市民に対する説明責任を果たすためには、少なくとも、どのような整備が必要になるかについては、早急に計画の策定をする必要がある。



## Ⅱ. 下水道事業にかかる市債の状況

### 1. 市債の発行方針

#### (1) 発行の目的

地方財政法第5条の規定に基づき、市が行う公共下水道整備事業に要する経費などの財源として発行するものである。

#### (2) 発行の方法

借入実行の前年度において、予算案に発行予定額を織り込んだ上で、議会の議決を得ている。発行額については、補助事業は、補助金部分を除いた残額を発行予定額とし、市の単独事業は、総事業費のうち起債対象外の経費を除外した上で、その全額を発行予定額としている。

借入実行年度においては、大阪府に対して下水道事業債に関する起債計画書等を提出し、大阪府との協議を経た上で、許可申請を行う。

大阪府では府下の各市町村の申請を取りまとめて、総務省へ提出すると共に、近畿財務局を通じて財務省へも提出している。

各省から同意を得た時点で大阪府から各市町村に対して、資金の種類および市債の発行金額について、許可通知が送付される。各市町村ではその金額に変更があれば再度申請を行い、変更がなければ、借入手続を実施する。実行年度の年度末から出納整理期間の間に入金される。

なお、資金の種類は、財政融資資金（財務省管轄）や地方公営金融機構（地方出資）が主なものである。

## 2. 市債の発行状況

### (1) 発行利回り別 10 年間の発行額の推移

(単位：百万円)

利率\年度	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H19 末残高
1.0%未満	-	-	-	-	-	2,160	-	-	-	-	-	2,160
1.0-2.0%未満	-	2,446	-	3,679	-	2,259	1,871	3,078	76	-	5,833	19,241
2.0-3.0%未満	5,031	-	7,322	-	1,864	93	3,382	512	4,456	4,379	3,714	40,261
3.0-4.0%未満	-	-	-	-	-	400	-	-	-	-	-	8,559
4.0-5.0%未満	-	-	-	-	-	379	-	-	-	-	-	19,895
5.0-6.0%未満	-	-	-	-	-	40	-	-	-	-	-	4,493
6.0-7.0%未満	-	-	-	-	-	99	-	-	-	-	-	7,566
7.0-7.5%未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	5,031	2,446	7,322	3,679	1,864	5,429	5,253	3,590	4,531	4,379	9,546	102,175

※ 年度末時点での未了工事にかかる起債の前借については、本借入を実施した年度の実発行額となるため、各年度の市債収入の決算額とは一致しない。

※ 上表では、借換を実施した場合は、借換実施年度の実発行額として取り扱っている。

これまでに発行してきた地方債の平成 19 年度末残高は約 1,022 億円である。

上表の平成 14 年度の実発行額のうち、3%以上の高利率となっている部分は、それ以前の大阪府からの借入について、平成 14 年度に実施した低利融資への借換契約の期間終了に伴うものである（総額 918 百万円）。

大阪府からの借入については、大阪府が独自財源により府内市町村の建設改良費として融資されたものであり、市の下水道事業についても、平成 2 年度から平成 10 年度にかけて融資を受けてきた。しかし、平成 14 年当時、府内の市町村の財政が悪化し、その要因の一つとして公債費の負担が増加したことがあげられたため、大阪府は当該融資について、借換後 5 年間は金利を優遇し、期間経過後は借換前の利率に戻すという条件の借換制度を設けた。

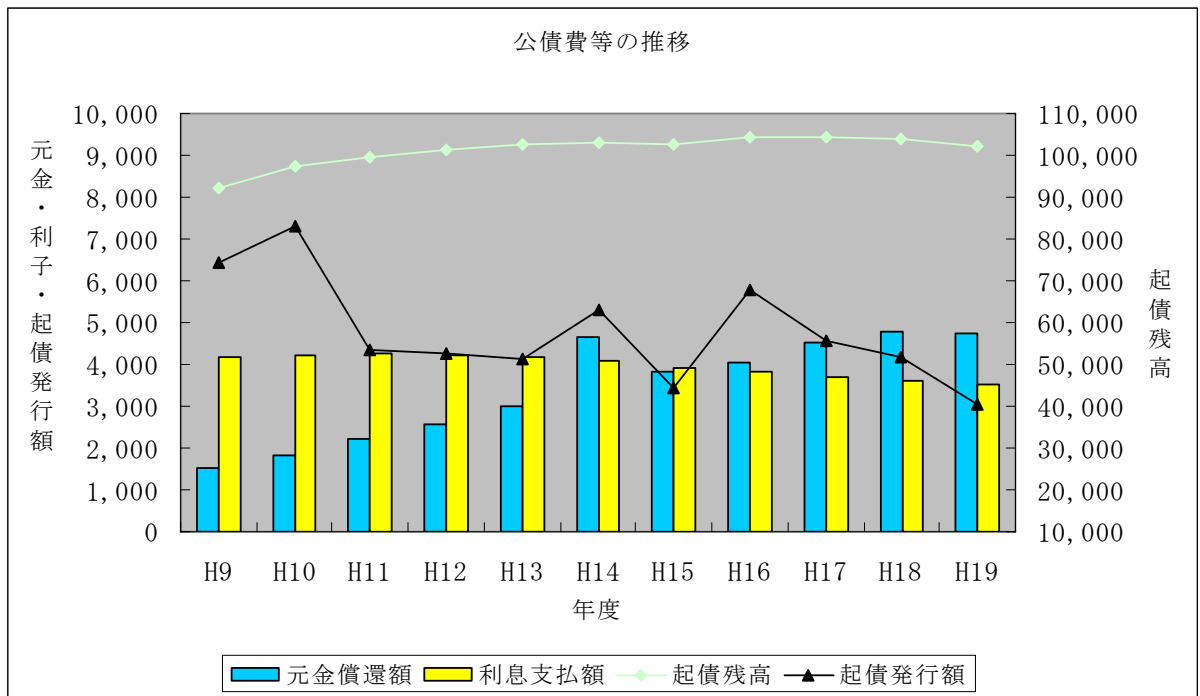
市では当該制度を利用し借換を実施した結果、平成 19 年度末の市債残高のうち、平成 14 年度に借換を実施した部分は、当時の金利水準より高い借換前の利率で区分されている。

平成 19 年度において、借入額が増加しているが、これは、総務省等が各市町村の公債費の負担軽減を目的に実施された、「平成 19 年度公的資金補償金免除繰上償還等」に基づき、市でも繰上償還を実施するために、民間からの資金の借入を実施した。当該行為は実質的には政府資金から民間資金への借換といえるが、これにより、約 47 億円の資金の利率を、年 7%程度から年 1.06%~1.5%に抑制でき、平成 33 年度までに約 11 億円の公債費の削減が見込まれており、今後の公債費の節減につなげている。

### 3. 市債の償還状況および償還計画

#### (1) 過去10年間における公債費等の推移

(単位：百万円)

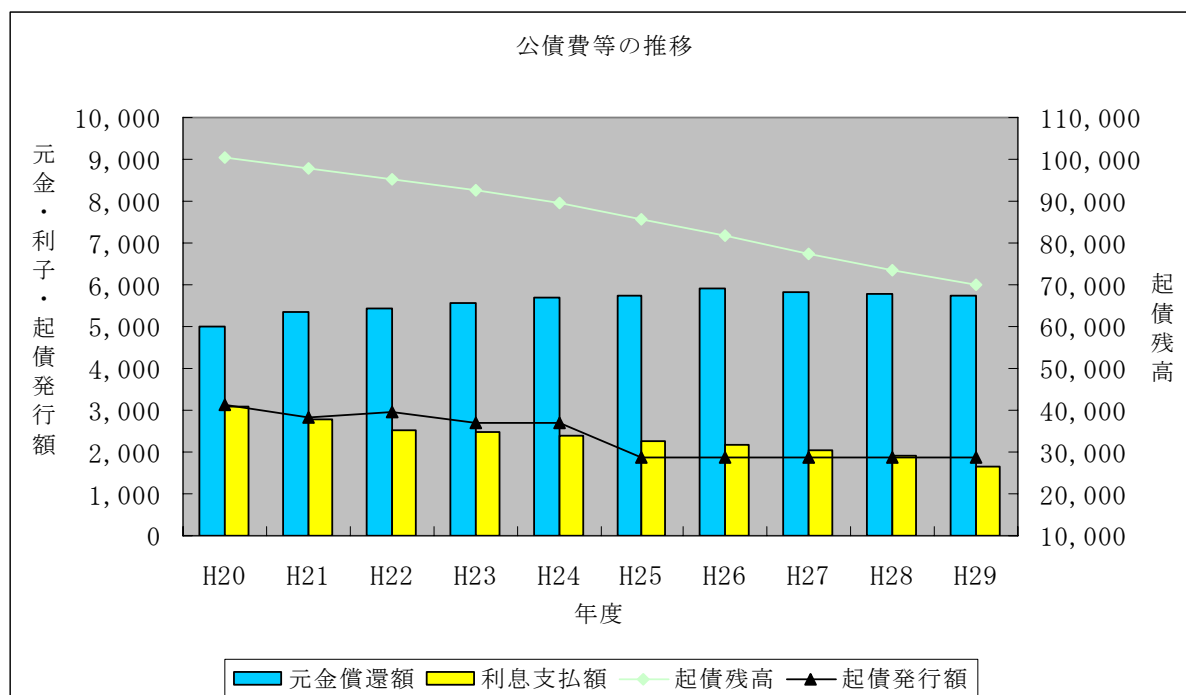


平成14年度の起債発行額の増加は、前述の大阪府貸付金の借り換えの実行によるものであり、平成16年度の起債発行額の増加は、資本費平準化債の発行によるものである。

元金償還額と利息支払額の推移を見ると、当初利息支払額が元金償還額を上回っている状況になっている。これは、市債の返済が元利均等払いで行われること、および3年から5年の据え置き期間を経た後、償還が開始している市債があることからこのような推移となっている。

## (2) 今後 10 年間の起債残高および公債費の推移予測

(単位：百万円)



平成 20 年度以降の公債費については、年間 80 億ほどで推移すると見込んでいるが、住宅地域の下水道整備は平成 24 年度に終了予定のため、当該年度を境に発行額が 10 億円ほど減少することから、公債費の額も減少していくと考えられる。

なお、上表では考慮されていないが、平成 20 年度、平成 21 年度においても、「公的資金補償金免除繰上償還等」が実施されることとなっており、市も当該制度を利用し、実質上の低利への借換を実施する予定である。公的資金の利用以外にも民間資金の利用などにより、公債費の圧縮を積極的に進める検討もしている。

## (3) 市債の発行および償還計画の策定

(意見)

市債の発行額については、以前は整備を優先し実施すべき事業にあわせて、起債額を決定してきていたが、今後は事業費の枠を設けた上で、その枠内で実施すべき事業の優先順位を明確化し、市債の発行額を抑えることにより、少なくとも発行額が返済額を下回り、残高を減らせるように発行額を調整している。

市債の償還については、既存の市債残高の返済額のみを考慮したとしても、今後、毎年度の公債費が 80 億円ほどの水準となっており、平成 19 年度の下水道使用料収入が約 55 億円ということ、仮に下水道普及率が 100%になったとしても現状の使用料体系では 60 億円程度の収入（使用料体系がほぼ同じで、普及率が 100%の水道使用料より推察。「第 2 章 IV. 1. 水洗

化率」参照。)となることから、償還財源は一般会計からの繰入に頼らざる得ず、下水道特別会計のみでは、中長期の資金計画を策定することが困難な状況にある。

また、下水道特別会計では、起債案件ごとの管理をしていないため、下水道使用料により償還すべき汚水事業分の起債額と、一般会計からの繰入により償還されるべき雨水事業分の起債額が明確に区分されず、償還財源が不明確となっており、適切な中長期の資金計画を策定できない状況にある。

しかし、下水道事業の継続的かつ安定的な運営のためには、中長期的な資金計画は必要不可欠であり、汚水事業に対応する発行額については、一般会計繰出金を除いた下水道特別会計の歳入のうち、市債の償還に充当できる金額を把握した上で、今後の発行予定額も含めた全ての償還予定額に対して、全体でどの程度の不足が生じることとなるのかを把握する必要がある。また、当該資金不足額について、どのように解消していくのかについて、中長期的な計画を立案し、実行していく必要があると考える。

中長期的な資金不足の解消計画を策定する際には、汚水事業に対応する発行額については、安易に一般会計繰出金の受入に依存するのではなく、業務の効率化による管理費や整備費などの削減、新規発行額の圧縮、既存の市債にかかる公債費の圧縮など、市で実施できることを最大限実施する計画を立案・実行した上で、使用料の適正化を実施し、解消していく必要がある。

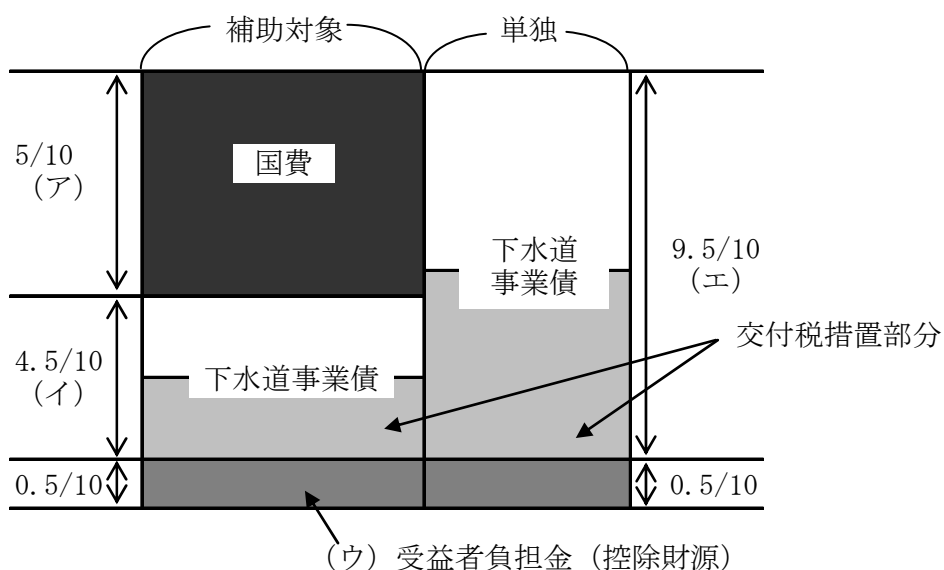
### Ⅲ. 下水道事業受益者負担金

#### 1. 受益者負担金の意義

受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき、下水道が整備されることにより利益を受ける者に対し、事業費の一部を負担させる制度である。当該制度が採用されている理由は、利益を受ける者の範囲が明確であること、整備によって環境が改善され、当該地区の資産価値を増加させることがあげられる。

国土交通省ホームページにおいて紹介されている「受益者負担金について」によれば、負担金額の算出の考え方として「負担金額の総額の決定にあたっては、受益の範囲内での事業費の一部を負担するという原則により、例えば末端管渠整備費相当額を対象とするのが適当」と示されており、市においてもこれになっている。

なお、下水道事業費財源構成は、以下の図のとおり管渠に係る建設事業費の5%程度が受益者負担金（図中ウ）と考えられている。



受益者負担金を除く事業費については、終末処理場・ポンプ場・主管渠補助対象事業は地方負担分の90%（図中イ、この場合、国の負担は事業費総額の50%（図中ア））、末端管渠等単独事業は事業費の95%（図中エ）の充当率で下水道事業債を充当する。

市の受益者負担金に関する取扱については、東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（以下、この項において「条例」という。）および同施行規則にその詳細が定められている。

## 2. 受益者負担金額の算定

### (1) 単位負担金の算定方法

(意見)

受益者負担金の具体的な算定方法は、条例上、「単位負担金額の算定等」としてその手順が示されている。

それによれば、市長は、毎年12月に単位負担金額(1㎡当たりの負担金)を定め、遅滞なく、その額並びにその算定に係る管渠事業費および受益率を公告しなければならないとしており、以下の算式によって算定される。

$$(B/A) \times C \times D$$

(算式の符号)

- A 市長が別に定める標準的な区域(整備する地形により、面積当たりの工事単価が一定とならないため、工事単価の水準を保つために選んだ区域のこと)の面積
- B 市長が別に定める設計書に基準日(賦課区域決定の公告の日の属する年の翌年の1月1日)の属する年度の当初の積算基準を適用して算定したAの区域に係る管渠事業費の額
- C 受益者の負担率で、8分の1
- D 1 - 面積普及率

負担金額は単位負担金を基礎として定められ、毎年12月に翌年内に負担金を賦課しようとする区域(以下、「賦課対象区域」という)内の土地に係る受益者に対して、賦課されている。

過去5年間の単位負担金額および受益率の推移は次の表のとおりである。下水道整備に伴い単位負担金額および受益率ともに低下している。

賦課年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
単位負担金額	327円/㎡	314円/㎡	304円/㎡	294円/㎡	280円/㎡
受益率	0.493	0.480	0.466	0.454	0.438

上表中、平成19年度における受益者負担金は、次のように算定されている。

まず、平成19年度に賦課が予定されている標準的な区域について、平成18年度当初の設計単価を用いて建設工区別に設計費用を算定する。

次に、これらの総額を集計し、条例で定められている算式にあてはめ、負担金単価を算定する。算式中の「受益率」は、整備時期が異なることによる受益者間の公平性を確保するために計算式に含めているものである。

平成 19 年度の単位負担金は次のとおり 280 円/㎡となった。

(各建設工区の設計費用の合計) 733,694,850 円

÷ (区域面積) 143,250 ㎡ × (負担率) 1/8 × 受益率 0.438 (※) = 280 円/㎡

※ 受益率 = 1 - 面積普及率 (0.562 = 整備面積 2,933ha ÷ 計画面積 5,217ha)

#### 建設工区別設計費用

工区	800mm管 推進 (m)	500mm管 開削 (m)	450mm管 推進 (m)	400mm管 推進 (m)	350mm管 推進 (m)	300mm管 推進 (m)	250mm管 推進 (m)	250mm管 開削 (m)	200mm管 推進 (m)	200mm管 開削 (m)	人孔数 (個)	設計金額 (円)
1						8.100					1	6,977,250
2									33.60	175.200	15	22,542,450
3			22.80			4.00			24.90	11.00	4	25,406,850
4		77.03		86.40					57.70	101.00	9	69,853,350
5						5.90				117.20	9	16,676,100
6										28.90	3	3,305,400
7									109.60	10.20	4	30,699,900
8									48.80	185.80	13	29,450,400
9						5.20				74.40	8	14,952,000
10	428.00										1	139,833,750
11							167.30		15.20	69.30	6	57,437,100
12										100.80	11	17,332,350
13										50.60	4	5,059,950
14										175.20	9	25,113,900
15										73.50	8	4,530,750
16					30.90		23.00		26.00	153.60	20	42,053,550
17	185.80							12.20			2	97,354,950
18						10.62				29.00	4	14,935,200
19							50.40			59.80	3	16,496,550
20										101.80	4	10,542,000
21						13.00	106.20			44.80	4	35,839,650
22						2.40				52.70	5	7,844,550
23					10.80						1	17,969,700
24									22.00	200.30	11	21,487,200
計	613.800	77.030	22.800	86.400	41.700	49.220	346.900	12.200	337.800	1,815.100	159	733,694,850

※ 設計金額の算定上、設計単価は、平成 18 年度当初の積算基準を適用している。

単位負担金額の算定において用いた「標準的な区域」とは、「整備する地形により、面積当たりの工事単価が一定とならないため、工事単価の水準を保つために選んだ区域のこと」であるが、それは、各年度の整備工区を相対的に比較検討し、選定されるものである。

しかし、選定にあたっての具体的な基準等が示されていないため、標準的かどうか客観的に判定ができなかった。また、市が定めている負担率 8 分の 1 についての合理的根拠は具体的に示されていない。さらに、単位負担金の額は、工事の進捗が進むほどより低く算

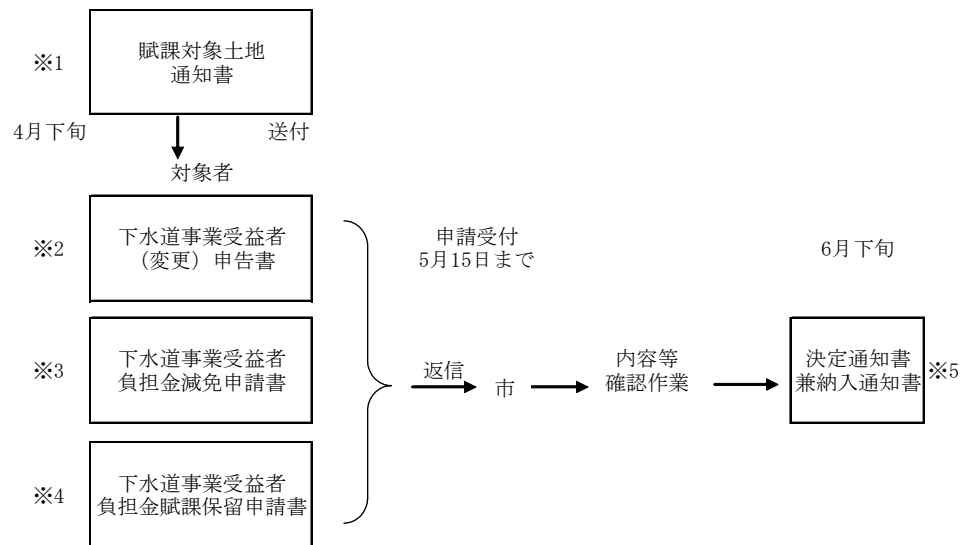


定されなければならないという計算上の前提があるが、物価水準の動向も考慮すると一概に単位負担金が年々低下していくとは限らないと考えられる。

市の下水道整備率は高い状況にあるが、今後、受益者に当該整備費用の一部を負担させるかどうか、負担させる場合にも制度趣旨に照らして、市民に対して相応の負担となるよう具体的かつ平易な説明が必要と考える。

## (2) 賦課決定

負担金額の賦課決定のフローは以下のとおりである。



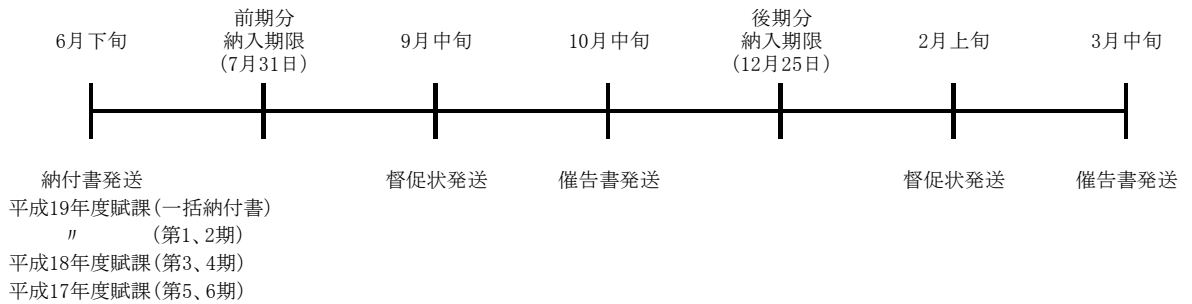
- ① 1月1日現在の土地の所有者等に「下水道事業受益者負担金の手引」とともに「賦課対象土地通知書」を送付する。その際、すでに賦課対象外の土地（例：開発業者自らが下水道整備を行った場合）についてはあらかじめ除外しておく。また、土地の現況により、特例措置（負担金が半額）となる場合はその通知をあわせて行う。（※1）
- ② 賦課対象土地通知書を受領した対象者は、以下の場合について必要な書類を市へ提出する。
  - 対象者が変更する場合は「下水道事業受益者（変更）申告書」（※2）
  - 負担金の減免事由に該当する場合は「下水道事業受益者負担金減免申請書」（※3）
  - 負担金の賦課保留を求める場合は、「下水道事業受益者負担金賦課保留申請書」（※4）
- ③ 市では5月15日までに提出された上記②の各申請書類の内容確認をし、賦課すべき対象者に対して、「決定通知書兼納入通知書」を送付する（※5）。

### 3. 徴収方法

#### (1) 徴収方法

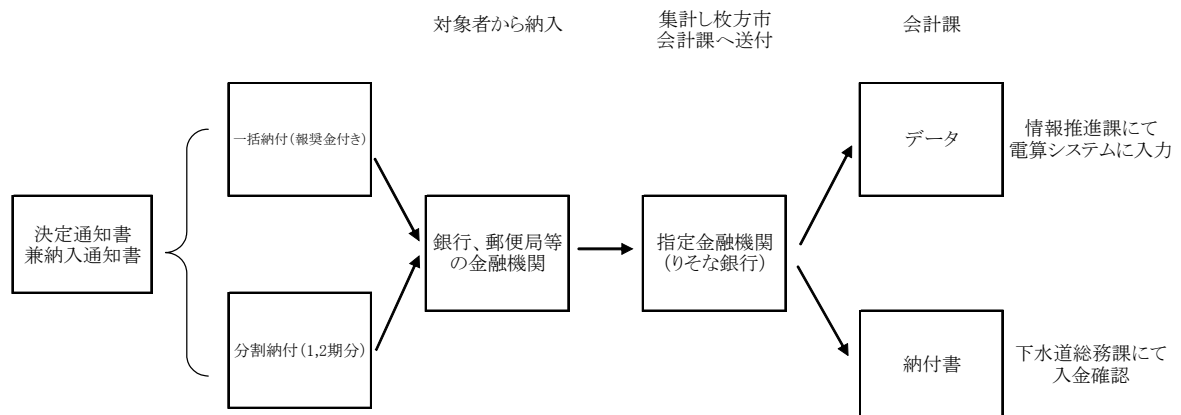
受益者負担金は、条例上、原則として3年に分割して徴収するものと定められているが、受益者が一括納付の申出をした場合等は一括して徴収するものとし、その場合は、一括納付報奨金を交付することができる。

具体的な平成19年度における徴収事務のスケジュールは以下のとおりである。



- ① 平成19年度において徴収すべき負担金額は、平成19年度賦課対象分（一括納付および分割納付の場合の第1期および2期）および平成17年度および平成18年度賦課対象分（平成17年度は分割納付第5期および第6期、平成18年度は分割納付第3期および第4期）であり、これらの納付書を6月下旬に発送する。
- ② 納入期限（一括納付分および前期分は7月31日、後期分は12月25日）を6週間を過ぎても入金のない未収入金については、督促状を発送する（前期分は9月中旬、後期分は2月上旬）。
- ③ 督促状を発送しても、なお入金のない場合は、催告状を発送する（前期分は10月中旬、後期分は3月中旬）。

また、徴収事務の流れは以下のとおりである。



## (2) 平成 19 年度の受益者負担金額

平成 19 年度の受益者負担金の確定額は以下のとおりである。なお、年度途中における異動は含まない。

筆数	面積 (㎡)	基本額 (円)	減額 (円)	減免額 (円)	差引負担金額
5,825	974,175.489	273,559,300	1,888,300	201,953,400	69,717,400

上記負担金額 69 百万円の内、一括納付額は 67 百万円であり、一括納付による報奨金 5 百万円を差し引いた 62 百万円が納期限までに納付されていた。残額 1 百万円は分割納付される金額である。

なお、減額、減免および賦課保留については後述する。

## 4. 賦課保留

### (1) 賦課保留手続

条例および同施行規則により、市の費用で汚水ますを設置しなかった土地については、申請により賦課の保留を決定している。

具体的には、対象となる土地について係争中である場合や農地、山林、雑種地、駐車場等に対する賦課の特例により、汚水ますその他汚水を公共下水道に排出するための施設が設けられていない場合等が想定されている。

なお、賦課の保留に係る要件を欠くに至ったときは、賦課の保留は取り消され、要件を欠くに至った日の属する年の単位負担金額によって算定した負担金が賦課される。

平成 19 年度における賦課保留は以下のとおりである。

人数	筆数	保留面積
19 名	43 筆	8,013.92 ㎡

上記賦課保留について、平成 19 年度賦課保留申請一覧を入手し、賦課保留申請書との整合性を確認した。その結果、問題となる事項はなかった。

### (2) 賦課保留の取消

賦課保留先については、賦課保留申請時に確認するのみであるが、その後、賦課保留の要件に欠ける事由が発生した場合、賦課保留を取り消し、受益者負担金が課されることになる。

賦課保留の期間が長期間に及んだ場合、受益者が賦課保留されていることを失念する場

合もあるため、例えば、対象用地が住居等へ転換する場合、建築確認のため下水道使用に関する申請書が下水道部に回付されることにより、賦課保留の取消し手続きがされ、受益者に対し、賦課決定通知がされる。

これらの賦課保留の取消し手続、その後の賦課決定および負担金回収の状況を確認するため、賦課保留の取消しに関する回議書および下水道受益者負担金徴収簿兼収入状況表の閲覧並びにヒアリングを実施した。

その結果は以下のとおりである。特に問題となる事項はなかった。

(平成 19 年度)

該当案件はなかった。

(平成 20 年度)

監査時点(平成 20 年 11 月 25 日現在)において以下の 3 件が該当している。納期限が到来している A 氏および B 氏の負担金は回収済みである。

(単位：円)

受益者	賦課保留申請	負担金額	納期限	保留解除事由
A 氏	農地	336,300	H20.5.31	所有者変更のため
B 氏	雑種地	97,400	H20.10.31	公共下水道利用のため
C 氏	農地	98,000	H20.12.5	同上

※ 平成 20 年度の単位負担金額は 275 円/㎡である。

## 5. 減額および減免

### (1) 減額

市であらかじめ減額して賦課決定通知を行う場合は、以下のとおりである。

減額の場合	減額率	内容
農地	50%	現況・登記地目が田又は畑の土地についてはあらかじめ減額して賦課する。

### (2) 減免

土地の利用状況や受益者の状態によっては、申請により減免されることがある。減免率は 25%~100%の割合となっている。

なお、3 年間の納付期間中に、減免事由が消滅又は発生した場合は、届け出ることになっている。

減免の主な事項と減免率(下水道事業受益者負担金の手引より一部抜粋)

減免の主な事項	減免率
①私道（公道から公道へ通じるものや公共性が高いものに限る。）	100%以内
②水路（公共性が高いものに限る。）	100%以内
③自費で污水管渠を整備した受益者の土地（市へ移管・寄附等を行った場合のみ該当）	75%～100%
④自費で污水ますを設置又は污水ます取付管の整備を行った受益者の土地（市へ移管・寄附等を行った場合のみ該当）	50%
⑤污水ますを設置していない受益者の土地など	50%

また、上記以外に山林、雑種地、駐車場等で市の費用で污水ますを設置しなかった土地についてはあらかじめ減額して賦課する（減免率 50%）。これについては上記減免制度とは異なり、申請は不要である。

平成 19 年度の当初減免額は 201 百万円（「3（2）平成 19 年度の受益者負担金額」参照）となっている。当該減免手続が適切になされているかを確認するため、減免区分の内、上表の③に分類される 100%減免対象用地の一部の減免手続を検証した。

対象となる用地は以下のとおりであり、金額修正前の減免額 202 百万円の 64%に相当する金額となっている。

減免コード	減免率	筆数	対象面積	減免金額
80	100%	3,468 筆	461,940.139 m <sup>2</sup>	130,430,700 円
年度合計		4,562 筆	752,651.169 m <sup>2</sup>	202,013,100 円
金額修正				▲59,700 円
最終減免額				201,953,400 円

これらの土地の大半が大型宅地開発案件であり、開発業者による下水道整備の後、当該施設をすべて市に寄附するものである。

これらの一部について、アウトプット帳票「ヘンコウデータレンラクヒョウ コウシンリスト」、賦課対象仮一覧表、減免申請、および市への寄附申請等を閲覧した。

これらの資料を検討した結果、問題となる事項はなかった。

## 6. 賦課対象先の網羅性

負担金を賦課すべき対象者の網羅性についてどのように調査し、確保しているのかについて聴取した。

下水道部内の受益者負担金に係る担当者が供用開始区域の確定作業を進める。具体的に

は、汚水ますおよび污水管の設計図面を基礎として下水道区域内であるかどうかについて個別判定する。

下水道区域外の土地は以下のとおりであり、これら以外はすべて賦課対象先として網羅されている。

(下水道区域外)

1. 地形が悪く、污水が排出されない(例：山、谷、窪地の田畑等)
2. 生産緑地
3. 污水管敷地の途中に私有地があり、当該土地の所有者の所在が不明等の理由により、所有者の同意が得られない場合

## 7. 滞納管理の状況

### (1) 平成 19 年度末滞納状況

平成 19 年度末において滞納している未収入金は 14 百万円であり、発生年別の状況は以下のとおりである。

(単位：円)

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	合 計	
① 調定額	当該年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,549,900	4,470,000	28,369,600	38,389,500	
	納期前納付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,800	38,183,200	38,292,000	
	現年度合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,549,900	4,578,800	66,552,800	76,681,500	
	滞納繰越分	289,200	11,900	1,629,200	211,500	67,000	116,700	168,300	223,000	1,039,000	2,075,700	6,181,800	1,177,100	973,300	0	14,163,700
	合 計	289,200	11,900	1,629,200	211,500	67,000	116,700	168,300	223,000	1,039,000	2,075,700	6,181,800	6,727,000	5,552,100	66,552,800	90,845,200
② 収入額	当該年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,931,700	3,668,800	27,398,100	35,998,600	
	納期前納付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108,800	38,183,200	38,292,000	
	現年度合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,931,700	3,777,600	65,581,300	74,290,600	
	滞納繰越分	0	0	9,000	0	5,000	0	17,400	102,400	66,000	267,500	267,500	208,500	237,300	0	913,100
	合 計	0	0	9,000	0	5,000	0	17,400	102,400	66,000	267,500	5,140,200	4,014,900	65,581,300	75,203,700	
③ ②の内還付未済額	(現年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(滞納)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
④ 不納欠損額	(現年)	289,200	0	254,500	14,700	0	0	134,400	55,200	265,900	0	0	0	0	1,013,900	
	(滞納)	289,200	0	254,500	14,700	0	0	134,400	55,200	265,900	0	0	0	0	1,013,900	
⑤ 収入未済額	現年度分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	618,200	801,200	971,500	2,390,900	
	滞納繰越分	0	11,900	1,365,700	196,800	67,000	111,700	33,900	150,400	670,700	2,009,700	5,914,300	968,600	736,000	0	12,236,700
	合 計	0	11,900	1,365,700	196,800	67,000	111,700	33,900	150,400	670,700	2,009,700	5,914,300	1,586,800	1,537,200	971,500	14,627,600
(備考)		前納18年(5期・6期)		108,800		欠損現年		0		延滞金		59,900				
		前納19年(3期・4期)		19,091,600		欠損滞納		1,013,900		前納報奨金		5,642,700				
		前納19年(5期・6期)		19,091,600		総合計		38,292,000		合計		1,013,900				

### (2) 督促業務

(意見)

平成 19 年度の調定額 90 百万円に対し、実際の収入額は 75 百万円となっている(上記(1)の表の「合計」欄参照)。差額の 15 百万円は不納欠損処理された 1 百万円および収入未済額(滞納額) 14 百万円である。

滞納者に対しては、市内に住民票が存在する対象者に限って訪問徴収を行っており、訪

問徴収は、下水道総務課 1 名および下水道部の課長代理以上 1 名で現金取扱会計規則に基づき行っている。徴収金については、徴収当日に本庁内に開設されている銀行窓口の営業時間内に納入される。

徴収に際しては、領収書として市の複写式の納付書を携帯し使用しているが、現状、当該納付書には連番がなく、納付書の使用状況が把握できない状態であった。公金を扱う以上、民間団体に比べ、資金の取扱についてはより厳格に行うべきであり、納付書の連番管理が必要である。

また、現状、徴収は市内の対象者を中心に行っているが、市内に限らず滞納金額が多額な対象者から積極的に徴収する等明確な方針の策定が必要である。

### (3) 滞納者の状況把握

#### (結果)

滞納額の明細を要求したところ、現状は作成されておらず、網羅的に滞納管理ができていないかどうかの確認ができなかったため、滞納状況が個別に記された「受益者負担金滞納整理カード」を閲覧した。

滞納整理カードは、6 月初旬（前年度賦課の新規滞納者）および 11 月初旬（現年度賦課前期分の新規滞納者）の年 2 回追加作成される。当該カードには対象者への対応状況を記載する欄があり、そこには滞納者分にかかる納付が確認された場合や戸別訪問徴収（市内のみ）の内容及び交付要求等をした履歴等が記載される。

これらのカードは一定の分類でファイリングされており、市内、市外、他府県への転居、交付要求中、特別等のシールが貼付されていた。

その内、「他府県への転居」分については、金額が少額な案件が多く、費用対効果の観点から実際には訪問できていない状況にあった。また、「特別」分については、過去においてクレーム等があり、督促業務から外されている。

「特別」にファイルされていた案件は以下のとおりである。

(単位：円)

対象者	賦課対象年度	金額	状況
A 氏	H15	99,500	平成 15 年 10 月 20 日に連絡したのみ。
B 氏	H15	116,000	平成 17 年 9 月 27 日、19 年 3 月 16 日に連絡。

#### (状況)

##### A 氏の場合

平成 15 年に A 氏より所有地に管が埋設されており、人孔（マンホール）があるとの申し出があった。この埋設管については、昭和 33 年に旧日本住宅公団が整備した旧香里処理場の放流管で市に移管されたものと判明したが、設置した時の詳細図面、延長等の資料

がみつからず、詳細は不明とのことである。

A氏は埋設管の撤去等を求め、解決するまで受益者負担金の支払いを拒んでおり、現在にいたるまで決着はついていない。

#### B氏の場合

平成15年度賦課対象であるB氏の所有地は、平成15年4月に競売され所有権が変わっており、「収入も少なく支払うことができない」とのことであった。

また、住所が市外ということもあり、下水道総務課においてはファイルを分けて、整理・管理をしていたものの、結局、一年経過した。

今後、在住の市町村へ住民票の照会をかけて住所を確認し、催告書を送付する予定である。

上記案件については、結果的に一年以上請求されず放置されたままとなっていた。これは、管理ファイルを事案の性質別に詳細に分類した結果、一部のファイルの検索頻度が極端に少なくなったことによって状況が把握できず、請求漏れになったと考えられる。網羅的な債権管理を行うためには、発生年度別に台帳管理を行うべきと考える。

また、一定時点における滞納者の網羅的な把握は、督促漏れ等の防止のためには必要であるため、滞納整理カードの総額と決算データとの照合を今後検討すべきである。



## 8. 不納欠損の状況

過去5年間の不納欠損の状況は以下のとおりである。不納欠損額は年々減少している。

		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
催告中に時効を迎えた	対象者数	77人	76人	76人	54人	29人
	負担金件数	143件	150件	147件	107件	63件
	不納欠損額	2,214,700円	1,549,100円	2,002,800円	797,200円	953,000円
所在不明で時効を迎えた	対象者数	19人	20人	14人	8人	5人
	負担金件数	37件	44件	25件	18件	14件
	不納欠損額	322,500円	405,300円	173,800円	202,600円	60,900円
国税徴収法第153条該当 (滞納処分執行停止)	対象者数	24人	13人	2人	7人	-
	負担金件数	95件	47件	10件	41件	-
	不納欠損額	753,667円	1,581,400円	51,000円	163,200円	-
合 計	対象者数	120人	109人	92人	69人	34人
	負担金件数	275件	241件	182件	166件	77件
	不納欠損額	3,290,867円	3,535,800円	2,227,600円	1,163,000円	1,013,900円

上記の内、平成19年度の不納欠損についてその処理が適切に行われているかどうかについて、不納欠損対象者リスト、滞納整理カードおよび回議書等を確認した。

その結果、問題となる事項はなかった。

#### IV. 水洗化の促進

##### 1. 未水洗化の状況

下水道の供用が開始したとしても、従来の汲み取り式や浄化槽を利用する方式から水洗化の工事が完了しなければ、下水道を利用することはできない。「第2章VI. 類似団体との比較」で触れたように市の水洗化率は類似団体 11 団体中 11 位となっていること、「第2章 IV. 1. 水洗化率」で分析したように整備区域の水洗化率を 100%にすることを目指すことにより、分析結果として収支差額は 850 百万円改善することを述べた。従って市として水洗化率改善のための具体的な方策が採られているかどうかは重要である。

これらを確認するため、書類上把握されている下水道供用開始対象戸数およびこれに対する改造（水洗化）戸数の状況について確認した。

平成 19 年度末現在の状況は以下のとおりである。

平成 20 年 3 月末現在

供用開始 年度	供用開始 戸数	改造戸数					未水洗 戸数
		～H16	H17	H18	H19	計	
～H16	※63,818	58,155	728	822	626	60,331	3,487
H17	4,341		1,239	649	561	2,449	1,892
H18	3,084			1,333	523	1,856	1,228
H19	2,648				1,081	1,081	1,567
合計	73,891	58,155	1,967	2,804	2,791	65,717	8,174

上表のうち、※印の 63,818 戸は下水道供用開始後 3 年を超えているものであり、これに対して未水洗戸数は 3,487 戸となっている。この内、58%に相当する 2,024 戸は、以下の「未水洗化戸数内訳」に示すとおり、供用開始後長期間経過している。

これらの理由のひとつとして、浄化槽が設置されているため、改造工事の必要性を感じていないことが挙げられる。

##### 未水洗化戸数内訳

年度	～H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	合計
戸数	2,024	381	110	225	220	296	231	3,487

## 2. 水洗化促進のための助成

市は、水洗化にあたって経費助成および融資の斡旋を行っている。

以下は過去3年間の助成実績である。

平成20年3月末現在

項目 \ 年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
供用開始戸数 (A)	4,341	3,084	2,648
改造戸数 (B)	1,967	2,804	2,791
(内、当該年度供用開始分)	(1,239)	(1,333)	(1,081)
補助金交付戸数 (C)	1,420	2,121	1,623
補助金額 (円)	12,380,000	18,127,200	13,268,500
(1戸当たり平均補助金額 (円) = 補助金額/C)	(8,718)	(8,546)	(8,175)
補助金交付率 (C/B)	72.2%	75.6%	58.2%
融資斡旋戸数 (D)	30	45	38
融資斡旋額 (円)	8,104,000	8,801,000	8,163,000
融資斡旋率 (D/B)	1.53%	1.60%	1.36%
融資残高 (円)	12,053,000	9,784,340	8,163,000

補助金は下水道供用開始から3年以内に水洗化する場合に限って交付されるため、交付率は必ずしも100%にならず、上表のとおり、1戸当たりの補助金額は8千円程度となっている。また、融資斡旋状況を示す融資斡旋率は1%台で推移している。

上表のデータを見る限り、これらの制度については、水洗化の工事に要する経費が各戸の状況により相当高額になることから、下水道使用者における経済的負担感を軽減するまでには至っていないように見受けられる。

## 3. 水洗化促進のための調査

(意見)

未水洗先に対して、水洗化を促進することは、負担金の徴収およびその後の使用料の徴収を通じて下水道整備に要したコストを回収することにつながる取組であることから、下水道供用開始後3年以内に接続する必要がある賦課対象者に対する調査の状況について聴取した。

調査の方法としては、①アウトプット帳票「下水道処理一覧表」に記載されている町名ごとの上水戸数、下水戸数、下水化率等の各データ間の整合性について検討し、整合性がとれていない町について追跡フォローする方法、および②直接、下水道管が敷設されてい

る地区を巡回し、賦課すべき対象者かどうか個別に判定する作業による方法がある。

②の調査については、平成 16 年度において調査に当たって必要なデータ等を整備し、平成 17 年度から本格的な未水洗先の実態調査を実施しており、その結果を「未水洗建物実態調査報告書」としてまとめている。

平成 19 年度の実態調査結果は、以下のとおりである。

#### 平成 19 年度未水洗建物実態調査

対象件数（※）	1,079 件
（内訳）未水洗件数（催促件数）	817 件
未届件数（戸数）	262 件（309 戸）
対象件数の内、現地訪問の結果、水洗化した件数	66 件

※ 条例上、下水道供用開始後 3 年以内に水洗化が求められているため、当該期間を経過した案件の一部が対象となっている。

上記のような調査に到るまでに、まず、下水道供用開始後 2 年経過した時点で受益者に対して水洗化を促し、それでもなお水洗化がされない場合、さらに半年経過した時点で水洗化の義務通知を行う。これらはいずれも書面を通じて行われる。そして、3 年を経過しても水洗化がされていないと推定される受益者に対しては、状況確認を行ったうえで水洗化を促すという手続をとる。

これらの調査は、正職員 1 名、再任用者 1 名、特別職非常勤 2 名で行われているが（平成 20 年度は再任用者 2 名追加。ただし、他の業務と兼務）、賦課対象者からの自主的な申請によることは実質的に困難と考えられることから、現場に出向いて状況を確認した上で水洗化を促す手続は確実な手法であり、水洗化率の向上に直接的に寄与するものとして、非常に重要な取組である。

例えば、市は水洗化にあたって施行工事業者を指定しているが、利用者側で指定業者以外の業者へ依頼した場合には、市へは何ら連絡がされず、書類上は未接続（未水洗化）の状態となっていることが多いとのことであり、これらは実態調査をして初めて「未届」になっていることが把握できるものである。

平成 19 年度未水洗化建物実態調査のとおり、水洗化が義務付けられている対象件数 1,079 件の内、取組の結果、未届の発見が 262 件（309 戸）、水洗化に至ったものが 66 件あった。平成 16 年度当該体制を整えてからの未届の発見件数は 826 件（986 戸）、接続件数は累計で 230 件程度と確実に成果があがっている。

下水道整備率が100%に近づくにつれて、一層水洗化の促進が強化されるような体制作りが必要であり、これまでの取組のような適時かつ定期的な現地調査は今後も継続して行うべきである。

## V. 下水道使用料

### 1. 下水道使用料の算定方法

#### (1) 算定方法

下水道は地方自治法第 244 条に規定する「公の施設」に該当し、使用料の徴収が認められている（同法第 225 条、第 228 条第 1 項、下水道法第 20 条第 1 項）。当該条項に基づき、市は「枚方市下水道条例」を設け、使用料の徴収を行っている。

下水道使用料は下水道法第 20 条に「能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること」と定められており、「原価」として、施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、適正な利潤および施設建設のために発行された企業債の償還を含むものとされている。

#### (2) 下水道使用料の改定

##### 1) 改定の経過

「第 2 章 V. 経営健全化計画の概要」に記載のとおり、下水道財政の中心となる財源である下水道使用料については、昭和 58 年に改定を行って以後、長期間改定を行わず、市税（一般会計繰出金）で財源補てんを行い、市民負担の増加を抑制しつつ収支の均衡を図ってきたが、平成 13 年度に経済環境の悪化による実質収支の赤字累積を解消すべく下水道使用料の改定を行っている。その概要及び改定の詳細は以下のとおりである。

##### (下水道使用料改定概要)

昭和 33 年～昭和 55 年 11 月は水道使用料に一定率を乗じた額を徴収

昭和 55 年 12 月～昭和 58 年 4 月は毎年度改定

平成 10 年 10 月から 15 年ぶりに約 30%増の改定

平成 13 年 10 月約 32%増の改定（1,967 円/20t・月）

平成 16 年 10 月約 16%増の改定（2,261 円/20t・月）

なお、平成 19 年度に約 14%増の下水道使用料の改定を予定していたが、実行されていない。

(単位：円)

S33. 10. 11	S41. 1. 1		S55. 12. 1	S56. 4. 1	S57. 4. 1	S58. 4. 1	H9. 7. 1	H10. 10. 1	H13. 10. 1		H16. 10. 1		
水道使用料金の75%	水道使用料金の47%	一般用	基本額	10 m <sup>3</sup> まで	300	500	500	500	485	630	8 m <sup>3</sup> まで	660	763
			超過額	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	35	50	60	65	63	80	8 m <sup>3</sup> を超え 10 m <sup>3</sup> まで	82	114
				20 m <sup>3</sup> を超え 30 m <sup>3</sup> まで	50	65	75	80	77	100	10 m <sup>3</sup> を超え 20 m <sup>3</sup> まで	106	127
				30 m <sup>3</sup> を超え 50 m <sup>3</sup> まで	65	80	90	95	92	120	135	162	200
			1m <sup>3</sup> 当たり	50 m <sup>3</sup> を超え 100 m <sup>3</sup> まで	80	95	105	110	106	140	189	234	
				100 m <sup>3</sup> を超え 200 m <sup>3</sup> まで	95	110	120	125	121	160	216	267	
				200 m <sup>3</sup> を超え 500 m <sup>3</sup> まで	105	120	130	135	131	170	230	284	
				500 m <sup>3</sup> を超え 1,000 m <sup>3</sup> まで	115	130	140	145	140	180	244	303	
				1,000 m <sup>3</sup> を超えるもの	125	140	150	155	150	190	258	321	
		基本額		300 m <sup>3</sup> まで	5,000	5,000	5,000	5,000	4,855	6,300	6,600	7,623	
		浴場用	超過額 300m <sup>3</sup> を超えるもの 1m <sup>3</sup> 当たり	300m <sup>3</sup> を超え 2,000m <sup>3</sup> まで								40	
				2,000m <sup>3</sup> を超え 3,000m <sup>3</sup> まで								41	
				3,000m <sup>3</sup> を超え 5,000m <sup>3</sup> まで								42	
				5,000m <sup>3</sup> を超え 10,000m <sup>3</sup> まで								43	
				10,000m <sup>3</sup> を超え 15,000m <sup>3</sup> まで								44	
15,000m <sup>3</sup> を超え るもの										45			
							消費税5% 加算			消費税5%内税			

#### ※ 消費税等の処理

平成9年度：消費税率が3%から5%に改定されたことより消費税等の処理を内税方式から外税方式へ変更している。

平成16年度：消費税法改正により内税方式へ変更している。

## 2) 下水道使用料算定に当たっての市の方針（意見）

下水道法上定められている下水道使用料の算定方法に準拠して計算されているかどうかについて確認するため、資料の提示を求めたところ、本来、下水道法等に示されている算定方法を採用すべきであるが、当該手法による算定は高額になりすぎると判断し、下水道事業特別会計の累積損失を早期に解消することを目標とした市の独自方針による算定方式を採用し、下水道使用料の改定を行っているとの回答を得た。

下水道使用料は、過去の実績および社会経済情勢の推移を踏まえた合理的な排水需要予測並びにそれに対応する事業計画を前提とし、能率的な管理の下における適正な経費に下水道事業の健全な運営を確保するために必要とされる経費を加えた額に基づき算定されるべきであるが、市の現在の下水道使用料については、平成20年度までの「経営健全化計画」（平成16年5月改定）をもとにして、経費回収率のうち資本費算入率（使用料で賄う割合）の50%を目指し、平成16年10月に改定している。

しかしながら、原則的には下水道法等に示されている算定方式でいったんは算出し、料金改定時において、市民に周知することは下水道特別会計の状況を理解してもらう機会と

なり、使用料で回収すべきコストを明確にすることは原価管理上も有用と考える。

また、下水道使用料の算定に含めるべきコストの範囲については、下記の事項に十分留意し、検討していくことが必要である。

- 下水道使用料の算定基礎である「維持管理費」には大阪府への流域下水道の負担金が含まれている。この算定は大阪府で行われ市へ請求されているが、請求額の基礎データに関して市側で検証することは実質的に困難であるため、負担金の額の妥当性が確認できていない。
- 後述「2. 水道局との関係」に記載のとおり、水道局に対する委託料については本来支払うべき金額ではなく、負担可能な金額を支払っているが、本来の委託料相当額を下水道使用料の算定基礎として考慮すべきである。

なお、市の下水道使用料の設定方針である「経費回収率のうち資本費算入率（使用料で賄う割合）の50%」の達成状況は、下表「資本費参入率の目標と実績」のとおりである。また、参考までに経費回収率（使用料単価÷汚水処理原価）もあわせて示した。平成17年度以降は健全化目標を上回るとともに当該方針どおりに料金設定が行われているが、経費回収率については、64%を達成するにとどまっている（平成19年度）。

資本費参入率の目標と実績

率	H15	H16	H17	H18	H19
（目標）資本費算入率	36.0%	54.0%	47.0%	47.0%	51.0%
（実績）資本費算入率	34.9%	45.8%	52.4%	54.4%	55.3%
参考： （実績）経費回収率	53.6%	60.0%	63.2%	64.6%	64.2%

※ 資本費とは汚水に係る公債費（元利償還金）であり、経費とは維持管理費および資本費の総額をいう。

また、それぞれの率は以下の算式で求められる。

$$\text{経費回収率} = \text{下水道使用料単価} \div \text{汚水処理原価}$$

$$\text{使用料単価} = \text{下水道使用料収入} \div \text{年間有収水量}$$

$$\text{汚水処理原価} = \text{汚水処理費} \div \text{年間有収水量}$$

### （3）実際の使用料の計算

市は、分流式公共下水道を採用しているため、下水道使用料は污水管に流入する汚水の量に応じ、表1「下水道料金表」により算定した額を徴収している。また、汚水量の算定



については、表2「汚水量の算定」に示した方法によっている。

(表1) 下水道料金表 (1ヶ月分、消費税内税)

汚水の種類	区 分		単価	計算式 ※円未満切捨て
一般用	基本額	8 m <sup>3</sup> まで		763円×1 =763円
	超過額 (1 m <sup>3</sup> につき)	9 m <sup>3</sup> ~ 10 m <sup>3</sup> まで	114円	114円×水量- 149円
		11 m <sup>3</sup> ~ 20 m <sup>3</sup> まで	127円	127円×水量- 279円
		21 m <sup>3</sup> ~ 30 m <sup>3</sup> まで	163円	163円×水量- 999円
		31 m <sup>3</sup> ~ 50 m <sup>3</sup> まで	200円	200円×水量- 2,109円
		51 m <sup>3</sup> ~ 100 m <sup>3</sup> まで	234円	234円×水量- 3,809円
		101 m <sup>3</sup> ~ 200 m <sup>3</sup> まで	267円	267円×水量- 7,109円
		201 m <sup>3</sup> ~ 500 m <sup>3</sup> まで	284円	284円×水量- 10,509円
		501 m <sup>3</sup> ~ 1,000 m <sup>3</sup> まで	303円	303円×水量- 20,009円
		1,001 m <sup>3</sup> 以上	321円	321円×水量- 38,009円
浴場用	基本額	300 m <sup>3</sup> まで		7,623円×1 =7,623円
	超過額 (1 m <sup>3</sup> につき)	301 m <sup>3</sup> ~ 2,000 m <sup>3</sup> まで	40円	40円×水量- 4,377円
		2,001 m <sup>3</sup> ~ 3,000 m <sup>3</sup> まで	41円	41円×水量- 6,377円
		3,001 m <sup>3</sup> ~ 5,000 m <sup>3</sup> まで	42円	42円×水量- 9,377円
		5,001 m <sup>3</sup> ~ 10,000 m <sup>3</sup> まで	43円	43円×水量- 14,377円
		10,001 m <sup>3</sup> ~ 15,000 m <sup>3</sup> まで	44円	44円×水量- 24,377円
		15,001 m <sup>3</sup> 以上	45円	45円×水量- 39,377円

※ 「浴場用」とは大阪府公衆浴場法施行条例（平成12年大阪府条例第36号）第2条第2項に規定する一般公衆浴場の用に係るものを、「一般用」とは浴場用以外の用に係るものをいう。

(表2) 汚水量の算定

1	水道水を使用した場合	当該使用水量
2	水道水以外の水を使用した場合 (※)	当該使用水量
3	水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合	当該使用水量を合算したもの
4	使用する水量と公共下水道に排除する汚水の量が著しく異なる場合 (使用者が当該汚水の量の算出根拠等を記載した申請書を市長に提出したとき)	当該申請書を基に汚水の量を認定

※ 水道水以外の水を使用した場合とは、「井戸水等」を使用した場合である。

## 2. 水道局との関係

市は「枚方市水道事業管理者に対する権限委任規則」に基づき、以下の事務を水道事業管理者に委任している。また、水道事業管理者は水道事業に関する事務の一部を外部業者に委

託しているが、委任された範囲内で下水道に関する事務もあわせて委託している。

枚方市水道事業管理者に対する権限委任規則 第2条

(委任する事務)

枚方市下水道に関する事務のうち次の各号に掲げる事務を枚方市水道事業管理者に委任する。ただし、委任する事務は、枚方市水道事業の給水に係る下水道の使用によるものに限るものとする。

- (1) 下水道使用料の調定、収入および還付に関すること。
- (2) 下水道使用料の滞納金の督促およびその処分(交付要求に係る事務に限る。)に関すること。
- (3) 下水道使用料の予納金の還付又は充当に関すること。
- (4) 下水道使用料の減免に関すること。

なお、水道事業管理者に対する権限委任に伴い、市から水道局に対して、それらの業務に関する委託料の支払義務が生じるが、下水道特別会計の累積赤字の解消のため、双方協議により、当面の間、次年度徴収見込額の2%程度(約100百万円程度)を支払うこととなっている。

なお、平成19年度において本来支払うべき委託料は以下の算式で求められ、その結果は182百万円となった。

(17年度業務費422,754,829円－下水道総務課端末保守点検委託料44,100円)

×件数率0.431(注)＝182,188,324円(円未満切捨て)

(注) 件数率＝下水道使用料調定件数÷(水道料金調定件数＋下水道使用料調定件数)

＝667,180÷(879,244＋667,180)≒0.431

### 3. 徴収方法

#### (1) 徴収事務の概要

下水道使用料の徴収は、枚方市下水道条例に基づき、水道事業の給水に係る下水道の使用によるものに限って水道局に委任しており、水道料金とともに徴収される。それ以外は下水道総務課が徴収事務を行っている。具体的には、井戸水等の水道水以外の水を使用した場合および使用水量に比して汚水の量が異なる場合等には、汚水排除量報告書に基づき

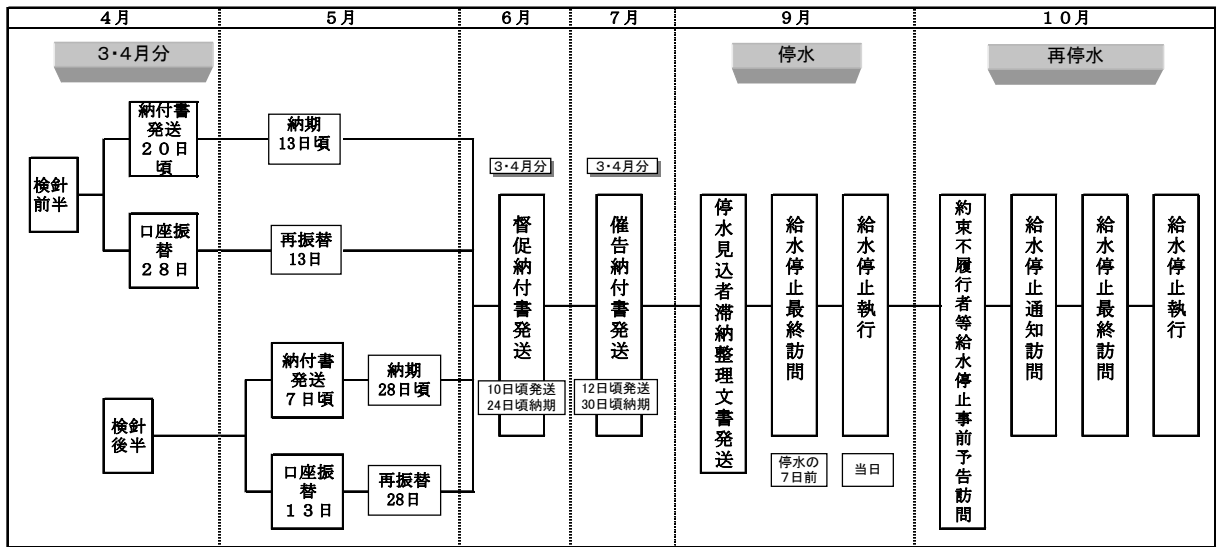
下水道使用料を算定し、徴収等の手続きが行われる。

(2) 徴収事務

1) 水道料金調定から給水停止までの流れ

①水道局における手続

水道局では下表のスケジュールで業務を行っているが、外部業者にこれらの業務を委託している。



外部業者の行う業務内容は仕様書に「枚方市水道局の水道料金等（下水道使用料を含む）の未納者に対する納入の督促および未納水道料等の収納、給水停止、給水停止解除等の滞納整理業務、窓口受付業務、検針業務、開閉栓業務、現地精算業務、日・宿直業務およびこれらの業務に附帯する業務」と明記されている。

具体的には、毎月検針作業後、使用量を確定し、料金の計算を行う。これらはすべてコンピュータ処理により、検針漏れ等をチェックし、料金の確定を行う。

収納は、口座振替の他、銀行等金融機関の店頭受入、水道局窓口等およびコンビニエンスストアでの受付に分類され、口座振替以外は納付書による納付となっている。

下水処理場別収入日計表の一部について水道局が管理する収入日計表、出納日報、納入通知書等と照合した結果、特に問題となる事項はなかった。

② 下水道総務課における手続

下水道総務課において、水道水以外の水を使用した場合および使用水量に比して汚水の量が異なる場合等に「汚水排除量報告書」に基づき下水道使用料を算定し、徴収又は還付の手続きが行われる。

平成 19 年 7 月度下水道使用料徴収分 28 百万円を対象にその徴収手続について、また、

平成 19 年度還付額 28 百万円の一部を対象にその還付手続について根拠資料等に基づき適切に処理されているかどうかを確認するため、下水道使用料（地下水等）調定集計表、下水道使用料台帳兼徴収簿汚水排除量報告書、回議書等を検討した。

その結果、特に問題となる事項はなかった。

#### 4. 減免の状況

##### (1) 減免対象世帯数

平成 18 年度および平成 19 年度において枚方市下水道条例第 31 条および同施行規則第 28 条に定める減免の対象となった世帯数は以下のとおりである。

(単位：世帯)

年度 対象世帯	H18	H19	増減
生活保護世帯	1,975	2,057	82
用途 61 (※1)	260	311	51
母子世帯	1,027	1,000	▲ 27
用途 61	130	137	7
身体障害者・児世帯	4,017	4,120	103
用途 61	291	308	17
知的障害者・児世帯	699	702	3
用途 61	84	92	8
精神障害者世帯	118	125	7
用途 61	5	5	0
介護保険要介護	106	97	▲ 9
用途 61	1	0	▲ 1
高齢者世帯 (※2)	109	674	565
合計	8,051	8,775	724
用途 61	771	853	82
総合計	8,822	9,628	806

※1 マンション等の集合住宅で、料金徴収を個人から直接行えないものを指す。

※2 平成 19 年 1 月から下水道使用料の高齢者に対する減免制度に係る要件緩和に伴い、「水道料金の高齢者減免制度」が新設・受付開始となったことから、平成 18 年度受付分の決定が平成 19 年度中になされているため大幅増となった。

## (2) 減免手続

### 1) 高齢者世帯に対する減免手続（結果）

市では高齢者の負担軽減策のひとつとして、平成 19 年度より 65 歳以上の市民税非課税者を対象とした減免制度の基準を一定緩和している（収入基準、資産基準等。緩和された基準は限定措置であり、平成 20 年度までとされている）。

平成 19 年度における高齢者世帯による減免申請およびその結果は以下のとおりである。

（単位：件）

高齢者減免	申請受付件数	申請受付件数に対する新規開始件数	申請受付件数に対する却下件数	重複申請
平成 19 年度	195	183	10	2

上記の申請手続が規定等に準拠して適切に実施されているかについて水道料金等減免申請書（高齢者）等の閲覧およびヒアリングを実施した。申請内容の確認に使用する書類は以下のとおりであり、資料確認後、水道料金等減免申請書上に、適用要件毎の個別の判定と総合判定の結果を記入し、上席者が再度確認して決裁欄に押印する手続となっている。

- a)（預貯金残高に関する）調査の同意書受理簿兼使用および照会伺い
- b) 調査同意書
- c) 金融機関 10 行からの預貯金残高照会に関する回答
- d) その他、申請者本人からの提示書類である、固定資産税・都市計画税物件明細、年金振込通知書等

水道料金等減免申請書（高齢者）綴より無作為に 9 件抽出し資料を閲覧した結果、2 件については、「預貯金の額」の欄への金額・判定結果記入が漏れていた。また、他の 1 件については、世帯収入の集計誤りがあり、誤った金額で「世帯の収入」が基準内かを判定していた。なお、このケースは集計漏れ分を加味しても基準内であった。

これらの個別の判定結果は総合判定に影響しないものであったが、このように記載不備が頻発している状況では、上席者によるチェックが適切に行われずとも考えられる。平成 20 年度から個人の所得については、アクセス権限を持った職員によってシステム上確認することが可能となっており、上記のような確認作業については精度が高まることが期待されるが、減免の可否判定に影響する事項であるため留意が必要である。

### 2) 高齢者世帯以外の世帯に対する減免手続（意見）

平成 19 年度における高齢者世帯以外の減免手続が適切に実施されているかどうかについて、水道料金等減免申請書等の閲覧およびヒアリングを実施した。その結果、問題となる事

項はなかった。

対象となる世帯およびその確認方法は以下のとおりである。

減免資格	確認方法
1. 生活保護世帯	生活保護証明書
2. 母子世帯	児童扶養手当証書 所得証明(1月2日以降他市よりの転入者)
3. 身体障害者世帯、身体障害児世帯	身体障害者手帳(1・2級) 特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当証書 特別障害者手当証書
4. 知的障害者世帯、知的障害児世帯	療育手帳(A) 特別児童扶養手当証書 障害児福祉手当証書 特別障害者手当証書
5. 精神障害者世帯	精神障害者保健福祉手帳1級
6. 介護保険要介護世帯	介護保険被保険者証 介護認定の判定結果通知書(4、5)

上表の区分に従い、減免資格の確認を行うが、1および2の減免区分を除き、申請時に該当する手帳類を確認するのみでその後は住民基本台帳等の存否確認にとどまっている。これは、減免区分3～6については対象者の身体的精神的状況が申請時よりも軽度になっていることは考えにくいとの理由であるが、申請後、一定期間を経過した時点において個別の状況を考慮した上で、対象世帯からの申請を促すべきものとする。

## 5. 滞納管理の状況

### (1) 平成19年度末滞納状況

平成19年度末における滞納未収入金は次のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	H15	H16	H17	H18	H19	合計
水道局徴収対象	7,640 (1,766)	8,125 (1,740)	12,734 (2,221)	16,808 (2,580)	71,709 (12,309)	117,018 (20,616)
下水道部徴収対象	1,923 (8)	—	64 (12)	54 (8)	—	2,042 (28)
合計	9,564	8,125	12,798	16,863	71,709	119,060

※ 括弧内は調定件数を示す。なお、平成19年度の水道局徴収対象分は年度末調定に係るものが含まれている。

## (2) 管理状況

### 1) 水道局における管理（意見）

平成19年度末時点の滞納未収入金は117百万円となっているが、その事由別の残高は以下のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	H15	H16	H17	H18	H19	合計
督促中	875 (271)	1,838 (344)	5,613 (605)	12,244 (1,338)	69,333 (11,579)	89,904 (14,137)
精算不能	3,137 (551)	2,081 (307)	1,867 (271)	707 (139)	307 (63)	8,100 (1,331)
無断転出	3,627 (944)	4,205 (1,089)	5,253 (1,345)	3,855 (1,103)	2,069 (667)	19,012 (5,148)
合計	7,640 (1,766)	8,125 (1,740)	12,734 (2,221)	16,808 (2,580)	71,709 (12,309)	117,018 (20,616)

※ 括弧内は調定件数を示す。

上記の事由の意味は以下のとおりである。

「督促中」・・・滞納者へ督促を行っているもの。

「無断転出」・・・滞納者の追跡ができないため、無断転出判明時点で滞納未収入金の徴収が困難。

「精算不能」・・・転出届があった際、その場で精算不可能な事情があるもの。納付書を手渡すもその後入金がない。これについては、転出先からさらに転出し、滞納者の追跡ができない状況に追い込まれるケースがある。

「無断転出」および「精算不能」の滞納未収入金は、現状、督促業務を行っていないため、

不納欠損処理するまで同額で推移していくと思われるものである。

従って、実質的には督促対象となる未収入金は上表の「督促中」のものであるが、これについては委託業者による訪問徴収（7名で担当）等の督促が行われている。

委託業者との契約は平成19年度までは単年度契約であったが、平成20年度は委託業務の内容を拡大し、複数年の契約（3年間）を締結している。督促業務が委託業者によって適時に実施されているかどうかについて、滞納整理カードを閲覧し、現状が不明なものについてヒアリングした。

その結果は、以下のとおりである。いずれも滞納整理カードは平成20年3月末までしか記載されていなかった。

(単位：円)

氏名	現住所	用途	調定月	未収額	状況
N氏	市内	家事	H16/5～H17/7	63,801	H17/7 閉栓、最終入金 H19/11。 委託業者変更後、訪問できていない。
K氏	市内	業務	H17/3～H18/6	93,404	H18/6 閉栓、最終入金 H18/9。 委託業者変更後、訪問できていない。

平成20年度から委託している業者の方針として、平成20年9月末までに滞納者への全戸訪問を行うこととしているため、当該案件については監査時点ではまだ訪問できていなかったとの説明を受けた。

水道局においては平成19年度までの委託業者業務内容については、定例会議（月1回）、クレーム対応等都度の報告および収納業務に関する月報の提出（窓口業務・収納業務月報）等により把握していたが、平成20年度から業者が変更されることに伴い、督促業務に関する従前の業者のモチベーションが下がったことは否定できないようである。

委託は、水道局が業者に対して業務を委託し、業者は事業主としてその業務を行うことであり、その業務の遂行は全て事業主である業者の責任で行われ、事業主に指揮命令権があるものの、今回のような委託業者が変更する場合は、徴収事務に影響を及ぼすような事項について想定し、徴収事務が滞ることがないよう積極的な対応が必要であると考えられる。

また、同時に水道局内において業者の方針を周知徹底し、より一層適時の対応がとれるよう心がけるべきである。

## 2) 下水道総務課における管理（意見）

下水道総務課においては、滞納が発生する頻度は少なく、滞納が発生した時点で倒産や転



居等、既に回収困難な状況に陥っている場合が多い。

水道局に権限委任されて徴収対象になっている未収金については督促業務に関する規則等は整備され、それに則って主として外部業者により徴収が行われているが、下水道総務課において管理している未収金については、発生件数が少ないこともあり、都度対応する方法を採っている。

下水道総務課において管理している滞納未収金のうち、汚水排除量分の滞納理由について聴取した。その結果は以下のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	金額	滞納理由
H15	1,923	①768千円について 賃貸マンション（3棟分）への給水全量が井戸水を使用。マンション経営者が倒産のため、滞納となっている。なお、当該マンション経営者に対する未収金はこれ以外に2,305千円あったが、平成14年度分のため不納欠損処理されている。 ②1,155千円について 老人介護施設内に設置された浴場に掘削した温泉水を使用。当初、浴場用の料金を請求していたが、後日、一般用の料金で請求すべきであったことが判明し、再請求したものである。なお、翌年度以降は一般用の料金で徴収され、滞納は発生していない。
H17	64	井戸水のみを使用していたが、平成18年9月時点で下水道部担当者が所在確認したところ、該当住所は更地となっていた。
H18	54	
合計	2,042	

これらのうち、平成15年度発生分の①については、回収できないことが明確なため不納欠損処理すべきと考える。また、②については、滞納の原因が下水道部にあり、先方との協議を重ねた末、徴収できないと判断された時点で調定額の減額処理を行うべきであった。

また、平成17年度および平成18年度の未収入金については一般家庭に対する請求分であるが、原則毎月請求すべきところ、利用者の便宜を優先して、半年毎に請求する方式を採っていた。

従前は、入金が一時的に遅延することはあったとしても、滞納期間が長期化するケースは稀であったようであるが、経済状況が悪化している環境下にあつて企業の倒産が増加している傾向にあり、適時・適切な督促手続が必要である。また、一般家庭に対する滞納案件については少額ではあるものの、個別に判断を要する側面があることから、上記のような案件を

モデルケースとして具体的取扱について検討すべきである。

## 6. 不納欠損の状況

### (1) 過去5年間の不納欠損処理状況

過去5年間の不納欠損の処理状況は次のとおりである。

(単位：千円)

発生年度	H15	H16	H17	H18	H19
水道局徴収対象	3,628 (1,092)	3,643 (990)	4,608 (1,287)	4,927 (1,379)	6,672 (1,450)
下水道部徴収対象	—	—	—	—	3,914 (17)
合計	3,628	3,643	4,608	4,927	10,587

※ 括弧書は調定件数を示す。

### (2) 水道局徴収対象にかかる不納欠損処理

(結果)

平成19年度の水道局徴収対象にかかる不納欠損処理の概要は次のとおりである。

(単位：千円)

項目	内容	件数	金額
支払不誠実	督促状を送付したが、滞納処分になったもの。督促状・催告状等(2ヶ月に1回)を送付した後、未納になった場合には、直接自宅訪問をして事情聴取した結果、やむを得ないものについて5年が経過し不納欠損に至ったものである。	150	728
無断転出	無断で市を転出したもの。	458	2,697
精算不能	転出届があった際、その場で精算不可能であり、納付書を手渡すもその後入金がないものである。	842	3,246
合計		1,450	6,672

上表の不納欠損処理された未収金に関する個別の状況を把握するため、滞納整理カード等の提示を求めたが、枚方市文書取扱規程上、保存年限の定めのある書類ではないことから不納欠損処理後は廃却されており、不納欠損処理手続が適切に行われたかどうかの確認ができなかった。

市は下水道に関する事務の一部を水道事業管理者に対して権限委任しているが、不納欠損

処理はその対象外となっている。下水道部では、過去から水道局から提出される不納欠損処理の総括結果に依拠し、不納欠損処理の手続を行っているが、当該手続が下水道部の権限である以上、滞納整理カード等、個別の状況を記した書類についてもあわせて提出を求め、総括結果についての検証作業を行なった上で、不納欠損処理を行うべきであった。

徴収総額に対する不納欠損処理額の割合は低く、また、各年度の最終的な徴収率は 90%台後半を維持していることから、事務効率の観点から一定金額以下の不納欠損処理に関してはやむを得ないとする見解もあるが、一方で市民負担の公平性の観点からは、当該処理の妥当性について検討し、判断するという手順を踏むべきと考えるべきである。例えば、上表中「支払不誠実」728 千円（150 件）は平成 14 年度調定額 4,403 百万円の 1%にも満たない金額であるが、給水停止されていない。その中にはマンション等の集合住宅で管理会社が一括徴収するなどのため、物理的に各個人の給水を停止できないものも含まれているものの、納期までに使用料を納めている他の市民との公平性が損なわれる事態になっている。

これらの検証作業は、原則全件行うべきであるが、一定の基準を設けて任意抽出した案件について検証する等の手法を用いて総括結果全体の評価を行うことも可能である。下水道部において効率的・効果的な手法を検討すべきである。

### （3）下水道部徴収対象にかかる不納欠損処理

平成 19 年度の下水道総務課における不納欠損処理された債権は、倒産あるいは所在不明のため回収不能であり、時効の 5 年を経過したものである。

これらの不納欠損処理手続については適切に行われていた。

## VI. 下水道部の工事請負・委託契約等

### 1. 市の契約制度

#### (1) 契約方式の概要

市では、「枚方市契約規則」等において競争入札・随意契約の契約事務手続を定めており、その詳細は「枚方市建設工事等入札・契約制度の概要」にまとめ、公表されている。工事、委託業務に関する契約制度をまとめると、以下のとおりである。

#### 工事

契約方式	対象 (金額は概算、税込)	電子 入札	最低制限 価格制度	低入札調 査制度
制限付き一般競争入札	土木：2億円以上 建築：4億円以上	○	—	○
制限付き一般競争入札 (公募型)	土木：1億円以上 建築：1億5千万円以上	○	—	○
制限付き一般競争入札 (工事希望型)	250万円以上	○	○(5千 万未満)	○(5千 万以上)
指名競争入札	130万円以上	—	○	—
随意契約	130万円未満	—	—	—

#### 委託

契約方式	対象 (金額は概算、税込)	電子 入札	最低制限 価格制度	低入札調 査制度
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	500万円以上	○ ※1	○ ※1	—
指名競争入札	50万円以上	○ ※2	○ ※1	—
随意契約	50万円未満	—	—	—

※1 測量・設計等の建設コンサルタント業務が対象である。

※2 測量・設計等の建設コンサルタント業務および公園管理、剪定・除草・その他害虫駆除、家屋調査業務が対象である。

## 各制度の説明

用語	説明
制限付き一般競争入札	地域要件を付さずに公告し入札参加者を募集する。
制限付き一般競争入札 (公募型、工事希望型)	主に市内業者を対象に公告し入札参加者を募集する。
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	地域要件を付さずに公告し入札参加者を募集する。
指名競争入札	入札者を原則として3名以上指名し、特定多数で入札を行う。
随意契約	見積り合せ等により契約業者を決定する。 (なお、随意契約の詳細については後述する。)
最低制限価格制度	地方自治法施行令第167条の10第2項の規定に基づき、疎漏工事、ダンピング受注等を防止するため、予め設けられた最低制限価格を下回った価格での入札者を落札者とししない制度。 市では、予定価格5千万円未満の制限付き一般競争入札(工事希望型)、工事に係る指名競争入札、制限付き一般競争入札(業務希望型)、建設コンサルタント業務に係る指名競争入札に適用。最低制限価格は、指名競争入札を除き事前公表されている。
低入札価格調査制度	地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、最低価格の入札者が示した入札価格が契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の基準である調査基準価格を下回った場合には、直ちに落札者を決定せず、低入札価格の調査を行った上で決定する制度。調査は、数値的判断基準値(失格値)による第1次調査により審査条件を満たした入札者に対して提出書類等に対する事情聴取(第2次調査)を行い、低入札価格調査委員会で審議の上、落札者を決定する。 市では、制限付き一般競争入札・制限付き一般競争入札(公募型)・予定価格5千万円以上の制限付き一般競争入札(工事希望型)に適用。

## (2) 市における契約制度の改革

市では、透明性・競争性のより高い契約制度の実施に向けて、順次改革を行っている。

特に、平成19年度には、第2清掃工場建設工事に係る談合事件を受け、市民の信頼を回復し、今後の談合防止対策を構築する取り組みの一環として、平成19年7月に外部有識者で構成する第2清掃工場建設工事に関する調査委員会(同年10月に「第2清掃工場建設工事に関

する調査・談合防止対策委員会」に変更。以下、「外部委員会」という。)が設置された。また、同時に、庁内には、同工場の建設に関する事務処理過程を検証し、課題の抽出と改善策を検討するため、第2清掃工場建設検証委員会(同年10月に「談合防止対策等検討委員会」に変更。以下、「内部検討委員会」という。)が設置された。

平成20年2月25日には、外部委員会から市長に対して、これまでの検証結果の報告がなされ、今後の談合防止対策の構築に向けた取り組みの方向性が提言として示された。これを受け、内部検討委員会において談合防止対策等の構築に向けた改善策をとりまとめ、平成20年4月10日に、市長に対して「談合防止対策の構築に向けた取り組みについて」を報告している。

その内容は、外部委員会からの提言内容に則し、「賠償金の率の引き上げ」、「入札参加資格の停止期間の見直し」、「公共建設工事に係る積算基準および主要な設計単価の庁内統一化」、「内部通報システムの構築」、「職員のコンプライアンス意識の向上」といった改善策とその実施時期、担当部署を定めている。そのうち、入札・契約事務に関する課題については、同年9月に改善策をまとめ、10月より順次実施されているところである。また、「入札方式の研究」「入札方式の決定過程について、客観的判断に基づいた規程等、外部からも検証できる仕組みの確立」や「入札参加資格の設定について、同規模事業や他市事例との比較により検証する仕組みの確立」といった課題は、今後も引き続き検討していくこととされている。

平成19年度までの契約制度の変遷及びその効果の目安となる落札率の推移は、以下のとおりである。

年度	内容	落札率(注)
平成11年度	・ 予定価格・最低制限価格の事前公表実施(制限付き一般競争入札・公募型指名競争入札)	—
平成12年度	・ 予定価格・最低制限価格の事前公表の拡大(工事希望型指名競争入札) ・ 低入札価格調査制度の実施(制限付き一般競争入札)	—
平成13年度	・ 入札監視員会議設置	—
平成14年度	・ 郵便入札の実施 ・ 工事希望型指名競争入札の拡大(1千万以上⇒500万以上)	—
平成15年度	・ 工事希望型指名競争入札の拡大(500万円以上⇒250万円以上) ・ 業務希望型指名競争入札の拡大(1千万円以上⇒500万円以上)	89.38%
平成16年度	・ 電子入札の導入(制限付き一般競争入札・公募型指名競争入札、9月以降) ・ 入札契約事務の総合契約検査室への一元化(教育委員会・水道局・	87.04%

	市民病院の建設工事および建設工事に係る設計等の建設コンサルタント業務に係る入札事務)	
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札の適用拡大</li> <li>工事希望型指名競争入札（土木：3 千万円以上、建築：2 千万円以上）</li> <li>業務希望型指名競争入札（500 万円以上の建設コンサルタント等、9 月以降）</li> </ul>	88.38%
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電子入札適用の拡大</li> <li>工事希望型指名競争入札（土木：3 千万円以上、建築：2 千万円以上⇒250 万円以上）</li> <li>・低入札調査制度適用の拡大（制限付き一般競争入札⇒制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札および 5 千万円以上の工事希望型指名競争入札）</li> </ul>	80.17%
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札方法の名称変更</li> <li>公募型指名競争入札⇒制限付き一般競争入札(公募型)</li> <li>工事希望型指名競争入札⇒制限付き一般競争入札(工事希望型)</li> <li>業務希望型指名競争入札⇒制限付き一般競争入札(業務希望型)</li> <li>・電子入札適用の拡大</li> <li>指名競争入札（50 万円以上の測量・設計等の建設コンサルタント業務および公園管理、剪定・除草・その他害虫駆除、家屋調査業務、10 月以降）</li> <li>・入札契約事務の総合契約検査室への一元化（教育委員会・水道局・市民病院の建設工事および建設工事に係る設計等の建設コンサルタント業務の契約事務、その他の業務委託、物品購入に係る入札契約事務）</li> </ul>	79.44%

※ 各年度において郵便入札・電子入札の対象となった工事全件を算定対象としている。

入札・契約事務の改善策（平成 20 年 10 月 1 日以降）

項 目	内 容
「枚方市談合情報対応マニュアル」の全面改訂	<p>◆捜査機関との連携強化</p> <p>談合情報・談合疑義情報について、捜査機関（公正取引委員会・警察）への通報などをマニュアルに明記</p> <p>◆監視体制・連携対応体制の強化</p> <p>入札監視員会議以外に、新たに「談合情報対応緊急会議」を設け、談合等に対する連携した監視体制、対応体制の強化</p> <p>◆入札不調時の捜査機関への通報</p> <p>大型工事等の入札において入札不調や不応札など不自然な入札があった場合は、発注に係る書類を再確認し、捜査機関へ通報するとともに入札監視員会議へ報告</p>
入札監視員会議の審査対象を契約金額 250 万円以上に拡大	審査対象工事等の範囲を現在の 3 千万円以上から 250 万円以上に拡大し、より広範囲の審査を実施
契約に係る賠償金の率を 20%に引き上げ	談合等不正行為による賠償金の率を、現行の 10%から 20%に引き上げる。
入札参加資格の停止期間の上限を 36 カ月に引き上げ	贈賄、独占禁止法違反、談合に対する指名停止期間の上限を、現行の 24 ヶ月から 36 ヶ月に引き上げ、罰則の強化を図る。
電子入札に係る設計図書等の販売方法見直しによる入札の透明性の向上	現在、販売店で取得している設計図書等について、A3 サイズまでは電子入札システムからのダウンロード方式を実施し、業者の利便性を図るとともに不正行為の抑止を図る。

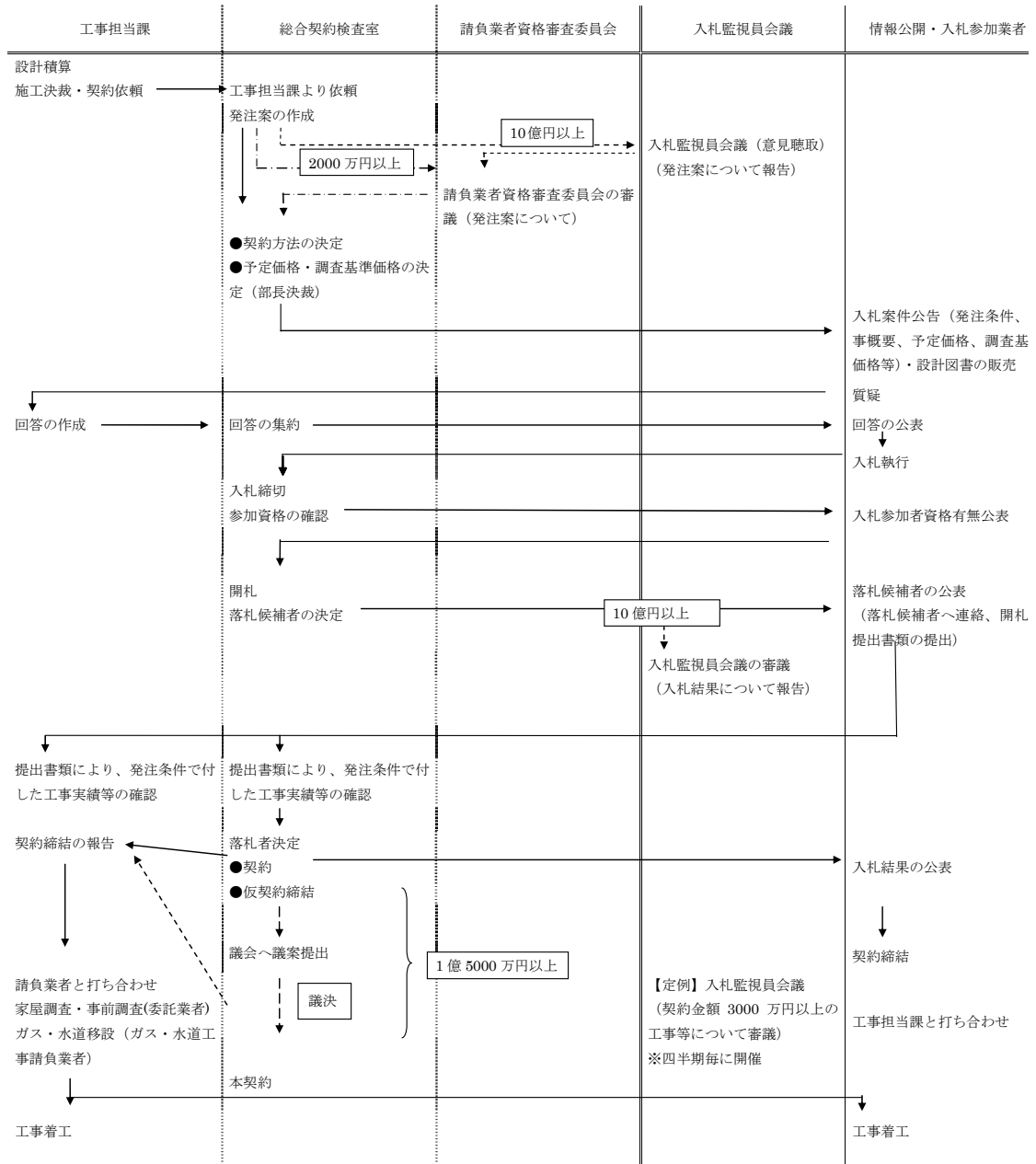
なお、今後、内部検討委員会では、各担当部署が取り組む改善策が適切に執行されるよう進行管理を行い、適宜取り組み状況を市長へ報告するとともに、必要に応じて新たな改善策の検討を行っていくこととされている。



## 2. 競争入札の状況

### (1) 契約事務の流れ

下水道事業に係る制限付き一般競争入札の入札契約事務フローは、以下のとおりである。  
 なお、フロー中の金額は、予定価格である。



契約事務は、枚方市事務決裁規程で定められている主管課専決対象以外は、総合契約検査室にて行われている。

(2) 平成 19 年度の契約状況

1) 落札率の状況

下水道事業に係る平成 19 年度の競争入札による契約実績は、発注方式別に以下のとおりである。なお、金額は税込であり、落札率は加重平均によるものである。また、件数は、落札率算定における予定価格との比較の都合上、附帯工事と本工事を合わせて 1 件とカウントしている。表中の契約金額とは、契約変更後の最終契約額であり、増減率は当初落札金額に対する最終契約金額の割合を表す。また、下水道事業に係る過去の落札率の推移については、第 2 清掃工場建設工事に係る談合事件に関連し、監査時点では過去の契約関係資料の一部が捜査当局に押収されており、数値の把握が困難であるため、検討を省略している。

(工事請負契約)

(単位：千円、金額：税込)

発注方式	件数		予定価格 A	落札金額		契約金額 C	増減率 C/B
	(件)	うち 変更 あり		B	落札率 B/A		
制限付き一般競争入札	0	—	—	—	—	—	—
制限付き一般競争入札 (公募型)	7	7	1,399,554	900,908	64.4%	955,241	106.0%
制限付き一般競争入札 (工事希望型)	39	31	1,538,608	1,151,907	74.9%	1,289,497	111.9%
指名競争入札	30	5	63,166	56,309	89.1%	57,452	102.0%
計	76	43	3,001,329	2,109,125	70.3%	2,302,191	109.2%

(委託契約)

(単位：千円、金額：税込)

発注方式	件数		予定価格 A	落札金額		契約金額 C	増減率 C/B
	(件)	うち 変更 あり		B	落札率 B/A		
制限付き一般競争入札 (業務希望型)	13	10	155,872	86,991	55.8%	87,970	101.1%
指名競争入札	60	27	205,830	176,648	85.8%	174,864	99.0%
計	73	37	361,702	263,639	72.9%	262,834	99.7%

競争性・公正性が高いとされる一般競争入札の落札率は、指名競争入札より比較的低い結果となっている。また、当初設計の変更による契約の変更が多いことも特徴である。

上記の契約のうち、工事請負契約について 7 件、委託契約について 4 件を任意に抽出し、下水道部の各工事担当課での回議書・総合契約検査室への契約手続依頼書・予定価格調書・参加資格状況申告書・参加資格有無の確認結果画面・入札見積結果情報・契約締結回議書・

契約書（1億5千万円以上の工事の場合は仮契約締結回議書・工事請負仮契約書）・変更契約がある場合は各工事担当課での回議書・変更理由書等、契約に係る一連の資料を閲覧したところ、事務手続について問題は発見されなかった。

## 2) 最低制限価格の公表方法の検討（意見）

平成19年度において、最低制限価格制度の対象となる契約について、最低制限価格による入札業者が複数存在することからくじ引きにより業者決定を行ったケースは以下のとおりである。

なお、金額は税抜であり、落札金額は最低制限価格と同額である。

(工事請負契約)

(金額：税抜)

件名	予定価格 (千円)	落札金額 (千円)	参加業者数	
			うち最 低価格 入札数	
公共下水道第10工区杉1丁目污水支線布設工事(合併)	28,722	22,977	67	66
公共下水道第210工区杉1丁目污水管布設工事(合併)				
公共下水道第1工区长尾宮前1丁目污水支線布設工事(合併)	42,828	34,262	43	43
公共下水道第201工区长尾宮前1丁目污水管布設工事(合併)				
公共下水道第707工区宗谷2丁目污水支線布設工事	46,311	37,048	14	14
公共下水道第203工区藤阪東町2丁目污水管布設工事(合併)	40,090	32,072	27	26
公共下水道第3工区藤阪東町2丁目污水支線布設工事(合併)				
公共下水道第204工区津田駅前1丁目污水管布設工事(合併)	38,561	30,848	31	31
公共下水道第4工区津田駅前1丁目污水支線布設工事(合併)				
公共下水道第208工区杉2丁目污水管布設工事(合併)	12,496	9,996	18	18
公共下水道第8工区杉2丁目污水支線布設工事(合併)				
公共下水道第703工区尊延寺2丁目污水支線布設工事	42,183	33,746	12	12
公共下水道第701工区尊延寺4丁目污水支線布設工事	47,562	38,049	17	17
公共下水道第709工区穂谷污水支線布設工事	27,231	21,784	60	60
公共下水道第224工区长尾元町5丁目污水管布設工事(合併)	23,877	19,101	24	22
公共下水道第24工区长尾元町5丁目污水支線布設工事(合併)				
公共下水道第243工区藤阪元町3丁目污水管布設工事(合併)	19,711	15,768	11	11
公共下水道第43工区藤阪元町3丁目污水支線布設工事(合併)				
公共下水道第109工区长尾家具町2丁目地区他污水管布設工事	18,073	14,458	14	14
公共下水道長尾家具町2丁目地区マンホールポンプ設置工事	8,358	6,686	5	2

公共下水道第 108 工区堂山 2 丁目地区他污水管布設工事	16,242	12,993	36	35
公共下水道第 107 工区養父元町地区他污水管布設工事	6,942	5,553	7	5
公共下水道第 15 工区津田東町 2 丁目污水支線布設工事 (合併)	34,459	27,567	62	61
公共下水道第 215 工区津田東町 2 丁目污水管布設工事 (合併)				
楠葉中宮線雨污水管整備工事 (その 1)	49,357	39,485	40	39
山田雨水幹線整備工事 (中間人孔)	41,614	33,291	6	6
春日東町 2 丁目污水管改修工事	8,334	6,667	14	10
東香里新町污水管改修工事	9,455	7,564	5	5
津田元町雨水管改良工事	36,857	29,485	5	5
各ポンプ場補機ポンプ取替工事	5,700	4,634	2	2
北部ポンプ場放流ゲート RC 躯体補修工事	3,166	2,532	2	2

(委託契約)

(金額：税抜)

件名	予定価格 (千円)	落札金額 (千円)	参加業者数	
			うち最 低価格 入札数	
公共下水道津田駅前地区污水管実施設計委託	22,553	12,404	21	20
公共下水道尊延寺 3 丁目地区他污水管実施設計委託	19,939	10,966	28	26
共下水道津田駅前地区土質調査委託	7,171	4,302	20	19
公共下水道尊延寺 3 丁目地区他土質調査委託	8,091	4,854	28	27
公共下水道長尾元町 6 丁目地区污水管実施設計委託	15,885	8,736	24	23
公共下水道長尾台 1 丁目地区污水管実施設計委託	10,433	5,738	10	10
公共下水道野村元町地区污水管実施設計委託	11,824	6,503	16	15
公共下水道尊延寺 6 丁目地区他污水管実施設計委託	12,810	7,045	20	19
公共下水道穂谷地区他污水管実施設計委託	15,458	8,501	11	11
サダポンプ場内改良実施設計委託	5,500	3,025	16	14
船橋本町雨水支線基本設計委託	6,818	3,886	4	3
久保川雨水支線基本設計委託	6,780	3,932	5	5

上記は最低制限価格制度の対象となる契約のほぼ全てに該当し (くじ引きにならなかったのは 2 件のみである)、参加業者の大半が最低制限価格と同額での入札を行っている。

最低制限価格は、予定価格の制限の範囲内での落札価格の下限であり、その額を下回る額で入札すると失格とされる。市では、指名競争入札を除き最低制限価格を事前公表しており、選定を希望する参加業者が最低制限価格と同額で入札する可能性が高いことは理解できるが、

上記のように、ほぼ全参加業者が最低制限価格で入札し、くじ引きによる落札者決定が頻発している状況を鑑みると、競争性が十分に確保されているとは言い難い。

最低制限価格の事前公表は、入札制度の透明性確保に有効な手段ではあるが、今後はさらに、透明性を保持しつつ、同時に一定の競争性も保つことが可能な制度として、例えば他の自治体で採用例のある変動型最低制限価格制度(※)の導入等、他の有効な方法についても積極的に検討すべきである。

#### ※ 変動型最低制限価格制度

実際の入札金額を基準として最低制限価格を設定する制度。最低制限価格の予測がつかないため、抽選による落札決定が減少する他、最低制限価格が市場の実勢価格を反映したものとなる等のメリットがあり、生駒市、加古川市、桑名市等の自治体で導入されている。

### 3) 変更契約の削減（意見）

下水道事業では、工事の進捗において設計時には想定できない地質の相違等による工法変更や周辺地域の要請による警備員の追加配置等により、当初の契約からの変更が生じることが多い。「1) 落札率の状況」に記載のとおり、平成 19 年度の契約のうち、変更契約が行われたものは工事請負契約 43 件 (56.6%)、委託契約 37 件 (50.7%) であり、特に制限付き一般競争入札の対象となる高額な契約では、高い確率で変更契約が生じている。

変更契約を行う際の事務手続は、枚方市契約規則運営要綱第 13 条に定められており、変更理由書を作成の上、建設工事のうち増減予定額が当該契約金額の 100 分の 20 又は 2000 万円を超える場合は、事前に財政課長および総合契約検査室長の承認が必要とされている。

平成 19 年度の契約のうち、変更後の契約金額が当初予定価格を超過するものは以下の 7 件であり、各案件の変更理由書を確認しヒアリングを行った結果、変更理由について合理性を欠いていると認められる事項は発見されなかった。なお、変更契約が生じてしまう背景についてヒアリングした結果は、以下のとおりである。

#### (工事請負契約)

生活道路に埋設しているため、設計積算時の前提となる地質と実際の地質との相違が生じること、転石・不明管等が存在する場合があること、ガス管・電気配管の状況について事前に企業に対し調査を行うが回答が不完全なことがあること等から、工法の変更や工事面積の拡大に伴う道路舗装範囲の変更が生じやすい。また、交通警備員の配員追加等、安全確保に対する地元住民、警察からの要請による追加もある。

#### (委託契約)

変更が生じるのは、設計・測量・家屋調査等の委託契約である。設計・測量については、

過去の近隣での調査結果・地形図等に基づき設計積算するが、調査過程での地質の相違等による工法の変更等により追加作業が生じることがある。家屋調査については、精査と概査それぞれの見込と実績との乖離等による。

(工事請負契約)

(単位：千円、金額：税込)

担当課	件名	発注方式	予定 価格 A	落札金額		契約金額	
				B	落札率 B/A	C	増減率 C/B
下水道建設課	公共下水道第10工区杉1丁目汚水支線布設工事(合併)	制限付き一般競争入札(工事希望型)	30,158	24,125	80.0%	44,297	183.6%
	公共下水道第210工区杉1丁目汚水管布設工事(合併)						
下水道建設課	公共下水道第707工区宗谷2丁目汚水支線布設工事	制限付き一般競争入札(工事希望型)	48,626	38,900	80.0%	57,994	149.1%
河川水路課	山田雨水幹線整備工事(中間人孔)	制限付き一般競争入札(工事希望型)	43,694	34,955	80.0%	48,129	137.7%
下水道施設維持課	甲斐田新町地区他水路清掃工事	指名競争入札	1,828	1,680	91.9%	1,988	118.3%
下水道施設維持課	伊加賀地区水路清掃工事	指名競争入札	1,886	1,785	94.6%	2,136	119.7%
下水道施設維持課	天満川浚渫工事	指名競争入札	1,394	1,365	97.9%	1,613	118.2%

(委託契約)

(単位：千円、金額：税込)

担当課	件名	発注方式	予定 価格 A	落札金額		契約金額	
				B	落札率 B/A	C	増減率 C/B
下水道総務課	下水道基本計画検討業務委託	指名競争入札	16,008	15,750	98.4%	16,491	104.7%

しかし、本来、契約に必要とされる経費は、全て入札時の予定価格に適切に反映されるものであり、変更金額は、競争性の原理に照らすと、当初の予定価格に織り込まれていたならば少なく済む可能性のあった金額と考えられる。また、変更契約手続を行うこと自体、事務作業を追加していることになり、効率化の観点からも望ましいものではない。当初の見積もりや予

見可能性の精度を出来る限り高めて、契約変更の件数を極力減らす努力をより一層強化すべきである。

### 3. 随意契約の状況

#### (1) 随意契約とは

随意契約とは、地方公共団体が競争入札によらないで、任意に特定の相手方を選定して見積り合わせを行い、契約を締結する方法である。

随意契約は、恣意性が介入しやすい契約方法であることから、地方自治法施行令 167 条の 2 の各号において、随意契約を実施できる場合を列挙している。

各号の内容について要約すると下記のとおりである。

#### 1) 一定価格以下の契約

##### 枚方市契約規則第 19 条の 2

① 工事又は製造の請負	1,300,000 円
② 財産の買入れ	800,000 円
③ 物件の借入れ	400,000 円
④ 財産の売払い	300,000 円
⑤ 物件の貸付け	300,000 円
⑥ 前各号に掲げるもの以外のもの	500,000 円

2) 契約の性質や目的が競争入札に適さないもの

3) 障害者・高齢者・母子および寡婦の福祉にかかる事業者等との契約

4) 新製品の生産により、新たな事業分野の開拓を図るものとして、市長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる契約

5) 緊急性があるもの

6) 競争入札に付すことが不利と認められるとき

7) 時価に比して著しく有利な価額で契約できる見込があるとき

8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき

9) 落札者が契約を締結しないとき

(2) 下水道事業における随意契約

1) 平成 19 年度の随意契約

下水道事業における、平成 19 年度の最終契約金額が 100 万円以上となる随意契約の状況は以下のとおりである。

契約担当課	工事/委託	件数	金額 (千円)
下水道建設課	委託 ※	29	490,075
	委託 (その他)	6	11,424
下水道施設維持課	工事	11	36,391
	委託 (その他)	6	14,638
下水道施設維持課 (小規模工事)	工事	39	45,025
河川水路課	委託 ※	10	97,931

※ ガス管、地中電線など、市に所有権がないものを工事対象とする案件については、所有権を有する業者などに工事を委託することとなるので、委託に分類される。

2) 実施した手続の概要

① 実施した手続

- ・抽出した契約について、その事務の流れについてのヒアリング
- ・契約事務の書類の整合性の確認
- ・随意契約の理由の妥当性の検討

② 契約の抽出方法

- ・下水道建設課については、ガス管移設工事・水道管移設工事・文化財調査委託より、1 件あたりの金額が最も高額な契約を各 1 件
- ・下水道施設維持課については、随意契約理由ごとに、1 件あたりの金額が最も高額な契約各 1 件、小規模工事契約から任意の 1 件
- ・河川水路課については、1 件あたりの金額が最も高額な契約

③ 抽出した契約一覧表

担当課	相手先	業種名	件名	工事/委託	金額 (千円)	随意契約理由	
A	下水道建設課	大阪ガス	ガス管移設	平成19年度公共下水道事業(単独事業1次工事その1)に伴うガス管移設工事	委託	117,055	特定業者のみ実施可能
B	下水道建設課	枚方市水道局	水道管移設	長尾元町口径200mm以下配水管移設工事(第24工区)	委託	23,138	特定業者のみ実施可能
C	下水道建設課	枚方市文化財調査会	文化財調査委託	藤阪東遺跡埋蔵文化財立会調査	委託	2,927	特定業者のみ実施可能
D	下水道施設維持課	電業社機械製作所大阪支店	機械器具設置	大田川ポンプ場ポンプ改修工事	工事	19,425	特定業者のみ実施可能
E	下水道施設維持課	エコ・テクノ	土木一式	枚方元町地区排水管改修工事	工事	3,916	緊急工事
F	下水道施設維持課	フォーユー	建物清掃	北部別館清掃委託	委託	4,798	不落随契
G	下水道施設維持課	三菱電機プラントエンジニアリング西日本支部	各種保守点検	ポンプ場集中監視装置保守点検委託	委託	2,572	特定業者のみ実施可能
H	下水道施設維持課	オオトミ建設	水路改修工事	山之上4丁目地内水路改修工事	工事	1,267	小規模工事
I	河川水路課	関西電力	地中電線移設	内野雨水支線地中電線移設工事	委託	55,213	特定業者のみ実施可能



### 3) 手続実施結果

#### (Aについて)

当該契約は、下水道整備工事にあたって、先に埋設されているガス管の移設工事を委託したものである。ガス管の移設については、当然に所有権を有している大阪ガスの同意が必要であり、かつ、移設工事に関する技術については、大阪ガスが専門性を有していると考えられるため当該工事について、随意契約とすることに合理性があると考えられる。

工事金額の妥当性については、ガス管の移設工事の標準単価を独自に把握しており、当該単価から算出される価額と乖離する場合にはその原因について協議した上で、覚書を大阪ガスと取り交わす。覚書については他に、工期・工区・工事内容について取り決めを行う。なお、覚書を取り交わす際には、市長の決裁を受けているとのことである。

抽出した契約について、関連書類を通査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

#### (Bについて) (意見)

当該契約は、下水道整備工事にあたって、先に埋設されている水道管の移設工事を委託したものである。水道管についても所有権を有している水道局の同意が必要である点と移設工事について専門性があることは明白であるため、水道局を相手方に随意契約を実施することは不合理ではないと考えられる。

水道局とは覚書を交わし契約を締結しているが、これにより契約内容の詳細を明確にすることができ、内部決裁上の利便性が図れるとのことである。しかし、これらの点について、事務上の効率性が損なわれているかどうかについては検討の余地があると考えられるため、今後、水道局との統合が予定されていることから、水道局と下水道部の両者間で行なわれている契約内容を整理し、業務の見直しを行い、効率化されるよう検討すべきである。

#### (Cについて)

当該契約は、埋蔵文化財包蔵地において、下水道整備工事を実施する際には、文化財保護法上求められている調査を実施しなければならない、その調査を委託しているものである。文化財の調査については、市の地理や歴史の知識に長けているなど専門性が求められるため、特定業者との随意契約となることは不合理ではないと考えられる。

委託金額については、見積書を徴収し、時間単価や作業予定時間に異常がないかをチェックしている。業務内容については職員が立ち会ったうえで、完了報告を提出させることで検証しているとのことである。

抽出した契約について、関連書類を通査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

(Dについて)

当該契約は、ポンプ場のポンプの改修工事である。電業社機械製作所製のポンプであり、その改修となると他者と契約するより、販売元と契約を結んだほうがよいとの判断は不合理ではなく、随意契約とすることは妥当であると考えられる。

抽出した契約について、関連書類を調査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

(Eについて)

当該契約は、排水路の破損により、周辺住民に危害が及ぶケースであったため、緊急工事扱いとなり、随意契約となっている。

市においては、早急に対応しなければ市民生活に悪影響を及ぼすものについて、緊急工事という取扱いにすることになっている。

抽出した契約について、関連書類を調査した結果、緊急性を確認することができ、かつ、枚方市契約規則等に反することはなかったため、不合理と思われる点も発見されなかった。

(Fについて)

競争入札によって、落札者がなかった場合に、入札参加者のうち、最も低い金額で入札したものと、交渉の上、随意契約を締結することを不落随契と呼んでいる。当該契約は不落随契に該当する。

市では不落随契について、工事および工事に係る設計・測量等の建設コンサルタント業務は実施しておらず、再度入札を実施することになっている。

(Gについて)

当該契約は、ポンプ場の集中監視装置の保守点検業務の委託である。三菱電機プラントエンジニアリング製の集中監視装置であり、その改修となると他者と契約するより、販売元と契約を結んだほうがよいとの判断は不合理ではなく、随意契約とすることは妥当であると考えられる。

抽出した契約について、関連書類を調査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

(Hについて)

小規模工事については、「小規模工事に関する契約規則」にて取扱いの詳細が定められている。当該工事は130万円未満という要件を満たすので、小規模工事として取り扱われている。抽出した契約について、関連書類を調査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

(Iについて)

当該契約は、雨水幹線を埋設する際に、先に埋設されている地中電線の移設工事にかかる契約である。先のガス管と同じく、所有権を有している関西電力の同意と専門性が必要となるため、関西電力との随意契約となっている。抽出した契約について、関連書類を通査した結果、枚方市契約規則等に反することはなく、不合理と思われる点も発見されなかった。

## VII. 財産管理の状況

### 1. 下水道事業の財産

下水道事業における財産とは、下水道の管渠、ポンプ場設備等の公有財産、物品である。また、市では現在下水処理場を直接運営していないため少量ではあるが、消毒に使用する薬品等を所有している。

監査手続として、各財産の管理状況のヒアリング、管理台帳の閲覧、管理台帳と現物との照合、旧北部下水処理場の現地視察を行った。

#### (1) 公共下水道の管理状況

##### 1) 概要

下水道台帳は、下水道施設の位置・構造・能力等を適正に把握し一元管理する帳簿である。下水道法第23条によると、「公共下水道管理者は、その管理する公共下水道の台帳を調製し、これを保管しなければならない。」とされており、下水の処理開始の工事等に関する省令において、調書および図面をもって組成するものとされている。具体的には、地形図に公共下水道施設平面図を重ね合わせて調製したものであり、汚水管渠、雨水管渠、マンホール、取付管、公共ます等が記載されている。

下水道台帳の整備状況は以下のとおりである。雨水管渠を含む下水道全体では未整備の面積が僅かに存在するが、汚水管渠に係る公共下水道台帳は、既に整備が行われた処理区域に係るものは全て作成されている。

<下水道台帳(排水管路台帳：行政財産台帳)作成状況>

(単位：ha、%)

区 分 (污水处理分区)	台帳整備 面積 B	台帳整備済面積 A		合 計	A/B
		過年度	平成19年度		
楠葉分区	226	226	-	226	100
枚方北部	393	393	-	393	100
牧野・長尾分区	762	762	-	762	100
中部分区	1,543	1,543	-	1,543	100
御殿山分区	204	204	-	204	100
枚方分区	234	234	-	234	100
村野分区	365	365	-	365	100
私市分区	17	17	-	17	100
津田分区	321	319	-	319	99.3
香里分区	330	330	-	330	100

茄子作分区	154	154	-	154	100
寝屋川・香里分区	67	67	-	67	100
寝屋川・枚方分区	601	601	-	601	100
計	5,217	5,215	-	5,215	99.9

< 公共下水道台帳作成状況 >

(単位 : ha、%)

区 分	下水道整備済面積 A	台帳整備面積 B	B/A
渚 (北部を含む)	2,592	2,592	100.0
鴻 池	503	503	100.0

2) 下水道台帳の整備 (意見)

市の下水道台帳は紙媒体で保管されている。図面は 1/500、1/1000 (閲覧用) の 2 種類、計 1000 枚程度あり、作成は外部業者に委託している。公共下水道台帳の整備・更新状況についてヒアリングしたところ、以下の問題点があった。

- 台帳の更新作業は外部業者によって行われており、予算の都合上、処理区域ごとに順次、台帳の内容を最新情報に更新しているため、一時的ではあるが、台帳の記載内容と現状との間に乖離が生じることになる。
- 下水道台帳のデータマッピング (図面管理していたものをデータ化し、図面と業者・布設年度等の情報をリンクさせること) は行っていない。

下水道台帳は、最新の管渠情報を把握し、施設の適正な維持管理を行うことを目的として作成されるものであるため、台帳の内容と現物との間には極力差が生じないようにすべきである。

また、市は、他自治体が紙ベースの下水道台帳の記載内容をデータに移管する作業を順次行っているのに比べ、遅れている状況にあるといえる。下水道情報のデータ化には、下水道に関する情報を一元的にデータ管理することで図面等の資料の散逸と老朽化の防止が図れ、登録情報の更新作業が迅速化できる他、登録情報の多面的な活用ができること、目標物・住所等から必要箇所の検索スピードが早まり、閲覧要求や異常通報への対応が高度化・迅速化できること等の利点が考えられる。将来の公営企業会計適用を踏まえても、システムによる台帳への移行へ早急に取り組むべきである。その際には、既に実施されている上水道事業のシステムの利用可能性を検討する必要があると考える。

### 3) 老朽排水管の管理状況（意見）

市では、国土交通省が求める「下水管路の損傷状況に関する点検等調査」（平成 18 年 9 月第 1 回。以後平成 19 年 11 月までに計 4 回あり）により、重要路線下の下水道管の老朽化の現状について点検・報告を行っている。なお、国土交通省の対象管渠は「設置後 30 年以上経過しているもの」である。

具体的には、市では「枚方市地域防災計画」における緊急交通路（広域緊急交通路・地域緊急交通路）を対象に、布設後 30 年を経過した管路として国道約 2 k m、布設後 30 年未満であっても布設条件等により通常以上の損傷が見込まれる管路として府道約 20 k m・市道約 7 k m を抽出し報告している。国土交通省の指示によると、「巡視・点検」「目視調査」「詳細調査（管内カメラ調査）」の実施が求められているが、これらの路線について、国土交通省への報告後「巡視・点検」を実施した結果、全てについて「レベルⅢ（当面对策が必要ないレベル）」の評価を行っている。また、「目視調査」「詳細調査」に関しても、国道と市道の一部は詳細調査を実施して「レベルⅢ」の評価を行ったところであり、府道・市道の残りについても、予算措置が出来次第順次詳細調査を実施予定とのことである。

このように、国の主導で老朽化の状況が調査されているが、把握された老朽排水管の今後の修繕予定については明確にされていない。現在、下水管の更生工事（補修）は、昭和 57 年頃の調査結果に基づき、概ね年間 200m 程度のペースで順次行っているとのことであるが、計画的な修繕が行えているとは言い難い。これについて、市では下水道整備の推進を優先しているため、損傷の程度が低く緊急性を要さないことから予算の都合上明確な計画を立てられないとのことである。

しかし、近年、下水管路の老朽化と道路交通量の増加に起因する道路陥没の増加が問題視されており、これを防ぐためには、老朽排水管の定期的な把握とそれに基づく計画的な改築・修繕が不可欠である。市民の安全確保の観点から、老朽排水管の更生が着実に進めるよう、長期的視野に立った調査・修繕計画を立案すべきである。

## （2）公有財産、物品の管理状況

### 1) 概要

枚方市公有財産等の管理に関する規則第 69 条によると、公有財産については、財産台帳を調整し、常に財産の実態を明らかにしておかなければならないこととされている。

また、枚方市物品管理規則第 7 条、第 15 条によると、1 件 3 万円以上の備品については、物品管理台帳を作成し記録管理することが求められており、物品を管理する者は、年度末に現在高を確認し、物品現在高報告書を作成・報告する必要がある。

上記について、管理状況をヒアリングした結果は以下のとおりである。

(公有財産)

財産管理システムにて一元管理している。財産台帳は財産管理システムにて自動作成している。

(物品)

市では物品を総合財務会計システムの備品管理機能にて一元管理している。毎年提出する物品現在高報告書は、同システムから重要物品（1件50万円以上）とそれ以外に区分して自動作成している。提出にあたり、重要物品については各担当課において現物と照合している。

公有財産の内、北部ポンプ場の財産台帳を確認した。物品については、旧北部下水処理場に係る平成19年度の重要物品現在高報告書より無作為に2件抽出して現物と照合するとともに、現物からも無作為に2件抽出し報告書の記載内容と照合した結果、差異はなかった。

2) 建物台帳の副本の不備（結果）

枚方市公有財産等の管理に関する規則第69条によると、財産の主管部長は、その所属に係る財産台帳の副本を備え、異動の都度、修正しておかなければならないこととされている。下水道事業においても、所管する土地、建物等の財産台帳の副本を備えておく必要があるが、建物台帳の副本が備えられていなかった。直ちに副本を整備する必要がある。

3) 物品の現物確認（結果）

枚方市物品管理規則では、物品は毎年「確認」を実施する旨規定しているが、重要物品については現物との照合が定期的に行われているものの、3万円以上50万円未満の物品については現物との照合が行われていなかった。

物品の現物確認は、管理帳簿と現物を定期的に照合し、現物が適切に使用・保管されていることや、遊休状態のものがないかあるいは毀損しているものがないか等の有無を確認することにより、必要に応じて適切に管理帳簿へ反映することを目的としている。今後は、同規則に従い、物品の実在性と使用状況を確認するため、定期的な現物確認を実施すべきである。また、現物確認にあたっては、所定の手順を定め、適切な確認手続の実施が立証できるように行う必要がある。

なお、上記の目的に照らせば、必ずしも毎年全件の現物との照合が必要というわけではない。費用対効果の観点も考慮し、資産の規模や重要性等に応じた現物確認の方法や、対象を複数年度に分けて確認する方法等を検討し、場合によっては同規則自体を改正することも視野に入れるべきである。

#### 4) 備品シールの貼付（意見）

重要物品現在高報告書から抽出した物品 2 件には、いずれも現行の総合財務会計システムへ移行する前の旧管理番号が記載されたシールが貼られていた。総合財務会計システムの備品管理機能からもシールは作成されるが、同システム導入前から存在する備品には前のシールが貼付されたままとのことである。総合財務会計システムの登録情報とシールの番号との関連性はないため、現物確認に際しては、「品名」を手がかりに、また車両の場合等は担当課にて別途作成している手持ちの管理資料を用いて行っているのが現状である。

物品の適切な管理のためには、現物の特定を容易にするため、現行システムによるシールの貼付を徹底するか、システムに旧管理番号の情報を登録しておくことが望ましい。

### (3) 薬品等の管理状況

#### 1) 概要

市の下水道事業において管理する薬品等は、以下の 2 種類である。

（薬品：次亜塩素酸ソーダ）

水質保全のための消毒剤である。大阪府の淀川左岸流域下水道の処理水を市役所前線（緑道）内せせらぎ水路の修景用水・散水用水等に再利用する際に使用している。北部別館に一括納品され、事務所内倉庫で管理し、必要に応じてせせらぎ水路へ運搬している。

（危険物：A 重油）

ポンプ場の燃料である。各ポンプ場の屋外に貯蔵タンクがあり、下水道施設維持課職員立会のもと、業者がタンクへ補充している。ポンプ場は無人で施錠し、毎週点検している。北部・溝谷川・藤本川・黒田川・新安居川・安居川・犬田川・蹉跎の 8 施設に保管されている。

上記の管理状況をヒアリングし、北部別館の倉庫および北部ポンプ場での保管状況を視察した。

#### 2) 薬品の受払管理（意見）

次亜塩素酸ソーダの在庫量は常時ポリタンク 10 本程度、最大 15 本程度で、北部別館の倉庫内で他の物品類と明確に区別されており、保管状況は良好であった。しかし、取扱量が少ないことから、受払の管理帳簿は作成されていない。

しかし、薬品の安全管理の重要性に鑑みれば、少量であっても、継続して受払を記録し、管理責任者が定期的に現物と帳簿の数量をチェックする体制を整備する必要がある。



#### (4) 固定資産の評価額の調査状況

##### 1) 概要

市では、平成 23 年度の水道局との統合による公営企業会計導入に向け、管渠等の固定資産の評価額(取得価額から減価償却累計額を控除した後の帳簿価額)の算定作業を行っている。固定資産の範囲は多岐におよび件数が多く、下水道台帳・公有財産台帳には金額情報の記載がされていないこともあり、帳簿価額の把握は重要な課題となる。この作業の進捗状況をヒアリングしたところ、以下のとおりであった。

##### (下水道施設、その他公有財産)

請負・委託・購入等による取得分は、取得年度の事業費決算額等により取得価額を算定しており、現在、各年度の決算書・工事関係書類に基づき算定作業と取得財源の調査が概ね終了した状態である。今後、償却計算後の帳簿価額の算定を行っていく。

寄附・移管等による取得分(公共下水道が整備される前に民間の宅地造成業者等が設置した下水管等を市に寄贈したものは、調査・評価業務を外部委託することとしており、今後評価作業を行っていく。

##### (物品)

現在、作業未了である。

##### 2) 物品の帳簿価額の調査方法(意見)

下水道事業に関する固定資産のうち、物品については調査未了であり、今後作業を開始するとのことである。

市の総合財務会計システムの備品管理データには取得価額や取得年月日など、備品の評価にあたり使用可能な情報が登録されているが、サンプルとして入手した同システムデータの出力帳票を閲覧すると、重要物品について、取得年月日が同システムの更新日付、取得価額が一律 50 万円とされているものが多く見られる。これは、平成 18 年度の総合財務会計システムの更新にあたり、取得年月日・取得価額が不明であった物品は全て同様に扱った可能性が高いと考えられ、データの信憑性に疑問がある。

また、「(2) 3) 物品の現物確認」に記載したように、重要物品以外の物品については、年度末の現物確認を十分に行えていないため、システムに登録された物品の実在性に疑義がある。

従って、帳簿価額の算出にあたり、現在の備品管理データの情報をそのまま利用することはできず、登録情報の正確性の検証に相当の作業を要すると考えられる。

物品は調査対象件数が多いため、財務部等の他部署と連携しながら、現物確認、金額情報の把握等の詳細な調査を計画的に行っていく必要がある。

## (5) 旧下水処理場の管理状況

### 1) 概要

市ではかつて北部、香里の2つの下水処理場を有していたが、いずれも、大阪府の淀川左岸流域下水道の整備とともに廃止されている。旧下水処理場の経過と現状は以下のとおりである。

#### (香里下水処理場)

昭和33年に供用開始し、平成10年度に廃止。平成13年度に南部生涯学習市民センター建設のため大半を一般会計へ移管した。跡地の一部は調整槽（雨水の一時貯留施設。貯留能力4,700 m<sup>3</sup>）として使用されており、地上に露出した調整槽の池がある。

#### (北部下水処理場)

昭和44年に供用開始し、平成17年度に廃止。旧下水処理場の設備を利用し、一部に暫定の調整槽（貯留能力32,000 m<sup>3</sup>）を設置している。

上記のうち、旧香里下水処理場は既にその殆どが一般会計の所管となっているため、旧北部下水処理場について現地視察を行った。

### 2) 旧北部下水処理場における備品類の処分（結果）

北部調整槽管理棟内を視察した際、水質検査等に使用していたと推定される部屋の室内に、検査用機器や試験管・ビーカー等の器具备品類が処理場廃止当時の状態で置かれていた。薬品（塩化鉄、水質検査薬品等）の中身はすでに廃棄処分されているが、備品等は平成18年3月に閉鎖されて以来そのままの状態であり、使用に耐えうる機器類は少ないとのことであった。また、汚泥処理施設についても閉鎖当時のままの状態で見廻されており、内部には当時の設備が存在するとのことである。

これらは、平成18年3月末の同下水処理場の廃止後、調整槽として稼動する前の工事期間中に資産管理担当者の異動等が重なり、資産の今後の処分方針について十分検討できなかったことや、撤去費用の負担の問題から、現物を整理することなく置かれているものである。旧北部下水処理場は、敷地全般に進入防止用ネットフェンスを設置するとともに、施設の各入口は施錠されているが、備品類をそのままの状態にしておくことに合理性はなく、破損等による事故防止等安全上の観点からも、各資産の使用見込を調査・整理し、今後使う予定がないものについては撤去作業を行うべきである。

< 現北部調整槽管理棟 建物 >



< 管理棟の室内の状況 >







### 3) 旧北部下水処理場敷地の有効活用（意見）

旧北部下水処理場の調整槽は、淀川左岸流域下水道の処理場である渚水みらいセンターが建設途上であるため、現在必要な施設であるが、暫定的に使用しているものである。同下水処理場の敷地は第二名神高速道路の計画用地と重なっているが、該当する部分は土地全体の一部にすぎない。同下水処理場の敷地は最寄駅からの利便性もよく、これを活用すれば財政負担の軽減に繋がることが考えられる。今後、市民サービスの向上等の視点も踏まえつつ、有効な活用方法を十分に検討していく必要がある。

## 第4章 包括外部監査結果および意見の総括

### I. 下水道事業の今後について

前述のように、市の下水道は、平成19年度末において人口普及率91%を達成しているが、市としては行政区域内の6,508haの約8割に当たる5,217haを下水道計画区域として位置づけていることから、その計画区域内の整備を完了し、人口普及率100%を目指す予定である。

具体的には、住宅地域については平成24年度をめどに整備を行い、その後は市街化調整区域や工場区域の下水道整備を順次進めていく計画となっている。

このような状況から、今後は下水道施設の建設は収束していくこととなり、「建設中心の時代」から「施設の維持管理の時代」へシフトしつつあるといえる。

一方、下水道事業は、市民にとっては最も生活に根ざしている公共サービスのひとつであるため、利用者に対するわかりやすい説明や利用者の意見を反映する機会が求められてきていると考えられる。

そのため、下水道事業は、現在のサービスの水準を確保するだけでなく、利用者の多様なニーズに応えるとともに、経営面ではより一層「コスト」を意識した運営が求められている。

平成20年10月に公表された「枚方市構造改革アクションプラン」（改訂版 以下、改訂版アクションプランという。）においては、「安定した財政基盤の確立と公会計改革の推進」および「市民福祉の最大化をめざした行政サービスの効率化」を視点として、「効率的な執行体制の確立」、「健全な財政運営の推進」および「効率的かつ効果的な施策の推進」の3つを重要な柱と位置づけ、より効果的な行財政改革の取り組みを進めるとの方針を打ち出しており、下水道部に関連する具体的な取り組みとして「平成23年度までに下水道事業の地方公営企業法の適用と水道局との組織統合を行う」と示されている。当該案件については、改定前のアクションプランにおいても明記されていたが、具体的な時期が示されたことによって今後現状抱えている課題をクリアしていく動機付けになると期待されることである。

以下において、これまで述べてきた結果および意見を総括したい。

#### 1. 公営企業会計の適用

下水道事業は、公営企業の1つであり、運営に要する費用については受益者負担を原則とし、独立採算を基本としているため、一般会計とは切り離された特別会計にて経理が行われる。しかし、下水道事業について、地方公営企業法を適用するか否かは各地方公共団体の任意となっている。

公営企業会計には、複式簿記・発生主義の採用により一会計期間の経営成績や財政状態が明確になること、期間損益計算により使用料対象原価が明確に算定されること、使用料の改定の根拠として議会や住民への説明がしやすいこと、職員の意識改革を促し、経営意識を向

上させる等のメリットがあるため、導入が望ましいとされている。

しかし、実際には、下水道事業における地方公営企業法の適用は3,709事業中232事業（平成18年度）であり、非適用が圧倒的に多い。

改訂版アクションプランによれば、下水道事業への地方公営企業法の適用は平成23年4月とされており、下水道部においてもそれに向けて作業を進めている。

特に、公営企業会計開始時の固定資産の帳簿価額の算定は、企業の財政状況を明らかにするために重要であるとともに、大変な時間と手間を要するが、現状、下水道部では、「下水道事業における地方公営企業法適用マニュアル」（昭和63年3月 自治省）に基づき作業を進めているところである。公営企業会計の適用のみならず、水道局との統合に向けて固定資産の網羅的なデータ集計が必要なため、計画的に作業を進めていく必要がある。

## 2. 水道局との統合

### (1) 統合のメリット・デメリット

一般的にいわれている上下水道統合のメリット・デメリットは以下のように整理される。

(メリット)

#### ① 市民サービスの向上

水道使用料、下水道使用料および給排水工事等、市民に直接サービスを提供するセクションをまとめて1ヶ所で処理することができる。

#### ② 経費の削減

共通する業務を一つにすることにより、人件費等の共通経費の削減が図れる。

#### ③ 効率的な事業経営

情報の共有化による効率的な事務事業の実現および上下水道工事への効率的で迅速な対応が可能となる。

#### ④ 水行政施策の一体化

水処理技術、水質管理技術等の共有利用ができ、水循環施策における連携が期待できる。

#### ⑤ 地方公営企業法適用に係る事務の簡素化

公営企業会計化に伴う経理事務に水道局のノウハウが活用でき、また、条例等関係規程の整備に際して、水道局の関係規程を活用できる。

(デメリット)

#### ① 統合に向けての事務処理負担

#### ② 統合に係るコスト増大

デメリットは否めないものの、より効率的な事業運営が要求される下水道事業においては

水道局との統合は、企業会計手法を取り入れられる点において大きなメリットがあると考えられる。

## (2) 水道局との統合に向けての課題整理

水道局においては従前より地方公営企業法が適用されており、いわゆる複式簿記による会計が定着していることから、水道局との統合は、企業会計手法を導入し、事業運営の効率化を図るという点においてこれまでの業務の流れ、事業上の計数管理、資産管理等を見直す機会と捉えることができる。

従って、平成 23 年度の水道局との統合がスムーズに行うことができるよう、課題点を整理し、具体的な対応について計画を策定することが必要である。

### 1) 下水道事業マネジメントのあり方

国土交通省下水道政策研究委員会において「下水道事業マネジメントのあり方」について議論されている。その基本的な考え方は、計画、建設、管理など下水道事業の各段階における事業マネジメント手法の構築により、健全な下水道経営の確立を図るというものであり、以下の 3 つのポイントが示されている。

- ① マネジメント手法の構築（下水道施設の資産管理）
- ② 経営マネジメント
- ③ 人材マネジメント

①については後述する（「2）下水道施設マネジメントの必要性」参照）。

②および③については、「長期にわたり健全な下水道経営を継続するためにはどのような施策を行うべきか」という観点から、以下の論点について検討されている。

- ・ 中長期的な視点に立った下水道経営計画の策定が必要ではないか
- ・ どのようにして下水道管理費を縮減すべきか
  - 下水道管理費の 7 割を占める資本費の縮減を図るべきではないか  
(段階建設等による適正投資、新技術の採用等によるコスト縮減、施設の共同化・集約化)
  - 維持管理コストの縮減を図るべきではないか  
(既存ストックの適切な管理、不明水対策の徹底、省エネ運転の徹底、LCC (Life Cycle Cost) の最小化、下水道利用の適正化)



- ・どのようにして収入を増加すべきか
  - 適正な下水道使用料の設定を図るべきではないか
  - 接続の徹底を行うべきではないか
  - 汚泥の有効利用等の促進をすべきではないか
- ・住民参画や情報公開を進めるべきではないか
  - 下水道の計画策定、使用料の設定等において積極的に住民の参画を求めるべきではないか
  - これを支えていくには下水道管理者による積極的な情報公開と説明責任が必要ではないか
- ・これらの取組を支えるため、計画、建設、維持管理の各段階において、国が経営状況、維持管理を確認し、誘導する仕組みが必要ではないか
  - (経営状況)
    - 接続率の実態と対策、使用料水準、経費回収の現状と見通し、住民参画状況等
  - (維持管理状況)
    - LCC (Life Cycle Cost) の観点からの点検・改築更新計画の有無と概要、不明水の状況と対策等
- ・健全な下水道経営に向けた、下水道事業体制のあり方を検討すべきではないか
  - (広域的な管理体制、職員の資質の向上、公的な支援機関等の活用、ノウハウを有する退職者等の活用、民間活力の活用)

以上の議論は、平成19年6月に公表されている「下水道中期ビジョン」においても言及されており、今後、市が地方公営企業法を適用し、事業の効率的・効果的な運営を実施していくにあたっての重要なポイントになると考える。

これまで、安定した下水道事業の実現を目指して策定された経営健全化計画に関して、適時・適切な進捗管理ができていないこと、下水道使用料の算定に際し、使用料として回収すべき経費の適切な範囲やその算定過程の妥当性を含め、今後検討の余地があり、また市民への十分な説明（情報公開）が必要なこと、さらに、市は下水道計画区域の整備率100%を目指しているが、その整備に係るコストは多額になることが想定され、老朽化した管渠の維持修繕あるいは取替等に係るコストもあわせて、財務面を意識した計画的な整備計画が重要なこと等を指摘した。

これらに関して現状を分析し、改善の方向へつなげ、下水道事業を永続的に実施していくためには、市民との協議をふまえつつ、マネジメントサイクルの「計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)」のプロセスを絶えず意識し、市として優先して実行すべき事

項を検討しながら水道局との統合準備を進めていくべきであると考える。

## 2) 下水道施設マネジメントの必要性

第3章においても述べたように、市の下水道施設は昭和40年代から建設されたものが多く、今後はその維持管理をいかにすべきかが下水道事業においては重要な課題といえる。

平成19年6月に「下水道中期ビジョン～『循環のみち』の実現に向けた10年間の取り組み～」(下水道政策研究委員会計画小委員会報告書 国土交通省・社団法人日本下水道協会)が公表されており、「施設再生『下水道施設の資産管理』」に関して、以下のように記載されている。

### 4. 施設再生

#### (1) 下水道施設の資産管理

##### ① 現状と課題

これまでに整備した下水道の投資額は80兆円以上、施設のストックは、管渠の総延長が38万km、下水処理場数が約2,000箇所にのぼっている。

急速に整備が進歩した結果として増大した下水道ストックを適正に管理し、その機能を発揮させるためには、維持管理や改築更新への投資が必要であり、ストックの増大により維持管理費や改築更新費も増大する。また、老朽化を放置すれば、処理機能の停止によるトイレの使用制限や未処理下水の放出、管渠の破損による道路陥没など、日常生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。

したがって、厳しい財政制約の下、増大する下水道資産を適正に管理し、下水道サービスを安定的に確保していくためには、施設の延命化や改築更新投資の平準化など、下水道施設の建設・管理・改築更新を体系的に捉えた取り組みが求められている。



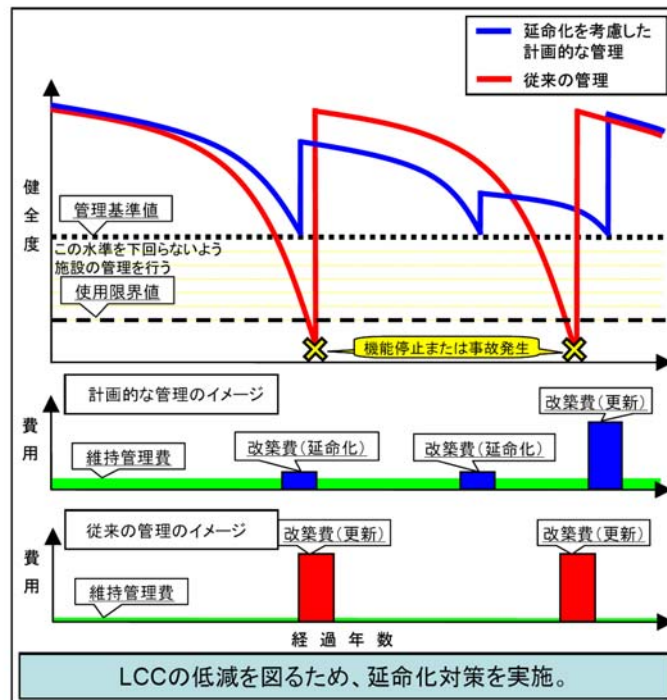
図Ⅲ-4-1-1 下水道資産が適正に管理されなかった場合に想定される影響

## ② 中期の整備目標

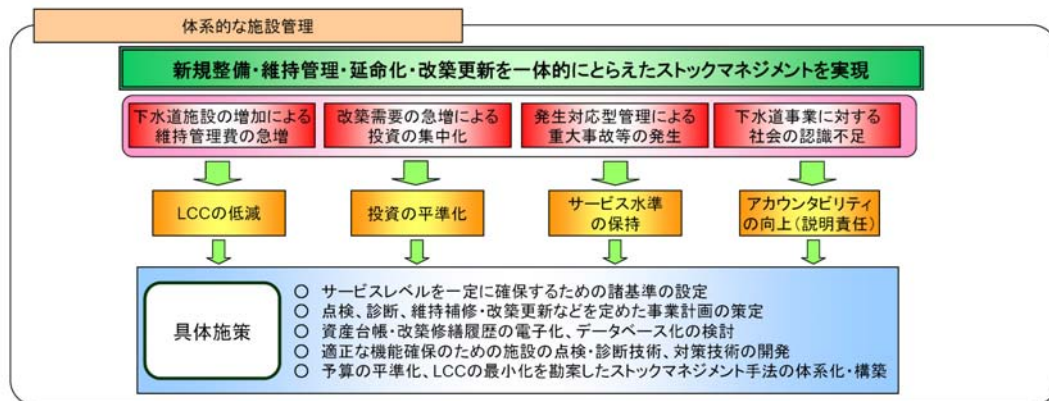
厳しい予算制約のもとで、下水道の機能を持続的に維持していくため、ライフサイクルの視点に立ち、新規整備から、維持管理、延命化、改築までを一体的にとらえ、下水道施設を適切に管理するストックマネジメントを実施する。

## ③ 目標達成のための具体施策

- ・ 国は、潜在リスクの定量化方法やサービスレベルを一定に確保するための諸基準（危険度上限値、管理基準値）の設定、また、診断・改築修繕等に必要となる現行の各種技術等を体系化する。
- ・ 下水道管理者は、新規整備に加え、施設の管理基準等をもとに、点検、診断、延命化を含めた維持修繕・改築更新（機能高度化を含む）などを定めた新たな事業計画を策定する。
- ・ 下水道管理者は、下水道台帳や改築・修繕履歴等の電子化を図るとともに、公的機関において、修繕・履歴等の体系的なデータベース化を実施することを検討する。
- ・ 国は、民間企業等との共同で、適正な機能確保のための施設の点検・診断技術、対策技術の開発を図る。
- ・ 国は、下水道管理者および公的機関と連携し、下水道施設をシステム全体として捉え、土木構造物に比べて耐用年数の短い機械電機設備の割合の多い下水処理場と、地中構造物で劣化状況の把握は難しい管きょから構成されるという下水道システムの特性を考慮し、予算の平準化を前提としたLCC（Life Cycle Cost）の最小化を勘案したストックマネジメント手法の体系化・構築を行う。



図III-4-1-2 LCC低減のイメージ



図III-4-1-3 体系的な施設管理のイメージ

市の下水道施設は、今や市民にとっては生活上なくてはならない基幹施設であり、市として、早期に下水道施設の管理手法を検討し、適時・適切に修繕等を含めた整備ができるように環境整備を行うべきである。

現状、下水道事業に係る資産管理の状況については、「第3章 VII. 財産管理の状況」において述べたとおりであるが、特に老朽排水管の維持修繕については計画的に実施していくべ

きであり、また、これについては経営上も大きな影響を与える事項であることから、早急に資産の管理体制を整え、適切な情報管理を行う必要がある。水道局においてすでにマッピングシステムを利用し、水道事業施設の管理を行っているが、下水道部においてもこれを参考に適切な手法を検討されたい。

### 3) 業務の効率化に向けての組織のあり方

現状、使用料徴収等の事務については水道局に一元化され、実際の事務については外部業者に委託されており、効率化が図れていると思われるが、これ以外にも事務管理部門については、統合を契機の一つにまとめることによって、更なる事務の効率化が図れると考える。

一方、水道局および下水道部のそれぞれにおいて管理している施設については、一定「水関連施設」としてまとめられるものの、その設計、建設、維持管理等のライフサイクルについての詳細は大きく異なることが推察されることから、むやみに組織を一体化させることを優先することなく、それぞれの専門性を重視しつつ、共通的に検討すべき業務、例えば、下水道の管渠の修繕等、上水道施設と密接に関わりのある事案にかかる業務については水道局との相互連携は欠かせないステップとなり、このようにお互いの業務を進めるうえで連携が必要な業務については整理し、組織編成すべきである。

なお、統合に当たり下水道事業に地方公営企業法の規定の全部が適用されるのに伴い、下水道部の職員は水道局職員と同様企業職員となり、市において企業職員は枚方市給与条例に定める給料表が準用されている。

一般的には、企業職員の給与は、生計費、同一又は類似の職種の国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、当該地方公営企業の経営の状況その他の事情を考慮して定めなければならないことから(地方公営企業制度研究会質疑集)、統合後の事業の管理者は、この点をふまえ、さらなる効率的な事業運営の実現のため、必要に応じて新たな人事制度の導入等の検討を行うべきと考える。

以 上